

平生町告示第30号

平成23年第7回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成23年8月31日

平生町長 山田 健一

- 1 期 日 平成23年9月14日
- 2 場 所 平生町議会議事堂

開会日に応招した議員

松本 武士君	村中 仁司君
久保 俊一君	中川 裕之君
河藤 泰明君	淵上 正博君
細田留美子さん	柳井 靖雄君
河内山宏充君	平岡 正一君
岩本ひろ子さん	福田 洋明君

9月22日に応招した議員

応招しなかった議員

平成23年 第7回(定例)平生町議会会議録(第1日)

平成23年9月14日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成23年9月14日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 平成23年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第2号 平成23年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第3号 平成23年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第4号 平成23年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第5号 平成23年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第6号 平成23年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第11 議案第7号 平生町暴力団排除条例
- 日程第12 議案第8号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 承認第1号 専決処分事項の承認について(平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例)
- 日程第14 認定第1号 平成22年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第2号 平成22年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第3号 平成22年度平生町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第4号 平成22年度平生町老人医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第5号 平成22年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第6号 平成22年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第7号 平成22年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第21 認定第8号 平成22年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第9号 平成22年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第10号 平成22年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 報告第1号 平成22年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第25 報告第2号 平成22年度平生町育英基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第26 報告第3号 平成22年度平生町土地開発基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第27 報告第4号 平成22年度平生町公共施設建設基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第28 報告第5号 平成22年度平生町ふるさと振興基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第29 報告第6号 平成22年度平生町減債基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第30 報告第7号 平成22年度平生町まちづくり基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第31 報告第8号 平成22年度平生町国民健康保険事業基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第32 報告第9号 平成22年度平生町介護給付費準備基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第32 報告第10号 平成22年度平生町介護従事者処遇改善臨時特例基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第34 報告第11号 平成22年度平生町地球温暖化対策推進基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第35 報告第12号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告
- 日程第36 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第37 委員会付託

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定(9日間)
- 日程第5 議案第1号 平成23年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第2号 平成23年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第3号 平成23年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第4号 平成23年度平生町下水道事業特別会計補正予算

- 日程第9 議案第5号 平成23年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第6号 平成23年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第11 議案第7号 平生町暴力団排除条例
- 日程第12 議案第8号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 承認第1号 専決処分事項の承認について（平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例）
- 日程第14 認定第1号 平成22年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第2号 平成22年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第3号 平成22年度平生町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第4号 平成22年度平生町老人医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第5号 平成22年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第6号 平成22年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第7号 平成22年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第8号 平成22年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第9号 平成22年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第10号 平成22年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第37 委員会付託

出席議員（12名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 松本 武士君 | 2番 村中 仁司君 |
| 3番 久保 俊一君 | 5番 中川 裕之君 |
| 6番 河藤 泰明君 | 7番 淵上 正博君 |
| 8番 細田留美子さん | 9番 柳井 靖雄君 |
| 10番 河内山宏充君 | 11番 平岡 正一君 |

12番 岩本ひろ子さん

13番 福田 洋明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 羽山 敦紀君

書記 岩井 浩治君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	副町長	佐竹 秀道君
教育長	高木 哲夫君	会計管理者	藤田 衛君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			吉賀 康宏君
総合政策課長	角田 光弘君	町民課長	中本 羊次君
税務課長兼徴収対策室長			洲山 和久君
健康福祉課長			弘中 賢治君
経済課長兼農業委員会事務局長			岩見 求嗣君
建設課長	安村 和之君	佐賀出張所長	山本 俊明君
教育次長兼学校教育課長			福本 達弥君
社会教育課長			小島 康司君
総合政策課長補佐兼財務班長			石杉 功作君

午前9時00分開会・開議

議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成23年第7回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において河内山宏充議員、平岡正一議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

議長（福田 洋明君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月22日までの9日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は9日間と決しました。

日程第3．諸般の報告

議長（福田 洋明君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布しております議会日誌、議員派遣の報告のほか、地方自治法第235条の2第3項の規定による平成23年8月及び9月実施の例月出納検査の結果報告並びに地方自治法第121条の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職氏名の報告はお手元に配布の文書のとおりであります。

これをもって諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告

日程第5．議案第1号

日程第6．議案第2号

日程第7．議案第3号

日程第8．議案第4号

日程第9．議案第5号

日程第10．議案第6号

日程第11．議案第7号

日程第12．議案第8号

日程第13．承認第1号

日程第14．認定第1号

日程第15．認定第2号

日程第16．認定第3号

日程第17．認定第4号

日程第18．認定第5号

日程第19．認定第6号

日程第 2 0 . 認定第 7 号
日程第 2 1 . 認定第 8 号
日程第 2 2 . 認定第 9 号
日程第 2 3 . 認定第 1 0 号
日程第 2 4 . 報告第 1 号
日程第 2 5 . 報告第 2 号
日程第 2 6 . 報告第 3 号
日程第 2 7 . 報告第 4 号
日程第 2 8 . 報告第 5 号
日程第 2 9 . 報告第 6 号
日程第 3 0 . 報告第 7 号
日程第 3 1 . 報告第 8 号
日程第 3 2 . 報告第 9 号
日程第 3 3 . 報告第 1 0 号
日程第 3 4 . 報告第 1 1 号
日程第 3 5 . 報告第 1 2 号

議長（福田 洋明君） 日程第 4、行政報告及び日程第 5、議案第 1 号平成 2 3 年度平生町一般会計補正予算から日程第 1 2、議案第 8 号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例並びに日程第 1 3、承認第 1 号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認について及び日程第 1 4、認定第 1 号平成 2 2 年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第 2 3、認定第 1 0 号平成 2 2 年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの件を一括議題といたします。

町長から行政報告及び提案理由の説明並びに日程第 2 4、報告第 1 号平成 2 2 年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告から日程第 3 5、報告第 1 2 号地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告までの件を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さんおはようございます。

この夏は、例年より早い梅雨明けとなりまして、暑さの厳しい夏でありました。9 月に入りましても残暑が厳しい日が続いておりますが、朝夕は涼しくなり、秋の気配を感じるきょうこのごろとなりました。暑い夏といえば、昨年の特段に暑い中、「防災の日」にちなんで平生町で実施をされました「県総合防災訓練」を思い出しますが、今年の 9 月 1 日の「防災の日」は、3・11 の東日本大震災が起きた年でもあり、殊さら特別な思いがいたしたところでもあります。

死者、行方不明者2万人以上に上る東日本大震災は、今月の11日で発生から半年になりました。しかし、いまだ本格的な復旧、復興には至っておりません。また福島県の原因事故災害の収束も不透明で、本当に心が痛む状況が続いております。

また、先日の9月4日には台風12号が四国に上陸をし、紀伊半島を中心に豪雨による大きな爪跡を残したところであります。これから本格的な台風シーズンとなります。また、地震や津波、水害、ゲリラ豪雨など自然災害は日本のどこでいつ起きてもおかしくない状況の中で、行政として危機管理意識を常に持って、地域防災力の強化を初め、迅速な情報収集や関係機関との緊密な連携など、きめ細かな対応をしていきたいと考えているところであります。

そのさなか、定められました平成23年第7回平生町議会定例会を開催をいたしましたところ、議員の皆様におかれましては御多忙中にもかかわらず全員の御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

まず、国政についてであります。9月2日に野田新内閣が誕生をいたしました。我が国は、御承知のとおり、今、かつてない国難と言える試練に直面をいたしております。東日本大震災の復興や原発事故の収束を初め、財政再建と経済回復、原発を含めた将来のエネルギー政策、社会保障と税の一体改革、世界的な財政金融不安、急激な円高による日本産業の空洞化への懸念、環太平洋連携協定(TPP)への参加検討など、数えたらきりがありませんが、全ての政策課題は待ったなしの状況にあります。

現在の政治や経済については、国民の多くが不信感や閉塞感を抱いている状況の中、まずは、政権与党内の結束を確立をし、更に与野党において一致団結をして政策を実現していくなど、総力を結集して、政治の歯車を着実に回して欲しいところであります。政治がこれ以上停滞することは許されない状況の中、野田首相の強い指導力と手腕に期待したいと思います。

それでは、これからは、6月定例会以降の町政の重要課題の進捗状況や経過につきまして、「行政報告」として申し上げたいと思います。

まず、地上デジタル放送について報告いたします。7月24日、東北地方3県を除いて、地上アナログ放送が終了し、地上デジタル放送へ移行いたしました。本町では、地上デジタル放送の電波が届きにくい「新たな難視地区」や、電波の混信により視聴が困難な「デジタル波混信地区」があることから、対象地区の世帯へは関係機関と協力をして、受信対策の御案内と御理解をお願いして、地上デジタル放送が受信できるように努めてまいりました。

また、6月27日から8月26日までは、役場本庁ロビーにてデジサポ山口による「臨時相談コーナー」を設置をして、住民からの相談への対応を行ってまいりました。相談が最も多くなると想定された7月23日から24日にかけては、両日とも職員も待機させるなど、問い合わせや相談への対応体制を整えて対応しました。その結果、7月24日以降も地上デジタル放送に関し

ては大きな混乱は発生をいたしておりません。7月23日の土曜日から25日の月曜日にかけて、住民から役場への相談件数は、2件であり、また、デジサポ山口への電話での相談件数は12件でありました。

なお、「新たな難視地区」や「デジタル波の混信地区」の受信対策については、恒久対策が7月24日までに完了しなかった世帯への対応として、衛星放送による暫定対策が実施をされ、恒久対策についても継続して実施がされております。今後も関係機関と連携をとりながら、残された課題に対し引き続き取り組んでいきたいと考えております。

次に、岩国基地民間空港早期再開について御報告をいたします。岩国基地民間空港、愛称は岩国錦帯橋空港であります。平成24年度内の開港に向けて、国並びに岩国空港ビル株式会社において、施設の整備が進められております。過日、7月29日に、空港利用促進協議会の今年度の総会が開催をされまして、空港の開港に向けたPR事業に重点的に取り組むことなど、利用促進や利便性向上、地域経済活性化に向けた取り組みを戦略的に推進していくことを申し合わせたところであります。

また、8月3日には、県において、利便性の高い運用時間の確保や空港へのアクセスの改善など国土交通省へ要望されております。また、同月23日には、岩国へのアクセス改善を含む県東部の発展を担う幹線道路の整備に関する要望活動を国交省に対し、近隣市町と一緒に展開したところであります。私からも、国道188号線バイパスの早期着手を強く要望したところであります。空港の再開を契機に県東部地域が活性化するように期待をいたしているところであります。

次に、地域福祉研修会について御報告を申し上げます。去る7月22日に委託事業であります「地域見守りネットワーク整備強化事業」の一環として、地域で見守り活動やボランティア活動に取り組まれておられる方々など、約200人の御参加をいただき、社会福祉協議会が主催で、本町が後援となり、「地域福祉研修会」が武道館で開催をされました。研修会では、初めに、町の担当職員による町の防災対策の現状を説明をした後、山口大学理工学研究科准教授の瀧本浩一先生から「地域で紡ぐ地域防災」と題して講話をいただきました。災害に備えることができる個人での取り組みや地域において、防災活動を継続していくためのヒントについてお話をいただきました。自分たちが生活している地域で予測される災害を知り、個人、または地域で備えることの大切さについて学ぶいい機会となりました。今後も本町の災害・非常事態に対応できる体制の整備や地域防災力の向上に取り組んでいきたいと考えています。

次に、有害獣の捕獲対策の取り組み状況について御報告いたします。年々増加する有害鳥獣による農作物の被害防止のため、捕獲に必要な、わな猟免許取得者の確保を図るため、町において平成22年度より「わな猟免許取得補助」を行っておりますが、今年度は、新たに県においても助成制度が実施をされました。こうしたこともあって、直接被害を受ける農家を中心に現在

17名の方々が免許を取得され、今後これらの方々が猟友会に加入申請、県に狩猟者登録申請をされる運びとなる予定であります。

また、並行して8月末に有害獣捕獲機材を購入いたしておりますので、これを猟友会捕獲隊や農業者への自衛わなとして貸し出しを行い、捕獲に向けた対策を強化しているところであります。

次に、学校耐震化について御報告いたします。公立小中学校の耐震化につきましては、8月25日の新聞紙上において全国または県内の耐震化率が発表されたところであります。本町では平成22年度におきまして、平生小学校普通教室棟及び平生中学校体育館の耐震化が終了し、耐震化率は57.1%となったところであります。県内の耐震化率の順位では、19市町中12番目に位置することになります。学校施設には、子供たちの安全・安心、地域の方々の避難場所、そういう役割もありますために、早急に耐震化を図っていかなければなりません。今後におきましても、平生中学校普通教室棟など、学校施設の耐震化を順次進めていきたいと考えております。

次に、「おいでませ！山口国体」の取り組みについて御報告いたします。「おいでませ！山口国体」の炬火・採火式を本町では8月6日土曜日のひらお十七夜まつりにあわせて、体育館駐車場で小学4年生から6年生が参加をして行いました。この日、採火された火は「きずなでつなぐひらおの火」として、10月1日、山口市の維新百年記念公園陸上競技場で行われる総合開会式において、本町の炬火ランナーとして平生中学校3年生で、陸上部、中長距離部門の選手により、他の市町で採火されたものとともに集火をされて、最終炬火走者に引き継がれ、炬火台に点火されることとなります。

また、県内の国体の競技会場などをきれいにしておもてなしの心でお迎えすることを目的にして、8月28日、日曜日に県内全市町一斉に「クリーンアップ大作戦」が実施をされました。本町においては、300人の方々が参加され、体育館周辺や道路沿いの清掃活動を実施いたしました。いよいよ、あと2週間余りで「おいでませ！山口国体」が始まります。本町においては、デモンストレーション行事として「電動車椅子サッカー競技」を10月9日の日曜日に平生町体育館で行いますが、町民総参加による大会となりますよう、そして山口国体が成功するように、全力で取り組んでいきたいと思っております。

次に、曽根公民館について御報告いたします。既に報告をいたしておりますように公民館の北側の屋根部分の外壁が崩落し応急処置をするるとともに、現在、利用者の安全のために玄関を除き周辺の立ち入りを禁止いたしているところであります。同公民館は昭和46年に竣工し、鉄骨づくりで既に40年経過をいたしております、主体構造部が劣化していることや内外装も大幅な改修を必要とすることから現地での建てかえということで、6月以降、議会にも状況を説明をしながら、諸準備を進めさせていただいたところであります。そして地元との協議を経た上で、この議会におきまして、公民館建てかえ関連予算を計上させていただいております。今日まで地域

や生涯学習の拠点として曾根公民館の果たしてきた役割は大きく、また地元の期待も大きなものがありますので、早期完成を目指していきたいと考えておりますので、皆さまの御理解、御協力をよろしくお願いをいたします。

行政報告の最後として、図書館について報告いたします。既に報告しておりますが平生図書館では7月1日からホームページを開設いたしました。これにより自宅や学校などのパソコンから平生図書館の催し物案内や収蔵図書の閲覧、さらには、読みたい本の予約もできるようになりました。ホームページを開設して2カ月余りで、1万3,000件余のアクセスがあり、利用者の利便性向上につながっているものと喜んでいただいております。以上で、行政報告を終わります。

それでは、御提案をいたします、予算6件、条例2件、承認1件、認定10件の議案につきまして、順を追って御説明を申し上げたいと思います。

議案第1号平成23年度平生町一般会計補正予算であります。補正額といたしましては、8,545万2,000円を追加いたしまして、予算総額は49億2,801万6,000円になるものであります。

まず、歳出の主なものより申し上げます。

歳出につきましては13ページからでございます。一般管理費におきましては、将来の大量退職に備えて、退職手当の準備積立金を追加計上いたすものであります。情報通信費におきましては、住民基本台帳法の改正に伴うシステム改修経費の委託料を追加計上いたすものであります。システムの改修につきまして詳細な内容が提示されたことによる追加経費であります。当初予算計上額と合わせて3,891万5,000円となるものであります。その他、地域イントラネット移設とケーブルテレビ移設は、曾根公民館改築に伴うものであります。

14ページの企画振興費では、生活交通活性化計画策定の準備をいたしておりますが、詳細データの収集が必要との判断に至り、このたびアンケートを行うこととし、その経費を計上いたしております。財務財産管理費におきましては、地方財政法の規定により、平成22年度決算の繰越金のうち繰越明許費繰越額を除いた2分の1相当額を財政基金への積立金として計上いたしております。交通安全対策費におきましては、街路灯設置費補助金といたしまして、今年度は例年以上に申請件数も多く、すでに94件の補助申請が提出されております。またLEDでの街路灯設置希望数も94件の申請のうち91件に上っておりますことから、今後の申請件数を見込み、追加計上をいたすものであります。

15ページにかけての山口県議会議員選挙費と町議会議員選挙費は選挙執行による精算でございます。社会福祉総務費では、普通交付税の確定に伴う財政安定化支援事業の国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金を計上いたしております。

16ページの福祉医療対策費と障害者福祉費ともに、過年度分の精算に伴う返還金を計上いたしております。中央児童館運営費では、児童館屋根の雨漏りの修繕経費などを計上いたしております。

17ページの健康づくり推進事業費におきましては、従来、肝炎ウイルス検査は40歳と希望者が検査対象でありましたが、平成23年度から、40歳から5歳ごとの節目の年齢者が対象となったことから、検査への啓発経費や、検査にかかわる委託料を追加するものであります。その他、過年度精算返還金を計上いたしております。環境衛生費では、環境衛生整備事業費の、ごみ集積ボックスの購入費補助金につきまして、平成23年6月で申請件数が10件、補助金額が19万9,800円となっていることから、今後の申請件数を見込んで、追加計上するものであります。

18ページの土地改良事業費におきましては、修繕料といたしまして、2件の水路修繕と土砂撤去1件を追加計上いたすものであります。工事請負費といたしましては、向井原下の道路整備1件を計上いたしております。林業総務費では、わな猟狩猟免許取得事業補助金につきましては、県からも補助金が交付をされることから、県からの補助分を控除して、一件あたりの補助金額を8,600円と改正いたしております。また、当初予算では申請件数を5件として予算計上いたしておりましたが、補助予定受験者数を25名として、追加をいたすものであります。

19ページの漁港建設事業費におきましては、修繕料につきましては、佐合島防波堤の補修ほか3件の修繕料を計上いたしております。また、海岸保全事業の補助金の内示額により、工事請負費を4,050万円減額し、単独事業費といたしましては、佐合島集落道路整備工事費を100万円追加計上いたすものであります。道路橋梁維持費では、町道佐合島線の舗装改修経費を計上いたしております。今年度は全体計画240メートルの内100メートルにつきまして、コンクリート舗装改修をいたすものであります。

20ページの道路橋梁新設改良費におきましては、町道長谷前線の横断溝改修工事と町道中村神領線におきまして、道路を横断する暗渠が崩落をしているための改修経費を計上いたすものであります。河川維持改良費につきましては、南原2号樋門、湊の沖樋門、旧中川樋門の3件の樋門の修繕料と大野園田地区の竹の下川の護岸改修経費の修繕料を追加するものであります。

21ページの港湾建設費につきましては、県の港湾整備に係る港湾施設事業債の償還において、県が資本費平準化債を発行することにより、平成23年度の負担金が減額をされるものであります。住宅管理費におきましては、町営田名沖住宅の側溝整備の経費を計上するものであります。

22ページの消防施設費におきましては、曾根公民館の解体に伴いまして、同報無線の受信アンテナを移設するものであります。小学校費の学校管理費におきましては、平生小学校の学力向上のため、学力推進リーダーとして、教頭職の教員が1名追加配置となったことから、教頭会の

負担金を追加計上するものであります。学力推進リーダーの教頭につきましては、平生小学校を中心に郡内の小学校へ出向き学習指導を行うものであります。小学校費の教育振興費におきましては、県の補助金を活用して佐賀小学校に配置する予定でありました特別支援補助教員につきまして、県教育委員会からの直接配置となったことから、全額を減額いたすものであります。

23ページの公民館費におきましては、工事請負費として曾根公民館の解体経費を計上いたしております。

24ページの災害復旧費につきましては、7月上旬の豪雨により、農業用施設が被災しておりますので、それぞれ災害復旧に係る費用を計上いたしております。内訳につきましては、農業用施設の修繕料につきましては、4件で64万円、工事請負費につきましては、4件で240万円となっております。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。9ページからであります。地方特例交付金につきましては、確定に伴いまして、減額をいたすものであります。

なお、児童手当及び子ども手当特例交付金につきましては、9月までの支給額で算定されておりますので、10月以降の支給内容によって、追加交付を予定されているものであります。

地方交付税につきましては、確定により増額するものでございます。増額理由といたしましては、基準財政需要額の個別算定経費のうち厚生費関係が増額していること、臨時財政対策債の振替額が減少していることなどによるものであります。農林水産業費国庫補助金は、漁港海岸保全事業の内示額の減額によりまして、減額いたすものであります。

10ページの県支出金につきましては、歳出において御説明をいたしました事業などに伴います特定財源を増額あるいは、減額をいたすものであります。寄附金につきましては、80万円の現金寄附がありましたので、追加をいたすものであります。

11ページの基金繰入金につきましては、財政基金からの財源充当をいたすものであります。

繰越金につきましては、1億4,479万円を追加いたしまして、繰越金の総額は1億7,479万円となるものであります。雑入につきましては、平成22年度の決算に伴う後期高齢者医療広域連合からの給付費負担金の返還金を計上いたしております。

12ページの町債の補正につきましては、漁港海岸保全事業におきましては、工事請負費の減額に伴いまして減額をいたすものであります。臨時財政対策債は確定によりまして6,292万6,000円減額いたすものであります。

前に戻りまして、5ページの第2表債務負担行為の補正でございますが、曾根公民館改築事業におきまして、リースによる改築事業を実施いたしますので、期間を平成24年度から34年度まで、限度額を1億3,000万円とする債務負担行為を設定いたすものであります。

6ページの第3表地方債補正につきましては、先ほど歳入で御説明いたしました町債の減額に

よりまして、起債額を変更するものであります。

なお、25ページから27ページにかけて給与費明細書、28ページに債務負担行為に関する調書、29ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと思っております。以上で、議案第1号平成23年度平生町一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第2号平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算につきまして、御説明申し上げます。今回の補正額は、1,261万8,000円を追加いたしまして、予算総額は16億157万円となるものであります。

歳出であります。8ページの一般被保険者移送費につきましては、緊急時の患者搬送費を追加いたすものであります。後期高齢者支援金につきましては、確定により増額するものであります。

9ページの前期高齢者納付金につきましては、納付見込額の確定により増額するものであります。

10ページの特定健康診査等事業費におきましては、生活習慣調査分析の内容を見直し、より詳細な分析結果となるよう、委託料を追加するものであります。償還金につきましては、過年度の療養給付費交付金等の精算によるものであります。

11ページの予備費につきましては、所要の額を追加補正するものであります。

続きまして歳入について御説明いたします。6ページの療養給付金交付金につきましては、平成22年度の精算によります追加交付であります。一般会計繰入金につきましては、普通交付税の確定に伴う財政安定化支援事業費を追加いたすものであります。その他の繰越金につきましては、平成22年度の決算に伴う繰越金であり、当初予算計上額を減額するものであります。

7ページの雑入におきましては、一般被保険者の第三者行為による賠償金を計上いたしております。

続きまして、議案第3号平生町簡易水道事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。今回の補正額は、16万円を追加いたしまして、予算総額6,058万5,000円となるものであります。

歳出につきましては7ページでございます。突発的な対応により、休日に勤務を必要としたことから、職員手当の時間外勤務手当を追加するものであります。

歳入につきましては、6ページでございます。歳出の増額補正に伴う一般会計の繰入金を追加計上いたすものであります。

続きまして、議案第4号平生町下水道事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。今回の補正額は、6万8,000円を追加いたしまして、予算総額は6億8,106万8,

000円になるものであります。

歳出につきましては、7ページでございます。下水道使用料の過誤納還付金を6万8,000円追加いたすものであります。当初予算で10万円を計上しておりますが、平成23年度の還付実績が7万7,388円程度でありまして、今後の過誤納還付金について9万円を予定していることから、追加をいたすものであります。

歳入につきましては、6ページでございます。歳出の増額補正に伴う一般会計の繰入金を追加計上いたすものであります。

続きまして、議案第5号平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。今回の補正額は、4,000円追加いたしまして、予算総額は8,527万2,000円となるものであります。

歳出につきましては、7ページでございます。公課費の消費税額に4,000円不足が生じたので、追加をいたすものであります。

歳入につきましては、6ページでございます。歳出の増額補正に伴う一般会計の繰入金を追加計上いたすものであります。

続きまして、議案第6号平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算について御説明申し上げます。今回の補正額は1,421万1,000円追加いたしまして、予算総額は11億3,869万円となるものであります。

歳出につきましては、7ページでございます。過年度分の精算による余剰金の準備基金への積み立てと、過年度分の保険料還付金及び国庫支出金などの返還金を計上をいたしております。

6ページの歳入におきましては、支払基金交付金と県負担金の過年度介護給付費精算金と22年度決算に伴う繰越金を計上いたすものであります。以上をもちまして、予算6件の議案の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第7号平生町暴力団排除条例について御説明いたします。本条例につきましては、平成23年4月1日から山口県暴力団排除条例が施行されたことを受け、本町におきましても安全で安心な住民生活を確保するとの立場から、県との協力体制を構築するため、同様の条例を制定するものであります。内容につきましては、暴力団排除のための町、町民、事業者のそれぞれの役割を明確にすることにあわせ、暴力団の排除に関する施策の基本となる事項、暴力団に対する利益の供与の禁止に関する事項及び青少年に対する暴力団の影響等を排除するための措置を定めるものであります。

続きまして、議案第8号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。本条例は、東日本大震災の被害の甚大さにかんがみ、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が平成23年7月29日に施行されたことに伴い改正をいたすも

のであります。改正の内容といたしましては、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲を改正するものであります。死亡した者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合において、死亡当時その者と同居又は生計を同じくしていた兄弟姉妹を加えるものであります。

続きまして、承認第1号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認について御説明申し上げます。本条例は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応するため、平成23年6月30日付で地方税法等の一部を改正する法律が公布され、公布の日から施行されることになったことに伴い、緊急に執行を要するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本町の町税賦課徴収条例の一部改正を6月30日付で専決処分させていただいたものであります。同条第3項の規定により本定例会に御提案いたすものであります。改正の内容といたしましては、納税義務者が、町税の申告書を正当な理由なく提出しなかった場合の罰則について、3万円以下から10万円以下の過料に引き上げるもの。また、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例について平成27年度まで延長するもの。また、町民税の所得割について、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の3%軽減税率の特例を平成25年12月31日まで2年延長するものであります。

以上を持ちまして補正予算6件、条例2件、承認1件につきましての提案理由の説明を終わらせていただきますが、次の平成22年度一般会計ほか9会計の歳入歳出決算の内容につきましては、佐竹副町長から説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

終わりに報告12件でございますが、まず、基金に関する報告が11件ございます。議案の末尾に本町の基金であります財政基金ほか10基金の平成22年度の運営状況、これに伴います収支の状況を、地方自治法の規定に基づきましてそれぞれ報告させていただいております。最後に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいた財政健全化判断比率と公営企業会計の資金不足比率の報告が1件ございます。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、監査委員の意見を付して、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の健全化判断比率と公営企業会計の資金不足比率を報告するものでございます。

なお、説明不足の点につきましては、副町長の決算についての説明が終わりました後、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく御審議をいただきまして、御議決あるいは御認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を午前9時55分からいたします。

午前9時40分休憩

.....
午前9時55分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

佐竹副町長。

副町長（佐竹 秀道君） それでは、平成22年度の決算報告を申し上げます。

各会計の決算につきまして、平成23年5月31日に出納閉鎖を終えて調製の後、監査委員さんに審査をお願いしたものであります。監査委員さんにおかれましては、7月28日から8月12日にかけて、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の状況について、直接担当課に説明を求め、日時をかけての審査をされました。その後、9月1日に監査の講評を受けましたので、これらの意見を付して、地方自治法第233条第3項の規定に基づく認定を受けるに当たり、その概要を、主に決算の附属資料を基に一般会計から順を追って御説明を申し上げます。

最初に、認定第1号一般会計歳入歳出決算について御説明を申し上げます。歳入総額は、57億7,455万1,801円、歳出総額は、55億8,901万5,248円でありまして、歳入歳出差引額が1億8,553万6,553円でございます。平成23年度への繰越明許費繰越額が1,074万6,358円でありますので、実質収支額につきましては1億7,479万195円となるものでございます。単年度収支につきましては、197万9,295円の黒字となっております。実質単年度収支につきましても、財政基金への積立額が取崩額を1億709万6,411円上回っていることから、1億907万5,706円の黒字となっております。歳入歳出の前年度対比については、歳入が0.5%の減額、歳出が0.4%の増額となっており、ほぼ平成21年度と同様の決算規模となっております。主な歳入の増額要因につきましては、普通地方交付税は平成22年度の国の一次補正により、2,444万6,000円の追加交付があったことから、平成21年度と比較して6,829万2,000円の増額となっており、特別交付税につきましても、平成21年度と比較して、2,518万2,000円の増額となっております。

また、繰越事業であります地域活性化・きめ細かな交付金、地域活性化・公共投資臨時交付金や学校建設に伴う安全・安心な学校づくり交付金、子ども手当の国庫負担金などが増額要因となっております。また、主な歳入の減額につきましては、平成21年度に実施した定額給付金給付事業の終了と町税の減収などによるものであります。歳出につきましては、子ども手当の支給事業と平生小学校改築事業や平生中学校屋内運動場耐震改修事業の繰越事業が主なものであります。

それでは、各予算費目の順に主要な施策等の成果を中心に御説明を申し上げます。

歳入からであります。決算書の9ページをごらんいただきたいと思います。町税につきましては、個人町民税の現年課税分が10.9%減少しております。法人町民税の現年課税分も7.

1%の減少となっております。固定資産税につきましては、現年課税分と滞納繰越分合わせて5.9%の増額となっておりますが、町税全体では平成21年度決算と比較して、2.1%の減少となっております。

10ページにかけましての地方譲与税の自動車重量譲与税につきましては、排出ガス性能及び燃費性能に優れ、環境負担の軽い自動車に対する自動車重量税の軽減税制が実施されている影響で6.1%の減少となっております。

11ページの地方特例交付金につきましては、子ども手当が創設されたことに伴い、697万3,000円、42.6%の増加となっております。地方交付税の普通交付税につきましては、国の1次補正で普通交付税が追加交付されたことにより、6,829万2,000円、3.9%の増加となっております。

13ページから14ページにかけての国庫負担金につきましては、子ども手当給付事業により、大幅に増加をしており、平成21年度と比較すると85.6%増加をいたしております。

15ページにかけての国庫補助金につきましては、新規事業の地域介護・福祉空間整備等交付金や、安全・安心な学校づくり交付金、地域活性化・きめ細かな交付金などの増額要因はあるものの、平成21年度に実施した定額給付金事業費が2億1,363万6,000円の減額となっていることから、国庫補助金全体で1億3,039万4,125円の減額となっております。

16ページから17ページにかけての県負担金につきましては、子ども手当の県負担分の増額により、4.9%増加しております。

19ページにかけての県補助金については、新規事業の体育館等バリアフリー整備事業費や公共施設省エネ改修支援事業費、子宮頸がんワクチン接種事業費などにより、10.8%の増加となっております。県委託金につきましては、選挙費や統計調査費の増額により20.4%増加しております。

20ページから21ページの繰入金につきましては、平成22年度の新規事業であります、太陽光発電システム設置費補助金を、新設した地球温暖化対策推進基金から事業費として430万6,000円を繰り入れております。繰越金につきましては、前年度対比で86.3%の増加となっております。

22ページの雑入では、平成21年度に雑入として柳井地区広域事務組会ふるさと振興基金配分金と大田教育文化基金精算金があったことにより、72.9%の減少となっております。

23ページから24ページにかけての町債につきましては、臨時財政対策債の増額発行があるものの、事業債の発行抑制と借換債の発行をしていないことから、1.3%の減少となっております。

続きまして歳出であります。26ページから27ページにかけての一般管理費では、平成

22年度から、将来の幹部職員の養成のため自治大学校研修に職員を1名派遣しております。また、例規に係る法制事務のサポートを実施する法制執務相談事業を実施しております。平生町例規集につきまして、初版から40年以上が経過いたしており、全面改訂を行っております。負担金補助及び交付金では、継続的な自治会運営への支援や自治会の基盤強化・活動促進を図るため、自治会活動費交付金の拡充を行っております。寄附金であります、東北地方太平洋沖地震の災害見舞金を取りまとめ先の山口県町村会を通して、災害地域への支援を行っております。

27ページから28ページにかけての情報通信費では、21年度からの繰越事業で地域活性化・経済危機対策臨時交付金の活用で住民情報システム更新業務を実施しております。

29ページにかけての庁舎管理費におきましては、新たな事業として防災メールサービスを実施いたしております。これは、気象情報や避難勧告などの防災に関する情報を登録した携帯メールや、パソコンメールで受信できるものであります。また、繰越事業で、全国瞬時警報システム「J-ALERT」を整備し、震度5以上の地震や津波警報、また、他国からのミサイル攻撃等の国民保護関係の情報を消防庁から緊急情報として衛星回線を通じて、町の防災行政無線から放送を流すものであります。

30ページにかけての企画振興費では、町の目指すべき将来の姿を明確にし、今後の町政運営の指針となる「第四次平生町総合計画」を策定いたしております。計画策定に当たりましては、まちづくりは「きずな」づくりを念頭に、より多くの町民の声を計画に反映させるため、公募による審議会委員を選任したほか、まちづくり懇談会の開催やパブリックコメント制度を活用して意見集約をいたしたところであります。

31ページの交通安全対策費におきましては、カーブミラーやガードパイプなどの整備について、自治会からの設置要望が多く出され、事業費が増加している傾向にあります。特にガードパイプは設置延長の長い箇所も多く、優先順位を付して計画的な整備が必要となっております。

32ページから33ページにかけての徴収対策費におきましては、新たな滞納処分の取り組みとして、差押え動産物件のインターネット公売を実施しております。このほか、滞納者への納税意識の高揚に努め、悪質滞納者への強制徴収の手続きを行うなど、滞納額の縮減や税収の確保に努めております。戸籍住民基本台帳費では、公的個人認証機器の窓口端末機の機器の保守期限が到来したところにより、機器の更新をいたしております。

35ページにかけての選挙費では、第22回参議院議員通常選挙が行われました。また、任期満了に伴う町長選挙については、無投票となっております。

36ページにかけての統計調査費では、国勢調査及び工業統計調査を実施いたしております。国勢調査では、速報値としての人口が1万3,484人で前回調査と比較しますと719人の減少となっており、率として5.06%の減少となっております。

37ページにかけての社会福祉総務費では、平成21年度と22年度の2年間をかけて「平生町地域福祉計画」を策定いたしております。本計画の基本理念であります「ともに、支えあい、助け合い、住み良さを実感できるまちづくり」の実現に向けて、地域における福祉活動を推進していくこととしております。

39ページにかけての老人福祉総務費では、田布路木老人集会所の外壁改修や佐賀西部地区老人憩いの家の排水施設整備事業を実施しております。また、介護保険関連施設で国庫補助を受け、既存の認知症グループホームのスプリンクラー設置の整備費と認知症グループホームの移転に伴う整備費の補助金を交付しております。福祉医療対策費では、後期高齢者医療保険で、未実施となっておりました人間ドックの助成事業を町の保健事業として開始し、12名の利用があったところでございます。

40ページにかけての障害者福祉費では、平成22年度におきましては、町税の非課税世帯の福祉サービス及び補装具に係る利用者負担の無料化をいたしております。また、やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度、県と連携をとりながら8月より開始いたしております。

41ページの児童措置費では、国の新たな制度により子ども手当を支給し、旧制度の児童手当と合わせて、総額で2億770万3,000円を支給いたしております。

43ページにかけての保育所運営費では、宇佐木保育園と佐賀保育園の耐震二次診断を実施いたしました結果、両保育園とも耐震性を有していることが判明いたしております。また、施設改修として、平生保育園におきましては、手洗場と中庭の改修を実施し、佐賀保育園では、外壁の改修を行っております。出生数の減少への対応や、より充実した保育所運営を図るため、町民や保育園の保護者代表などを含めた民間委員での保育園あり方検討会を2回開催いたしております。また、保護者への説明会や町議会の御理解をいただき、平生、宇佐木両保育園の統合及び民営化に取り組む方針を決定いたしております。

44ページから45ページの母子衛生費では、新規事業であります、乳児家庭訪問事業で、70人を訪問し、保健指導や相談を行っております。養育支援家庭訪問事業につきましては、子育てに対して強い不安や孤立感を抱える家庭や妊娠期からの継続的な支援を必要とする家庭などに対して、延べ22件の訪問を行っております。妊婦健診につきましては、母子の健康管理の充実と妊娠や出産に係る経済的負担を軽減するため、全14回への公費負担を継続しております。予防費では、今年度新たに、子宮頸がん予防ワクチン接種事業やヒブワクチン接種事業、小児用肺炎球菌ワクチン接種事業を実施しており、子宮頸がん予防ワクチン接種者が60人、ヒブワクチン接種者が170人、小児用肺炎球菌ワクチン接種者は173人となっております。また、委託料で多くの不用額が発生しておりますが、子宮頸がんワクチン接種事業におきましては、全国的にワクチンの供給量が不足していることが明らかになり、1回目の接種者については、3月末ま

で接種を控えるよう国から指導があったことと、ヒブワクチンと小児用肺炎球菌につきましては、ワクチン接種後に死亡事例が報告され、接種を一時見合わせるよう国から通知があったことから接種率が低くなったことによるものであります。新型インフルエンザ予防接種事業につきましても、新型インフルエンザの流行が拡大しなかったため、接種率が低かったことにより、不用額が生じたものであります。

46ページにかけての健康づくり推進事業費では、平成21年度に引き続き、国の事業により女性特有のがん検診推進事業を実施し、子宮頸がんや乳がん検診の無料クーポン券を交付いたしております。

47ページにかけての保健センター運営費では、保健センターの玄関ポーチの改修事業を実施しております。環境衛生費では、県補助金の公共施設省エネ改修支援事業費を活用して、役場本庁舎へ太陽光発電設備を設置しております。また、「平生町地球温暖化対策推進基金」を新たに設置し、基金財源を活用して、住宅用太陽光発電システム設置をする方へ、設置補助金を34件交付いたしております。

48ページから49ページにかけての労働福祉対策費の貸付金につきましては、山口県・市町中小企業勤労者小口資金貸付制度と山口県・市町離職者緊急対策資金貸付制度の利用者が対象となるものでありますが、平成22年度においては、貸付金の利用者はありませんでした。

50ページの農業振興費では、需要の高い園芸品目の産地を育成するために、需要に応える園芸産地構造改革推進事業を実施いたしております。また、遊休農地の有効活用と新たな農業の担い手の発掘を目的に開園いたしましたひらお農業体験農園も3年目を迎え、21組の参加者があったところであります。

51ページから52ページにかけての土地改良事業費では、単独土地改良事業9件と臨時交付金を活用した水路整備事業4件を実施し、老朽化した農道、水路の整備事業を実施いたしております。また、団体営ため池等整備事業の補助事業1件を継続事業として実施し、危険ため池の整備促進を図っております。ひらお特産品センター管理費では、年間の活動として「夏まつり」や「年末大売り出し」の開催や、広域ネットワークのイベントであります、「ルーラル・ゆうゆうフェスタ」に参加するなど、多くのイベントを開催し、年間来客数は約16万人、売上金額が約1億3,800万円となっております。

53ページの林業総務費では、水源かん養機能や山地災害防止機能の維持管理を図るため、流域育成林整備事業により下刈、間伐・枝打ちなどを実施しております。また、イノシシなどの有害獣から農作物の被害を防ぐため、地元猟友会で組織する移動捕獲隊による捕獲作業を実施いたしております。そのほか、有害獣対策としては、農作物の被害軽減を図るため、有害獣防除柵等設置事業で電気柵等の助成を行っております。林業事業では、緊急雇用創出事業を活用して、林

道大星尾国線の道路を覆っている樹木の伐採を実施しております。また、林道の路肩改良事業を1件実施いたしております。

54ページの水産業振興費では、水産振興対策事業費として、つくり育てる漁業の拠点として建設された光・熊毛地区栽培漁業センターにおきまして、車エビ、カサゴ、ガザミの各種種苗の放流事業を実施いたしております。放流場所につきましては、県漁協平生町支店と協議を行い、尾国から丸山の間で船からの放流を行ったところであります。また、22年度は新たな試みとして、冬場の放流も実施しております。

55ページにかけての漁港建設事業費では、高潮から背後集落を保全する海岸保全施設整備事業と、漁港整備として漁村再生交付金事業を実施しております。

56ページから57ページにかけての土木総務費では、道路台帳の修正業務を実施いたしております。また、繰越事業で地震防災マップを作成をいたしたものでございます。道路橋梁維持費では、舗装補修事業6件を実施しております。また、臨時交付金活用事業で舗装改修事業1件と区画線改修事業1件を実施しております。

58ページにかけての道路橋梁新設改良費では、単独道路改良13件、側溝整備事業3件、臨時交付金を活用した道路改良2件、側溝整備1件を実施しており、生活基盤である町道の改良を推進したものであります。今後におきましては、道路施設の中でも特に重要な橋梁につきまして、定期的な点検を実施し、適正な維持管理を行ってまいりたいと考えております。河川維持改良費では、老朽化した護岸の改修工事や流下能力を高めるためのしゅんせつ工事の単独改良工事を13件実施しております。また、臨時交付金を活用した老朽護岸の改修工事を4件実施いたしております。

59ページの都市計画総務費におきましては、地形図の修正業務を実施いたしております。公園事業費におきましては、緊急雇用創出事業を活用して、阿多田公園と向井原沖工業団地の環境整備事業として草刈りを実施いたしております。

60ページの住宅管理費におきましては、火災警報器設置工事を24戸、解体工事については、下横土手住宅1戸、尾土路住宅2戸を実施いたしております。町営住宅は、老朽化による補修が増加傾向にあることから、管理面・安全面からも老朽木造住宅の対応は、使用料の滞納問題とあわせて早い時期に解決しなければならないことであると認識をいたしております。

61ページにかけての非常備消防費では、山口県総合防災訓練in平生を8月29日に、約3,000人の多くの参加者により実施することができ、当初に掲げました「平生町挙げての防災訓練」という目的を達成することができたものと思っております。また、平成21年度からの継続事業といたしまして、災害時要援護者住宅用火災警報器設置補助事業を実施いたしており、94世帯への助成をいたしております。

6 2 ページにかけての消防施設費では、配水管布設替工事に合わせ、消火栓の移設工事を豎ヶ浜地区と磯崎地区で実施し、新規設置工事を中村地区と蔭平地区で実施しており、工事負担金として、田布施・平生水道企業団へ支出しております。また、第 5 分団のポンプ付き積載車を新規に購入して配備をいたしております。

6 3 ページから 6 5 ページにかけての小学校費の学校管理費におきましては、平生小学校の電話システムの改修事業や第 3 校舎への渡り廊下の改修事業を実施しております。また、臨時交付金事業で、平生小学校の体育館ステージ照明改修事業、佐賀小学校と平生小学校の職員室等の空調設備設置事業、佐賀小学校の転落防止柵設置事業、校庭周りのフェンス改修事業を実施しております。小学校費の教育振興費では、平生小学校と佐賀小学校で町単独事業により、コミュニティスクール推進事業を新たに実施し、特色ある地域に根差した学校づくりを推進しております。また、保護者の経済的な負担の軽減対策として、バス通学者に対する通学費補助制度や就学援助費制度を引き続き実施しております。佐賀小学校へは、県から学力向上支援員が直接配置をされ、特別な配慮を必要とする児童に対して個別指導を実施しております。

6 6 ページの小学校建設費では、平成 2 1 年度からの繰越事業で平生小学校の普通教室棟の改築事業に取り組み、関係者の努力により、工期内完成をみることができました。またとない国の財政支援を活用して、町の財政負担を軽減でき、時宜を得た取り組みであったと思っております。2 月当初には完成見学会を開催し、関係者や地域住民約 3 0 0 名の方々が見学をされたものであります。あわせて、佐賀小学校と平生小学校には、太陽光発電設備を設置し、地球温暖化への取り組みの範を示すとともに、児童の環境学習に資することができるものと思っております。耐震診断につきましては、平生小学校第 3 校舎と佐賀小学校特別教室棟を実施した結果、佐賀小学校の特別教室棟は耐震性能を有していることが判明しております。

6 7 ページにかけての中学校費の学校管理費では、平成 2 2 年度におきまして、2 名の特別な支援が必要な生徒が入学したことにより、情緒学級を新設いたしております。また、平成 2 1 年度、平成 2 2 年度におきまして、文部科学省から道徳教育実践研究校の指定を受け、体験活動などにおける道徳実践の工夫や家庭・地域との連携による一体的な推進のあり方を中心に研究を進めております。臨時交付金事業では、自転車置場改修事業、生徒玄関屋根改修事業や職員室等の空調設備設置事業などを実施いたしております。

6 8 ページから 6 9 ページにかけての中学校費の学校建設費では、平成 2 1 年度の繰越事業として、屋内運動場の耐震改修事業に取り組み、工期内に完成をしております。工事期間中は屋内運動場及びグラウンドの一部が使用できないこともあり、運動会を町スポーツセンター、文化祭を町体育館で実施するなど、工夫を凝らした学校運営をいたしたものであります。平生小学校の普通教室棟をあわせ、中学校屋内運動場の耐震改修により本町の学校耐震化率は 5 7 . 1 % とな

ったものであります。

70ページにかけての幼稚園費におきましては、4歳児が30人を超えたため、2クラス編成とし、担任教諭を配置いたしております。また、3歳児、4歳児の特別な配慮を必要とする園児のため補助教諭をそれぞれ配置いたしております。また、職員室に空調設備設置事業を実施いたしております。臨時交付金事業では遊戯室の床改修工事を実施いたしております。

71ページにかけての社会教育総務費では、地域ボランティアの協力を得て、小学校の施設や平生中央児童館を活用して、昔から伝わる遊びや物づくり、スポーツ、文化活動を行う「放課後子ども教室」を実施し、放課後や学校の休日に子供たちの安全で健やかな居場所づくりを推進しております。また、学校支援地域本部事業は3年目となり、学校支援コーディネーターを通じ、学校支援ボランティアの募集を行い、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子供を育む取り組みを行っております。

72ページにかけての公民館費では、公民館の整備について、曾根公民館の事務室の天井の改修や佐賀公民館のLEDによる外灯の設置、フラッグポール改修事業などを実施しております。また、臨時交付金事業におきましては、中央公民館の駐車場舗装改修事業、佐賀公民館の1階フロアのカーペットの張りかえ事業、非常用電源設備の移設事業を実施しております。

73ページにかけての図書館費では、夏休みには、昨年に引き続き4地区の公民館で「子ども移動図書館」を実施し、幼児から中学生向けの本の貸し出しを行っております。

74ページから75ページの保健体育総務費では、生涯スポーツの推進として、健康・体力づくりの意識と実践意欲の高揚を図ることを目的に、体育協会各部が主体となって、ファミリースポーツレクリエーション大会などの各種大会を開催いたしたところであります。また、平生町スポーツ少年団は平成元年以来21年ぶりに第37回日独スポーツ少年団同時交流を引き受け、相互の交流による友好と親善を深めたところであります。また「おいでませ！山口国体」の開催に当たり、平生町では、デモンストレーション競技として、電動車椅子サッカー競技が開催をされることから、平成22年度は競技の啓発を図るため、体験学習を開催いたしております。

76ページにかけての保健体育施設費では、国体開催に向けて、体育館周辺のバリアフリー改修事業を県の補助金を受けて実施いたしております。また、財団法人山口県市町村振興協会からの助成を受け、既存の倉庫を解体し、収納面積の大きな倉庫に建てかえることで利用者の安全と利便性を図るとともに国体開催に備えております。

77ページにかけての災害復旧費では、梅雨前線による豪雨によりまして被災いたしました農業用施設災害復旧工事9件、土木施設災害復旧工事3件を実施いたしております。その他、災害に備えるため各コミュニティセンター等に土のうを配備をいたしております。公債費につきましては、昨年度比で約8%の減少となっております。19年度に策定した公債費負担適正化計画に

沿って公債費の適正な運営を行っているところであります。公営企業費につきましては、上水道企業費が昨年度と比較して3.3%減少しておりますが、主に、平成21年度に実施しております、臨時交付金事業の終了によるものであります。以上が、一般会計における決算概要であります。各種財政数値につきましては、経常収支比率は、地方交付税と臨時財政対策債の増額により1.2%減少し、88.5%に、また、実質公債費比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により算定した数値において18.7%となり、0.8%減少いたしております。

財政基金の残高は21年度末と比較いたしますと、1億709万6,411円の増額となっており、22年度末残高は3億8,595万4,067円となっております。財政状況は若干、持ち直しつつありますが、東日本大震災に伴う復旧・復興に関して、平成23年度以降の国の地方財政措置への影響が懸念されるところであります。また、高齢者人口の増加などにより、税収の減収など、地方財政を取り巻く環境は厳しさを増していくものと予想され、第五次行政改革大綱の着実な実践と第四次総合計画の計画的な推進により、持続可能な財政基盤を確立し、さらなる行財政改革を推し進めながら、財政の健全化に継続して取り組んでまいりたいと考えております。以上で一般会計の説明を終わらせていただきます。

次に、認定第2号国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について、御説明を申し上げます。歳入総額は16億2,979万9,080円、歳出総額は16億2,491万7,760円で、歳入歳出差引残額は488万1,320円でありまして、これを平成23年度へ繰り越すものであります。なお、翌年度精算分などを加味した実質単年度収支は8,036万5,258円の赤字となっております。この要因といたしましては、高度医療などによる、医療給付費が高騰したことによる歳出の増加に対して、平成20年度の制度改正により、国の特別調整交付金の配分がえや、保険税算定における資産割の廃止、また、不況・失業などに起因する課税対象所得金額の減少などによる税収の落ち込みなどから、歳入が大幅に減少し、このため、財源不足を補てんするために基金からの多額の繰り入れを行っております。

年度末における国民健康保険加入被保険者数は、昨年度と比較して、10人減少して、3,542人となっております。内訳としては、一般被保険者数が3,139人、退職被保険者が403人となっております。

それでは、歳入から御説明申し上げます。5ページの国民健康保険税におきまして、現年分の保険税は21年度と比較いたしますと、約2,500万円減収となっており、2億7,436万6,000円となっております。

6ページの国庫補助金の財政調整交付金につきましては、21年度と比較いたしますと約420万円の増額で、9,071万6,000円の交付を受けております。

7ページの前期高齢者交付金は、65歳から74歳の人数や医療費構成などに応じて、保険者間で相互負担するものでありますが、約200万円増の、3億7,062万8,993円の交付を受けております。また、高額医療費共同事業交付金は、21年度と比較して約1,000万円の増額で、3,378万5,389円の交付を受けております。

8ページの基金繰入金は、給付財源を補てんするために、5,700万円を繰り入れております。その結果、22年度末の基金残高は、21年度末残高と比較して5,695万77円減少して、2,944万1,711円となっております。

次に、歳出であります。11ページの保険給付費の療養諸費では、約5,749万円を増額し、10億2,406万7,797円となっており、対前年度比で5.9%増加しております。高額療養費におきましては、約2,268万円増額して、1億4,520万2,889円となっており、対前年度比で、18.5%増加しております。

13ページの共同事業拠出金は、約1,408万円増額し、1億8,515万364円となっており、対前年度比で8.2%増加しております。

14ページにかけての特定健康診査等事業費では、平成20年度から始まった特定健康診査の受診率目標を45%に設定しておりましたが、目標には至らず21.8%にとどまっております。

次に、認定第3号簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、御説明を申し上げます。歳入歳出ともに総額6,477万3,769円でありまして、実質収支額はゼロとなっております。昨年度と比較して歳入・歳出ともに16.9%増加しております。この増加の要因の主なものは、田布施・平生水道企業団への事業統合に向けた、資産調査業務を実施したことによるものであります。

3ページの歳入のうち、使用料収入についてであります。ほぼ昨年度並みの3,017万9,460円となっております。歳入確保対策として、未納者に対して給水停止処分の実施と臨戸徴収や電話催告などを実施しております。

4ページの歳出の施設管理費では、新規事業といたしまして、田布施・平生水道企業団との事業統合に向けた資産調査業務を実施いたしております。

5ページの公債費については、ほぼ昨年度並みとなっております。簡易水道事業については、平成25年度の田布施・平生水道企業団との事業統合にむけて、準備を進めているところであります。

次に、認定第4号老人医療事業特別会計歳入歳出決算について御説明を申し上げます。歳入・歳出総額ともに4,964円で、実質収支額はゼロとなるものであります。医療給付費につきましては、請求遅延分の経理を行うために会計を維持しているところでございますが、平成22年度は前年度の財源精算分だけであり、精算業務をほぼ完了したことにより、平成23年3月末を

もって本会計を廃止いたしております。

次に、認定第5号下水道事業特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入・歳出総額ともに6億2,178万2,674円であり、実質収支額はゼロとなるものであります。22年度の管渠整備につきましては、平生地区で坂の下、西原、沼、下豊田、新湊、宇佐木地区では西分、大野地区では弁上、曾根地区では向井原、新地、地方下で実施いたしております。これにより平成22年度末の整備面積は全体では247ヘクタールとなっております。普及率は54.8%、水洗化世帯率は96.3%となっております。

4ページからの歳入の主な内訳といたしましては、下水道使用料であります。普及率の伸びに伴いまして前年度より6.7%増額となっております。収納率も上下水道使用料の賦課徴収事務の一元化により、現年度分の収納率は99.9%となっております。国庫支出金につきましては、工事費の減少により24.7%減少いたしております。一般会計繰入金は、ほぼ昨年度並みとなっておりますが、依然として多額なものであることに変わりはなく、一般会計を圧迫する大きな要因の一つであります。町債につきましては、ほぼ昨年度並みとなっております。

6ページから7ページにかけての歳出の主なものとしては、下水道管理費におきましては、流域下水道事業維持管理費であります。全体費用の72.7%を占めております。下水道整備費では、公共下水道事業の実施設計業務の委託を実施しております。工事請負費では、公共下水道管渠布設工事や公共ます設置工事など、23件の事業を実施しております。また、臨時交付金事業で曾根沖地区において雨水排水設備工事を1件実施しております。

7ページの公債費は、0.2%減少をしており、ほぼ前年度並みとなっております。元利償還金につきましては、引き続き3億円を大きく超えるものとなっております。今後におきましてもこの傾向は続くものと考えられますので、公債費負担適正化計画に沿って公債費の適正な運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、認定第6号水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入・歳出ともに8万7,269円であります。処理場の土地借上料の支出経理を本会計で行っているものであります。

次に、認定第7号漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入・歳出ともに8,523万9,007円でありまして、実質収支額はゼロとなるものであります。対前年度比で13.4%増加となっております。この主な要因としては18年度に発行した事業債の新たな元金償還が開始となったことによるものであります。処理区域面積は106ヘクタール、処理区域内世帯数は550戸と前年度と比較して変化はありませんが、水洗化世帯数は374世帯に増加しており、水洗化世帯率は68%に増加しております。汚水流入量の増加に対応した処理施設の維持管理体制が必要となってきており、この財源確保のためにも、水洗化率の向上を図

り、料金収入の確保と普及促進にこれまで以上に積極的に取り組んでまいりたいと思います。

3 ページからの歳入につきましては、水洗化世帯の増加に伴いまして収納額は10.3%増加いたしております。一般会計からの繰入金につきましては、償還金の増加に伴いまして、前年度対比で8.1%増加しております。また、町債につきましては、資本費平準化債の発行により、対前年度比で41%増加をしております。

5 ページの歳出につきましては、汚泥処理手数料や処理施設維持管理業務が増額をいたしておりますが、汚泥の減量化に向けての検討をいたしておるところでございます。

6 ページの公債費は元金償還金の増加によりまして、12.1%増加いたしております。

続きまして、認定第8号熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入・歳出総額ともに2,399万2,183円となっております。実質収支額はゼロとなるものであります。介護認定審査会は毎週2回を基本として開催をしており、平成22年度の総開催回数は86回で、審査判定総件数は2,219件でありまして、昨年度と比較すると開催回数で8回、審査判定件数で112件増加をしております。

3 ページの歳入につきましては、審査会の構成町である田布施町と上関町からの負担金と平生町からの運営費としての繰入金であります。

4 ページの歳出につきましては、認定審査会運営業務に要する経費を支出しております。平成22年度は、認定審査会用のパソコンを再リースしたことと、第4庁舎のリース期間が平成21年度に終了したことで庁舎共通設備費の経費が減少したことにより、歳出全体で7%減少をしております。

続きまして、認定第9号介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入総額は10億2,984万7,808円、歳出総額は10億2,289万9,880円で、歳入歳出差引額は694万7,928円を平成23年度へ繰り越すものであります。高齢者数の増加により、平成22年度末の第1号被保険者数は3,965人で昨年度末と比較して35人増加をしております。そのうち65歳から75歳未満の被保険者数が1,829人に対しまして、75歳以上の被保険者数は2,136人で72人増加をしております。また、要介護認定者数は711人で、63人増加をしております。

5 ページの歳入につきましては、調整交付金が1,817万5,000円増額しておりますが、これは平成21年度の調整交付金の追加交付分として、特別調整交付金が741万9,000円交付されたことによるものであります。

7 ページの介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金は、平成21年度に改定された介護報酬に伴い介護保険料の増加を抑制するために繰り入れたものであります。

9 ページの保険給付費につきましては、給付費総額が9億5,768万4,591円でありま

して、対前年度比で4.6%増加しております。内訳といたしましては、介護給付費が8億4,104万2,635円、介護予防給付費が4,827万6,989円、高額介護サービス費が2,266万6,763円に加えて、一昨年から制度化された高額医療合算介護サービス等費は507万1,794円が新たに給付されております。介護給付費は、平均的に増加傾向となっております。

平生町の平成22年度末の65歳以上の割合は30.7%となっており、高齢者数の増加により、今後も要介護者は増加していくことが予想され、必要とするサービスが必要なときに受けられるよう、サービス提供基盤の整備は今後も行っていかなければなりません。一人でも多く、高齢者が自立して元気な長寿社会を送れるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、認定第10号後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、御説明申し上げます。歳入・歳出ともに総額1億7,771万9,689円で、実質収支額はゼロとなるものであります。

3ページから4ページにかけての歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料で、歳入総額は1億2,566万8,451円となっており、歳入決算額全体の70.7%を占めており、収納率は99.6%であります。

5ページから6ページにかけての歳出の主なものは、山口県後期高齢者医療広域連合への納付金でありまして、総額で1億6,742万5,406円となっており、歳出決算額全体の94.2%を占めております。保険料につきましては、平成22年度が見直しの年に当たり、改定に当たっては、急速な医療費の増加による保険料への影響が懸念されたところでありましたが、制度移行を前提にした基金の積極的な繰り入れを図ることにより、おおむね平成21年度並みの保険料率での改定となっております。

以上で、説明を終わらせていただきますが、別冊の平成22年度決算の附属資料及び決算審査意見書を御参考に、御審議を賜りますよう、お願いを申し上げまして、決算報告を終わります。

議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。再開を午前11時5分といたします。

午前10時50分休憩

.....
午前11時05分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

日程第36. 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

議長（福田 洋明君） 日程第36、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

す。

まず、一般質問を行います。

質問の通告順により、順次発言を許します。まず、淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君）では、通告書に従って質問させていただきます。まず初めに、改定介護保険法についてお伺いをいたします。

介護保険法改定が、この6月に成立をいたしました。来年の4月実施の同法改定を受け、当町も検討が始まっていると思います。主な改定内容は、おおむね6項目ぐらいになると思いますが、今回の改定により、市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業を創設することができるようになりました。今回は、この総合事業について絞ってお伺いをいたします。

総合事業は、要支援と介護保険非該当の高齢者を対象とした事業です。予防給付のうち、市町村が定めるものと、配食、見守りなど、生活支援、権利擁護など、総合的に支給されるとされております。現在の介護保険制度では、要介護認定で、要支援1、2と認定された場合、予防給付を受けることとなります。予防給付は、要支援者に対する保険給付で、通所介護、通所サービス、訪問介護、短期入所など、内容は要介護者に対する介護給付に準じております。

今回の改定法では、総合事業を実施する市町村は、要支援者について、従来の予防給付を受けるのか、総合事業に移行をさせるのか、一人一人について判断をすることとなります。問題は、総合事業が全国一律の基準に基づく介護保険サービスではなく、市町村が行う地域支援事業となり、サービスの内容も料金設定もすべて市町村任せとなります。当町では、要支援者に対して、従来の予防給付か、または総合事業に移行をするのか、どう判定されるのかお伺いをいたします。議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 改正介護保険法に伴って、来年の4月から、今、質問にありましたように、介護予防・日常生活支援総合事業が、創設をされるということになりまして、それに対する本町の対応についての御質問だと思います。

介護保険法もずっと平成12年度にスタートして、今日まで改定がされてきておりまして、来年度から、今の法改正を受けて、第5期の平生町の介護保険計画の策定に、今入っておるところでございます。当然、この改正された法改正の中身もしっかり反映をさせていかなきゃいけない。特に、今、御指摘がありましたように、今回の改正についても、主に6項目の改正が中心に、6本の柱でなされております。

その中の1番目に、「医療と介護の連携を強化する」というのが1つあるんですが、その中で、保険者の判断に、これは保険者だから市町村ですね、保険者の判断による予防給付と生活支援サービスの総合的な実施を可能とするということが、1項目入ってまいりまして、新たに介護予防、日常生活支援の総合事業が創設をされるということになってくるわけでございます。

当然、今、我々としても、従来から既に制度化しております「地域支援事業」の中に組み込んでいくということになると思いますが、現行の、今いろんな事業がありますけれども、サービスがありますが、それらとの整合性を図っていきながら、論議を進めていきたいというのが、まず第1点です。この辺については、しっかり、今のこの、今審議をいただいております中、しっかり議論をしていただこうというふうに思っております。

それから、もう1点は、今も御指摘がありましたように、要支援と、いわゆる非該当の第2次の予防高齢者といいますが、要支援からそっちへ移されるんじゃないかというような、この心配が今出されておまして、そのことによって、介護給付といいますが、予防給付や給付費が削られたり、サービスの中身が落ちてくるんじゃないかという、そういう心配が、今、されているんだろうというふうに思います。本町としても、この辺の中身の、まだ詳細ははっきりしていませんが、しっかり事業等の整合性を見ながら、本町として、この実施をする、この事業も取り入れるものは取り入れていきたいというふうに思っておりますが、あくまでも当事者の方が、本町に必要とする予防給付サービスについては、従来どおり、担当のケアマネと本人、そして家族、こういった方々との話し合いの中で決定をしていきたいというふうに考えております。

今回のこうした事業につきましても、ある意味で、細かなサービスが提供できるように、選択肢をふやすというような観点から、この事業を活用していければというふうに思っているところであります。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） 再質問をさせていただきます。

ただいま答弁をいただきましたが、現行の事業と整合性を図りながら議論を進めていくと、このように伺いました。また、予防給付サービスについては、従来どおりの担当ケアマネージャー、本人、または家族、この話し合いの中で決定をされると、こういう答弁をいただきました。

総合事業を実行するということは、これまで予防給付で訪問介護を受け、ヘルパーの支援で食事をしてきた人が、総合事業で有料の配食サービスに変更されることもあり得ます。また、利用料についても、自治体が決めることとなります。介護保険なら、利用者負担は1割です。これは、自治体の判断で、それ以上の負担を課すことも可能となってまいります。

私は、総合事業に移行していくということは、サービスの低下につながっていくと思います。サービスの低下にならないように、計画をぜひ進められるように、よろしく願いをいたします。

それでは、次の質問に移ります。次は、交通弱者の移動手段の確保ということで、現在、当町では、自分たちが住んでいるところに日常に必要な買い物ができない地域、通院ができない地域、また、バスに乗らないと買い物、通院ができない人が、高齢者を中心にふえてきております。

しかし問題は、バス停に近い人は幸せですが、バス停まで1キロ以上も歩いていかなければな

らないひとり暮らしの高齢者も結構いらっしゃいます。その中には、足の不自由な人や、重い物を持ってない人、また、雨の日は出づらい人もおられます。バス停まで行くのに疲れてしまい、買い物控えるという人も出ていていると聞いております。私は、高齢者の足の確保は、当町では緊急の課題ではないかと思えます。また、この問題は、一部の高齢者の問題だけではなく、まさに将来老いを迎える町民全体の問題だと、私は思っております。

また、県内においても、バスの利用助成のほか、タクシーの料金助成や、最近では、バス停や駅から遠い地域に住む高齢者が共同利用できるグループタクシーのような取り組みも始まっております。暮らしに不可欠な買い物や通院が困難な高齢者を支援する取り組みが、今、県内で広がってきております。当町ではどのような考えを持っておられるかお伺いをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 高齢者の買い物、通院の手段、移動手段等の確保について、当町はどう対応するのかということでございます。

今、御指摘がありましたように、かなり町内におきましても、この高齢者の足の確保というのが、1つの大きな課題、テーマになっております。昨年実施をしましたが、地域福祉計画を策定をするために、それぞれ各地域で住民座談会を開催しました。どこの地区でも、やっぱり共通してたくさんいろんな懸念が示されたのは、高齢者の、この移動手段の確保ということだったというふうな受けとめております。

したがって、町の地域福祉計画の重点目標も、ここに当然、移動手段の確保ということ、その1つに取り上げております。早急な対応をしていかなければいけないということで、今、いろいろと検討を進めさせていただいておるところでございます。

今、町とすれば、今年度から新しい事業として、先般も御承認をいただきましたけれども、介護サポートタクシー事業、これは、介護を要する、あるいは要支援の状況の人に、外出のときのサポートをしようということで、1回当たり500円分の介護タクシー券、年間24万円。それから、もう1つは、福祉タクシーの充実ということで、特に身障者の割引証、24枚、現在発行を年間しておりますが、さらに人工透析等の患者さんにつきましては、特に自動車税の減免を受けていらっしゃる方については、これ、今まで48枚交付ということですが、倍の96枚、年間で交付を、48枚追加して96枚の交付ということに、今、させていただいております。これは、あくまでもそういった要介護者とか、要支援、それからそういった障害を持っておられる方々、こういう方が対象であります。高齢者全体でみれば、ますますこれから、ひとり暮らし、あるいはふたり、お互いに老々介護といったような状況が出てくるという状況の中で、どう足を確保していくのか、大変大きな課題です。

今、大野地区は、地区社協で、御承知のように、それこそ家から買い物、それから通院等々、

まさにドア・ツー・ドアで、運転ボランティアの皆さんが16名、今対応していただいて、移送サービスを実施をさせていただいております。これは、大変高齢者からも喜ばれておりますけれども、こういう体制ができるところ、そうでないところ、あります。

したがって、また、一方ではダイヤモンドタクシー的な、先ほどもありましたように、乗り合いタクシー方式といいますが、あるいはワゴン車でやったり、いろんな各地区で取り組みが、今、行われております。こういった個別の移送サービスか、あるいはまた乗り合い型でやっていくのか、こういうことも含めて、今、できるだけ早く、具体的な取り組み、方向づけができるように、今、検討を進めさせていただいておるといふ段階でございますので、ぜひ、我々としても、これはさっき言いましたように、地域福祉計画の1つの大きな重点テーマですから、しっかり、これからも取り組みを引き続いて行っていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） では、再質問させていただきます。

先日、私たち産業文教常任委員会は、熊本県の南阿蘇村に視察研修に行つてまいりました。ここでは、平成17年より、福祉バス、これを「ふれあい循環バス」という名前だそうですが、これを導入されております。今は、ふれあい循環バスを「ぐるっとバス」と名前を変えて、他の交通機関と連携を深め、発展をさせておられます。また、それに加え、平成21年度から乗り合いタクシーの実証運行をされて、本年度から本格運行に移っておられます。利用者の負担額は、距離に応じて200円と400円となっております。

また、当町におきましては、高齢者のひとり暮らしの2名の方から、私は相談を受けております。通院、買い物に行くためにバスを利用されておられるそうですが、バス停まで1キロ以上ある。とても歩いては行けない。そういうことで、バス停までタクシーを利用をされておられます。年金暮らしでは、タクシー代金も大変です。他の市町には、福祉タクシーがあると聞いておりますが、平生町では、なぜないのか。ぜひ、福祉タクシー制度をつくってほしいと切実に訴えられております。

本町においても、生活交通活性化計画を進めると、今、町長は答弁をされております。私は先ほども申し上げましたが、高齢者の足の確保は、緊急の課題です。早急に実行に移すべきだと思います。早急に進められるかどうか、再度お伺いをして、質問を終わりたいと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） お答えをさせていただきます。できるだけ早く方向づけができるように。ただ、いきなり、「じゃあ、これでいきましょう」ということで実施をするか、あるいは二、三のいろんなやり方を、実証実験的に少しやってみて、どういう形で最終的に我々が選択をしていくのか。あるいはまた、この地域によっては、こういう方式がいいかなあというような、いろ

いろいろ取り組み方があると思いますので、その辺は、検討は早急にしてまいりますけれども、何とか、その、実施をしていけるような体制に進めていけるように努力をしていきたいというふうに思っております。

.....
議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

議員（２番 村中 仁司君） 通告書に従って質問します。

都市計画は、秩序ある住みよいまちづくりを進めるために、人口や土地の利用の仕方、公共施設の整備などについて、将来の見通しや目標を明らかにし、将来の町をどのようにしていきたいか具体的に定めるものです。計画した当時より４０年近くたっており、平生町のあり方、考え方も変わってきております。住民に身近なレベルの土地利用や景観、住宅環境、地域環境、防災等の諸問題に関し、見直しが必要ではないでしょうか。将来一体の平生町としての良好な市街地の形成、優良な農地の保全に努めてもらいたいものです。町長の考えをお伺いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 都市計画の見直しについて、見直しが考えられないかということで御質問をいただいております。

平生のこの都市計画は、昭和４７年に決定をして、４８年に用途指定、４９年に都市計画道路の決定ということで、今日に至っておるわけでございますが、途中で、若干の用途地域の一部見直しが、平成７年に行われておりますけれども、基本的には、この都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、いわゆる都市的な機能といいますか、こうした適正な制限のもとに、土地の合理的な利用を図りながら、良好な都市環境の形成を目指すというのが基本的な理念といいますか、目標だというふうに受けとめております。

したがって、その中で、今も御質問ありましたように、将来の展望、将来像というものを持ちながら、いろんな住居、商業、工業、用地、用途を指定をしながら、この都市環境の形成を目指していくというのが、基本的な考え方です。これに応じて、この用途区域内では、補助事業ということに当然なってくるわけで、都市下水路事業、あるいは公共下水道事業、都市計画道路等々の事業を、今日まで実施をしてきているところでございます。この用途の、そういう用途の中で、そういう事業を展開しております。全般的な整備が、今、進められておりますだけに、なかなかこの、どこか、この一部分に、この用途を見直すというのも、なかなかこれ、また難しい話になってくるんだと思います。

御指摘のように、いろんなその諸問題について、住宅環境とか、防災等の関係等々含めて、見直しが必要ではないかというふうに、今、御指摘をいただいておりますが、こういった対策については、これはこれで、また当然やっていかなきゃなりません、都市計画を一定のその下敷き

にして、我々がその上に良好なそういった環境整備を図っていきたいということで、この取り組みを今進めておるとい状況です。

なかなか都市計画、大きくこう網をかけてやっておりますから、十分整備が行き届かない部分もあるかと思ひます。この辺は、しっかり、また我々としても、関係先に十分また協力を要請をしながら、これからも対応をしていきたいというふうに思っております。大変大事なこの都市計画でありますから、こういうものもしっかり踏まえたまちづくりを進めていくということにさせていただきますたいと思ひます。

議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

議員（2番 村中 仁司君） 再質問があります。農地の保全に努めてもらいたいということですが、農地は限りある貴重な財産であります。現在、用途地域内の農地もたくさんあり、一見して農業振興地域とみてもおかしくない地域もあります。その中の農地も、遊休荒廃農地が目立っております。今こそ、農業振興地域としての見直しをし、農道、用水路などの整備をきちんとすれば、優良な農地として、次世代に引き継ぐことができます。私たちの時代に整備をしておく必要があるのではないのでしょうか。町長に意見を伺います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 用途区域内にある農地も結構今あるように、大変遊休荒廃農地になっておると。これに対する対策の1つとして、用地を見直して、思い切って農振なら、要するに白地にできないかということだろうというふうに思ひます。

当然、こういった個々の地域においてもそういう状況がありまして、何とかしなきゃいけないと。これはもう、ほんとに、ある意味では、都市計画で、ここの部分だけ、じゃあ白地にしましようというわけにも、なかなか、これはいかない。農業対策の一環として、担い手をどう確保するのか。あるいは、遊休農地について、どのような、こういった農地の保全対策ができるかと。

これは、これとして、また取り組んでいかなければいけない農政の課題だろうというふうに思っております。なかなか、この用途区域のここだけを、じゃあというのが、そういうふうに部分的に改定をしていって、そこで農地の指定をとということに、仮にしたとしても、やっぱり、どうやってこの、その農地を保全をし、担い手がそこでやってくれるのかと。このほうが、今、本当にこの町にとっても、大変差し迫った課題だろうと思っております。

どんどん高齢化も進んでおりますし、農振の地域にあっても、なかなか今、その、そういう後継者がいないというようなことで、大変、今、苦慮しながら対応しておりますので、これはもう農業政策全体として、こうした担い手の対策、後継者の問題、農地の保全ということを考えていかなければいけないというふうに思っております。御指摘のように、今の遊休荒廃農地の対策については、町としても何とかしたいと、こういうことで、いろんな今対応についても、頭を、

知恵を出しながら、また皆さんの御協力をいただきながら、これからも進めていきたいと、取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

議員（2番 村中 仁司君） いろんな知恵を出して対応していただきたいと思います。これで質問を終わります。

.....
議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 一般質問をいたします。

今回の質問を準備するに当たりまして、ずっと日常からいろいろ気がついたことをメモしておるわけですが、昭和50年、1975年に初めて議員に出まして、そのころからのことをいろいろ思い出しまして、いろいろな提案を含めて質問をいたします。すぐできないこともあろうかと思いますが、今後の町政に生かしていただきたいというのが、質問の趣旨でございます。

まず第1に、防災対策についてですが、3月11日のあの大地震、大津波、いわゆる東日本大震災から、いろいろな防災対策を見直そうという、全国的な動きがございます。それから、半年が過ぎてきたんですが、なかなか昔から言われるように「災害は忘れたころにやって来る」という話のように、防災対策の見直しについても、マスコミ全体も含めてトーンダウンをしてきているんじゃないかと。また、実際の取り組みは先送りにされておるんじゃないかという感じを受けております。質問が、私とまだもう一人、防災対策についての一般質問通告が出ておりますから、行政報告の中で触れられるのを遠慮されたのかもしれませんが、状況を見て、行政報告の中にも防災対策の見直しについてはどの程度進んでおるかというのは、入れてほしかったなと思っております。それで、まず第一に、その見直しの状況をお伺いをいたしたいと思っております。

2点目は、平生町、今まで津波大地震の見直しが中心でしたが、よく考えてみれば、平生町で、一番大きな災害になる可能性の高いのは、水害。今度の台風12号を見まして、原点に戻らなければならないという感じを、私は受けました。平生町が合併をして、今年で、誕生して56年ですか、1955年、昭和30年ですから。それからの災害の状況を見ました。昭和30年に台風22号っていうのが9月にきて、大災害を起こしております。それから、昭和40年にも台風15号、1965年、8月に台風15号がきて、大災害を起こしてると。

それから、昭和54年、55年と大雨が降っておるんですね。私はこのころ議員でしたから、これを思い出しますが、平生町が全国ニュースで何度も放送された経緯があるんですね、死亡者が出まして。死亡災害が起きたのは、丸山の海岸から田名地区に上がる分岐点から、ちょっと上がったカーブのところで、大雨によって落石がありまして、ちょうど通勤途中の車がその下を通っておって、亡くなられたんですね。その現場の写真、放映はずっと出まして、死亡災害が出

たということで、大雨の死亡災害は、この間の記憶はここだけなんです。そういったことも、職員の中に何人かは覚えておられる方はおってと思うんですが、そういう事件もありました。これは、記憶を呼び起こさなければならぬと、私は思っておるんですよ。（73ページに訂正発言あり）

それから、昭和55年の雨だと思うんですが、188号線が寸断をされて、土砂崩れで、大雨で。これも、7月の雨ですね。梅雨の末期の。あのころは、集中豪雨という言葉を使ってましたけど。町内でも随分、大野地区の山間部を中心に、家の下が河原のようにあらわれるとか、いろんな大災害を起こしておりまして、188号線寸断されて、途中で車が閉じ込められるという事態もしております。

そのときの教訓から、光市や下松市は、国道しか迂回ないから、迂回路をどうかしてつくらにゃいけんという気運も起きたりしたわけですけど、やっぱり水害による災害が、平生町にとってみれば、大変大きな災害だと思います。

その後、平成3年の例の台風19号ですが、最近のことは皆さん御存じだと思いますけど。でも、この間ひとつ感心することは、いろいろお金をつぎ込んで、災害対策をやってきて、前のような、そのちょっとした雨でも浸かったり、すぐいろんな氾濫したりすることが、比較的少なくなってきたおると。特に、大内川の排水機場なんていうのは、あれは和田川のところでもそうですね、中川でもそうです。ああいうのは、大変有効な役割を果たして、平生町の水害から守ってきているという印象が、私、持っております。

それでも、防災計画の見直しと同時に、大雨に対する災害、特に、今考えられるのは、それは防災マップでいろいろ配っておるとい話をされるかもしれんが、実際に生きた話を考えてみると、水害で、例えば、水没をして、若干、床下浸水になるというのはある程度は考えますが、今度の12号のように家ごと流されるとかいう災害が予測されるのは、やっぱり急傾斜地であったり、山間部であったりするんですよ。

それともう一つは、土手沿い川の周辺の家屋です。大内川は老朽化をしております、この土手沿い川あたりに、高須を中心に随分家がありますが、あの二階川が氾濫したら、家が壊れるという状況、何軒かあります。だから、そういったことの、具体的な対策を、私は、今までのことを思い出しながら立てていく必要があるんじゃないかと。何となく行政の災害対策を見たら、その日暮らして、起きたら何とかしようと、何とかしなければならないという対策になっておるのではないかという気がするんです。

そこで、質問の趣旨なんですが、避難指示とか避難勧告ですね。今度も行政が避難指示も出してなかった、避難勧告を出してなかった、随分とマスコミは、いろいろ、そのあり方を問うておりますが、私は、あれに賛成する意味じゃなく、あれほどにやっぱりなったら、それは簡単なこ

とじゃないですから、責めるほうも酷だとは思いますが、しかし、平生町にとってみても、どの地域にどういう状況になったら避難指示を出す、避難勧告を出すという、具体的なマニュアルがどの程度準備されておるのかと。その場になって、ばたばたとすると、遅れるというのが一番困るんですよね。この取り組みの状況を聞いてみたいんです。

それともう1つは、そういった関係のところ、そうなったときにはすぐ逃げてくださいと、日ごろからのいろんなお知らせ、訓練、こういったものが要ると思うんですよ。一番深刻なのは、土手沿い川の大内川の氾濫だと思うんですよ。急にカーブしたとこなんか高須地区なんか。これ、かなりの災害が出る可能性がある。それと、山間部の急傾斜地のところ。それから、水場地区。

そういったところは、やっぱり具体的に、こうなったら避難指示を出さなければならないと。そのときにはどうしててくださいと。そういった、取り組みをしていく必要があるのではないかと。思うんです。こういったことについて、どういう準備ができているかお伺いをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 最初の防災対策について、見直しの現状、進捗状況についてということでございます。今の1番目と、それから避難の関係と、重複する部分がありますが、町とすれば、平成の21年11月から、今年の2月にかけて、それぞれ避難勧告等発令伝達マニュアルというのを策定をしてきておりまして、これはそれぞれ土砂災害と水害と高潮と、3つ、今年にかけて策定をしてきております。この辺も、いってみれば、地域防災計画で、まだまだこの対応できていなかった部分ですから、これをまず、こちらの地域防災計画の中に取り込んでいく、今、準備をさせております。これが1つ。

それから、もう1つは、国、県、当然、今、国も今見直しをやっておりまして、秋ごろにはこういった地震、津波等々を含めた、この専門委員会での協議がまとまってくるというふうに聞いておりますから、これは、もちろん当然これを踏まえる。

それから、もう1つは、県が今、今回のこうした状況、今までの地震、津波、高潮と、こういったところを中心にして、県の地域防災計画の、今、見直しをかけてやっております。こちら辺との連携をしっかりとっていくための、今、事前協議といいますが、その辺も準備に入りたいということで、今、その準備をさせております。できれば、あわせて今、ちょうど平生町も、今、土砂災害の関係では、土砂災害警戒区域の指定にかかわる基礎調査を、今、この前もいつか報告したと思いますが、これに今、着手をして、これが来年の5月まで、5月には指定ができるというふうに、今、聞いております。

当然、それはそれで、一つのまた土砂災害の対策のマップを作成をして、またやっていくようになりますが、それは、こっち側の地域防災計画にもそのことを取り込んでいく。こちら辺の避難勧告についての伝達マニュアルも、しっかりその辺が踏まえて対応できるような形にしていき

たいと。今、地域防災計画、この前から、こういう質問を受けてもあるんですが、改めて見えますと、被害想定というのが出しております。気象災害、1時間最大雨量70ミリ、1日で255ミリ、風速、これは風力の風速50メートル。今の70ミリも、これは最大限、当時、つくったころは、70ミリちゃあ大変なことじゃというんでやっとなるんだと思いますが、今回のあの台風12号あたりも、降った量は生半可じゃないと。大変なこの、要するに想定外の、ほんとにこういう集中豪雨、ゲリラ豪雨といいますか、こういう状況もありますんで、特に平生の場合は、地形上から言っても、御指摘のように大雨、洪水対策、台風等との二重三重になってきた場合の対応をどうしていくか、このことが大きなテーマになってくるといふふうに思いますから、この辺を総合的に、その全部取り込んでいながら、地域防災計画をもっと中身のある、実際に使える中身にしていきたいというのが、まず1つです。

それから、避難勧告等についても、町内、今もありましたが、それぞれマニュアルをつくって対応するようにしておりますけれども、基本的には、やっぱりありましたように、早目の避難の勧告指示。これはやっぱり、我々に課せられた、今大きな課題だと思います。今回も、避難の指示や勧告が出てなかったというところもありまして、逆に、姫路だったか、どっかあっちのほうは何万人の避難勧告を出しておるといふようなケースもございまして、かなり、その地域によればばらばらという状況がございまして。しっかり、我々とすれば、まずは情報提供をしっかりと。特に、雨の場合は、地震は、これはもういつ来るかわかりません。大雨とか台風とか、ある程度、これは天気予報で事前にいつごろ来そうだということになるわけですから、この辺の事前の、だから情報提供をしっかりと迅速に、的確にできるように、その体制を整える。避難の勧告指示等についても、できるだけ早目の対応ができるように、私も職員にも言っておりますが、空振り覚悟のうえで、場合によっては対処していこうということも言っておりますんで、こういったこと。

それから、特に今、要援護者といいますか、この辺の対応についても、できるだけしっかり対応していけるようにと、今、準備を、その辺の要援護者に対する、今、システムづくりを進めておりますから、こころ辺に対する対応もしっかりやっていきたいというふうに考えておるところであります。御指摘のように、町内の今までの過去の歴史といいますか、そういうものを踏まえて、我々としても手当していかなきゃいけないところは、十分、あの大きな災害以後、いろんな形で、町としても、急傾斜等含めて、対応策を取ってきてはおりますけれども、なかなか小出しに対応してきておるといのが現状ですから、この辺も、そういった意識、危機管理意識といいますか、そういうものを持ちながら対応していきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 昭和55年、1980年ですか、この7月の雨は11日間で603ミリ降ってるんですよ。ですから、今言った80ミリ、時間雨量80ミリという集中豪雨

もさることながら、やっぱり長期間にわたって降ると。この12号の状況を見てたら、1日半、初めからだったら3日間ぐらいになるんですね。だから、雨が、一定量の雨が長期間降ると大変なことになるということが、このときの教訓だったと思うんですよ。当時、大野地区から選出された議員さんが、個別の地域の名前や、家の名前も挙げて、一生懸命話をしておられたのを覚えておるんですが、私たちは合併を選ばないで、この小さな町で続けてくる町を選んできたんですが、これは、いい面は、ああいう小さいところまでちゃんと行き届くと思うんですよ。

今度の12号の状況を見て、合併がどういう影響があったんだろうかと、随分考えました。だから、この特性を生かして、災害対策をきめ細かくやっていく。例えば、今、要援護者の話も出てましたが、あそこの地域にはどういう方がおるから、大雨が降って、道が寸断される前にどうするかとか、具体的に計画が要ると思うんですよ。そうして、それを、行政の考えを地域の皆さんによく知らせて、訓練をすると、ここまでが私は大切なことではないかと思うんです。これは提案をして、この問題は終わりたいと思いますから、先ほど申しましたように、1つの提案ですから、今後の活動の中に生かしていただきたいと思います。

いずれにせよ、今までの、平生町の古い、この56年間、振り返ってみただけでも、これぐらいのことが起きてるんですね。だから、机の上につくってありますよというだけはやめていただきたいと思います。やられると思いますから、次から、また行政報告等で報告をしていただきますように、よろしく願いをいたします。

2点目です。町道の維持管理について。特に下水道工事による町道の劣化の対策です。町道に下水道の管渠を埋め込むという下水道工事が始まってから、随分たちます。平生町の場合は、平らなところは昔からの埋立地ですから、いわゆるその地盤が弱い、地耐力が弱い、こういったことを、そこに管渠を埋めてきておりますから、いろいろ時間がたつと、その劣化をして、いろいろな障害が起きております。各議員さん、それぞれ自分の近くを見られて、ここも悪い、あそこも悪いと、みんな頭を悩ませておられると思いますが、私も、特に中央通りの悪さには、いわゆる考え込むようなほどの状況です。

行政協力員会議でも、周辺の自治会長さんが、自分の家の前の状況を話をされて、改善を望まれたことも見ておりますが、特に中央通りの下水道の跡は、昔の、いわゆるその、舗装を切断をして、あとまた舗装をします。今、影響切りをしないで、あのころは多分埋め戻しをしておると思うんです。今ごろ両側200ミリ近くは影響切りして、ちゃんと舗装を復旧すると思うんですが、そういったことがないから、段差がだんだんひどくなる。その下水道を埋めたところの復旧した道路と、昔のところにはひびが入る、ほぐれてくると、こういう状況が生まれております。

そうすると、私はこれは大変お金がかかりますから、今までずっと様子を見てたんですけど、どうでも、これはやっていかんといけないという気になってきたんですよ。どうしてかと言うと、

中央通りの場合は、車の交通量もかなりあるし、両側に歩道がありまして、通行人も子供の通学、中学生の自転車なんか。よく、ぱっと車が水をはねて、人が濡れるという風景を見るわけです。

それから特に、沖のほうに行くと、青信号の前にぱっと、急いで行って、早く信号機を切り抜けようと、スピードを出して行くから、余計に水が飛び散って、家まで行くというような状況もあるんですよ。だから、どうしてもここは直していただきたいという気持ちを持っておりますが、かなり道路の幅も広いですし、延長も長いわけですが、これについて何とか対策を進めていただきたいと思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 公共下水道事業、今、町としてもずっと続けてきておりまして、22年度末で町内55.9キロの管渠埋設をしてきておるようでございます。特に、どうしてもやると、一遍掘っておりますから、そこを中心に、こういった段差ができたり、アスファルトそのものが劣化をしていくというようなこともあって、特に、いろんな瑕疵があった場合は別として、そういうところについては、順次、町としても直していかなくちゃいけないということで、今、取り組みは進めさせていただいております。点々舗装でのオーバーレイというのが、一応主流でやっておるわけでございますけれども、なかなか全面張りかえて舗装をするという工法も、大変、おっしゃったように費用との関係で厳しい面もあります。

ただ、今回御指摘のある、この中央通りの桜町線でございますけれども、この前の春の行政協力員会議でも御指摘をいただいて、その後、いろんな、現地を含めて、担当課のほうでもいろいろ検討をしてきておるようでございます。今、この部分舗装では、ちょっとこれやったんでは、やってみても対応できないというような判断で、片面の全面舗装ということで補修をしていこうというような方向を、今、担当課のほうも固めておるようでございますので、補修の方向で考えていきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 先に、どこの会議でしたか、建設課で、町内のそういう路面の悪いところの全面的な調査をして、今後どうするか調査をしておるといった報告があったんですが、その結果をまだ聞いて、報告を受けてないんですよ。それは、それなりにまとめておられると思うんですが、その状況はどうですか。

それと、今言われましたけど、片面、全面的にやっていくということですけど、予算の関係もありますから、そういうことでやむを得ないのかもしれませんが、マンホールを中心に、ぜひ、路盤からちゃんとして作りかえていかないと、それと、その、いわゆるカッターが入ったところとの段差の問題ですね。こういったところの上に、オーバーレイ、いわゆる全面やっても、どれだけまた将来段差ができるのかという心配があるんですよ。工法については、予算との関係もあり

ましようから、当面の対策でいくしかないということもあるでしょうけど、まずは、ちょっと調査全体の状況を、もし報告できれば、お聞きをしておきたいと思うんですよ。

それと、今言った工法について、どれだけ検討されて、そういう結論になっていくのか、お聞きをしてみたいと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 建設課長のほうから答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 安村建設課長。

建設課長（安村 和之君） 町内の調査につきましては、現在、町内を点々舗装ということで工事を発注をしております、そのとき町内を回って調査をいたしました。それで、緊急性の高いところを今回発注をいたしておりますが、ちょっと今、手元にそういう資料を持ってませんので、また委員会等で報告させていただきたいと思います。

工法等につきましては、今回の場所につきましては、いろんな工法がございますが、雨上がり等現地調査をしまして、自治会長とも協議をさせていただきまして、経済的な方法ということで、今回もオーバーレイ方式ということでやらさせていただくということになりました。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 延長も随分ありますし、面積も広いですから、当面の工法については、いろいろこっちも希望、私どもいろいろ、こう土木工事も、私関連しまして、将来に安全な方法とすれば、ああしたほうがいい、こうしたほうがいいという思いはありますが、いずれにしても、予算との関係もあるでしょうから、今の方針でよろしいですから、よろしく願いをいたします。

3点目です。いいです、3点目いっても。自転車置き場の整備についてというテーマですが、皆各議員さん、それぞれですが、よく役場に出入りされると思うんですが、夕方、今年の7月ごろでしたか、役場の玄関を出たら、高校生が4人ほど自転車に乗って来まして、ほわっと玄関の前に自転車を置いたんですよ。「あんた方、ここじゃなくて、自転車置き場は向こうにあるから、不便じゃけど、あっちへ置いてくれんかね」という話をしましたら、「はい」と言って、いい返事をして持って行きました。そしたら、いっぱいだったんですよ。私もついて行きましたから、「ごめんね。じゃあへりに置いてってね」という話もしたんですが、比較的、自転車で役所に来られる方も多いかと思えます。どうしても、この目の前に置かれるっていう、不便ですから、あそこまで行かないでね。自転車の利便性っていうのは、そこの近くまで行けるという特性があると思うんですよね。そうすると、役場の玄関のすぐ近くに、いわゆる来客用の自転車を整備するのが一番いいのかなということ、つくづく、自分でも自転車で来ながら思うんです。

これが、今、それともう1つ考えているのが、職員の方も自転車やバイクで通勤される方がお

られます。裏側のところに置かれる方も多いですけど、こちらへ置かれる方もあると。そうすると、いっぱいのおきもあるんですよ。だから、通勤用の、やっぱり自転車なりバイクの置き場をちゃんと確保すること。来客用の自転車置き場を、身近な便利なところに確保すること。これが要るんじゃないかという具合に思いましたので、何か検討されておれば、考えを聞いておきたいと思います。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。午後 1 時から再開いたします。

午前 11 時 58 分休憩

午後 1 時 00 分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） 失礼しました。自転車置き場の整備に関連をして御質問をいただいております。御承知のように、今、こっち側のちょうど北側と、それから経済課の出たところと、2カ所自転車の、今、自転車場がございます。

こっちのほうは、北側の駐輪場は約 10 台。それから、こっち側の第 2 庁舎の入り口のほうは約 8 台分というスペースが、今一応確保できておるんですが、直接すぐ、この前にということには、今なっておりませんが、御承知のように、今、こっち側、玄関が近ければいいんでしょうが、こっちは、今、障害者用の車のスペースが取っておりますし、またこっち側は、いろんな立木なんかも入っておりますので、近いに越したことはないとは思いますが、当面は、いろんな方が来られて、よく前に置いておられるケースもありますんで、表示板等で、こっち側のほうに駐輪場がありますよということで、わかりやすく指し示して、少し様子を見て、ちょっと、どうしても必要ということになれば、またその検討をしてみたいと思いますが、当面、そのちょっと表示できるように工夫してみ、対応してみようかなというふうに、今思っておりますので、スペース等の関係についても、この検討しながら、この辺の対応をしていかなきゃいけないというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11 番 平岡 正一君） 役場に自転車で来るっていうのは、大いに進めていただきたい行動だと思うんです。答弁を聞いてみたら、えらい消極的な答弁をされて、看板行政はだめですよ、看板行政はだめですよ。看板立てて、そちらに、人が言うことを聞いてくれるというのはやらないで、私は、そこ、皆さん御存じと、ポストと太陽光の表示板に木が 2 本あります。木が 1 本、何か南方系の木がありますが、あの木を抜ければ十分に設置できるし、利便性も高まりますから、すぐには約束しなさいとは言いませんが、近いうちに、あそこに駐輪場ができるこ

とを期待をして、次の質問に移ります。

元気の出るまちづくりについてと。これは、だれもが願うテーマだと思うんです。なかなか知恵がないんです、出ないんです、難しいんです。それで、私は、今年はいろいろ考えてみました。テレビを見ていまして、1つ思いついたことがあるんですが、全国の、いわゆる秋田の大曲の全国花火大会、これをBSでずっと今年は見ました。随分、すばらしい花火大会だなと。以前に、当時会場の設営の裏舞台の話も見たことあるんですが、これはすごいなあと、伝統のあるところなんです。

それから、隅田川の花火大会を、震災との関連をして、どうやったらえかろうかっていうんで、これの特集も、地域の方がいろいろ苦労されて、花火大会をやるのを、テレビの番組を見ました。

それともう1つ、これは、おもしろかったんですが、遠州、静岡県ですね、遠州新居っていうところがあるんですが、ここに手筒花火っていうのがあるんです。その特集も、テレビで私ちよほど見ました。手に持って、だあっとやるんですね。それで、元気が出る話は何かないかなと思って考えておったんですが、一般質問ですか、しないか考えておったんですよ。そしたら、水戸黄門の、今度のシリーズで終わるらしいんですが、先々週のテーマでしたか、先週でしたか、この遠州の手筒花火のことが黄門様のテーマでした。いい花火を打ち上げようという花火師さんの苦労話で、それに目をつけた藩の武士が、できるだけ人をよく殺せる火薬をつくるように、その花火師に要求するというおもしろい番組でしたが、伝統のある、ほんと遠州の新居の手筒花火だなということをおもいました。

私、昭和50年に議員に当選したときに、当時の商工会長さん、議会の先輩でもあられた方から電話をいただきまして、「平岡さん、十七夜の花火大会ってというのがあって、みんなで協力してやりようから、協力してくれんかいや」と、こういう電話をいただきまして、当時、寄附しても良かったころですから、「それはいいですよ」ということで伝統のある花火大会と、それから36年前にそう言われて協力した覚えがある。それから、ずっと寄附が禁止になるまでは協力をしてきた覚えがあるんですよ。そうすると、伝統のあるというのは、平生町で考えれば、十七夜の花火大会というのはずっと、多くの方、職員の方も子供のころから。これをやっぱり元気を出していくというのが、1つの手じゃないかと。今までいろいろ資金に苦労されて、大変な努力をされてきておるのもよくわかります。

今年も私は、大内川の樋門の沖側に行って、家族全員、ちよほど孫も帰っておいりましたから、行って、近くで見ました。大変すばらしい花火大会ですから。裏方さんの苦労はよくわかるんですが、もっとこれを知恵を出して、昔から平生の十七夜の花火大会ってというのは伝統の行事ですから、これをもっと活性化される方法はないだろうかということで、質問してみようという気になったんです。今まで努力をされてきて、大変苦労されておるといのはよくわかった上での、

これから先のさらなる取り組みについて、何か知恵はなかるうかということで、取り組んでほしいということも含めて、提案なんです。通告をしましたから、どういう検討をされたか、まずそれから伺いたいと思うんですが。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 平生の十七夜まつりは、ほんとにこの伝統の、長い伝統のある平生町の夏の一大イベントということになっております。特にまた、花火については、それを楽しみに、もちろんその会場はもちろんですが、それぞれみんな家の前に置き座を出して、そこでみんなが見たりというような、ほんとに光景が、和やかな光景が見られます。皆さんが楽しみにしておられることも事実です。

今年聞いてみますと、主催者発表で1,900発、2,000発弱、あれで打ち上げておるようでございます。問題は経費でございまして、商工会、この十七夜の実行委員会がつくられておまして、これが商工会中心に、今、頑張っていたいておるんですが、今、お話がありましたように、年々、大変経済状況も厳しい、寄附や募金や、今、募金もつい数年前から始められておるんですが、その、それまでの、要するに募金、寄附等も経済状況を反映して、なかなか厳しい。こういふことで、かなり今、商工会自体も何ほか、持ち出し分があるようございまして、何とか、そうは言いながら、これは伝統があるお祭りだから、ひとつ、祭りの中の、その経費の約半分ぐらいが花火にいておるといふ現状であります。

したがって、できるだけ、我々としても、こういった財政的な裏づけといひますか、こういうものが厳しい中で、どういった協力ができるのかということ、今、いろいろ、それこそ知恵を出しながらということ、経済課を窓口にして、いろいろ商工会とも連携を取らしていただいて、今、協議はさせていただいております。かなりいろいろ、花火も、今、あそこの森本浜のところから上げておりますから、民家との距離等があつて、打ち上げる花火の種類も、今、いろんな大曲の例もありましたけど、花火、直径が12センチメートル以下というような、何か1つの規定があるんですね。

そういうことで、花火の種類にもそういった制約があるというようなことで、そんなら場所をどうするんかというようなことにもなります。民家との関係での保安距離をどう確保してやっていくのかということ、いろいろ実行委員会のほうも、年々苦労されておるようございまして、何せ費用の関係が確保できるような方法を、これから知恵を出して考えていこうということ、なかなか今、今度はこれでいきますということには、今、至っておりませんが、十分連携を取ってやっていきたいというふうにお考えしております。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 難しいテーマですから、「ああ、難しいな」と思ったら、ス

トップしてしまうんですよ。難しいなと思ったら前を向いていくと、これくらい気迫がないとだめだと思うんです。だから、それを、いやあ、なかなか今の時代難しいですよと、首かしげたら終わりですから、さらなる知恵を出すと。1つ思いつくのですが、今、森本浜じゃなくて、七枚浜の沖で上げてるんですよ。それで、水場湾全体で盛り上げると。水に映ってきれいなんですよ、これ、樋門の沖側から見れば。そうすると、八海、ずっとあっちの田布施の地域の方も、むしろ地域によっては田布施のほうが近いということもあるでしょうから、もっと水場湾全体でもっと盛り上げていこうかなとか、ひとつの私は、これも参考にさせていただきたいんですが。そうすると、隣町との話し合いとか、いろいろ起きてくると思うんですね。地域で盛り上げていく体制をつくっていただきたいと思います。これも問題提起で、この質問を終わりたいと思いますが、いろいろ、今回は、いわゆる提案型で思いついたことを、いろんなテレビを見ながら、生活しながら、今度の質問をまとめました。近いうちに、いい姿ができることを楽しみにして、質問を終わります。

.....
議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） それでは、公共施設の有効活用について質問いたします。

今回、22年度の決算資料なんかを見ておりますと、公共施設の利用状況などが読み取れるわけなんですが、体育館や武道館、町民の、例えば、公共施設にはそれぞれの使命や役割があります。体育館や武道館だと、町民の体力や健康の増進とか、スポーツ文化を担う。図書館や資料館では、情報の収集や学習、郷土の歴史の伝承。公民館では、生涯学習の拠点であり、避難場所ともなる、地域の核的存在など、それぞれに果たすべき役割があります。ですから、利用状況だけの判断は避けなければなりません。それらの理念や役割は、地域性や時代性に合わせて、絶えず見直しが必要となります。

取り巻く環境の変化といえ、21年には、補助金適正化法の規制緩和がありました。20年に、柳井地区の広域の議員の研修会で、米田雅子さんという柳井出身の方の講演を聞きました。その米田さんは、内閣府規制改革会議委員でもありますが、彼女は、「公共施設の有効活用が地域再生の鍵である。これまで、補助金適正化法で、国の補助金を使って整備した施設は目的外使用ができなかったが、21年に規制緩和がされ、有効活用の幅が広がってきた」と言っております。

また、高齢者がふえるなど、地域の状況もどんどん変化しています。これらの状況を踏まえ、地域のインフラ資源である公共施設を有効活用していくための戦略とマネジメントをどのように考えておられますか。質問いたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 公共施設の有効活用ということで、その戦略とマネジメントはいかがかということでございます。

御指摘のように、それぞれ公共施設は、持って生まれた使命と役割というものを持っております。そうしたものを、やっぱり、まずは第一義的には、その目的をしっかりと満たしてもらうように活用してもらおうということが、まず第一であります。加えて、そこにいろんな地域のコミュニティの中であって、公民館にしる、あるいはまたそれぞれ公共施設の持つておる役割、使命、こういうものを考えれば、地域にある程度開かれた施設として活用をしていただくと。こういうことが大事だろうというふうに思います。皆さんの、ある意味では、地域、まちづくりの、ひとつの場合によっては拠点として活用していくということもあると思いますし、御指摘のありましたような、適化法の緩和措置について、規制緩和の措置が取られ始めておりますが、まだ、全般的に全部取っ払って、「はい、どうぞ」という状況には、今なっておりません。どうしても、それぞれの県、あるいは国との、関係部署との協議というものが当然出てくるわけでありまして、また、今まで公共施設としてやっていたのを、民間で営利を目的にということに、またつながっても、これまた制約があるというようなこともありまして、それぞれの公共施設によって、そこら辺の判断が変わってこようというふうに思っております。

いずれにしても、まずは、その、もともと生まれたところの背景にある使命と目的に向けて活用していけるようにすること。そして、幅広く地域の皆さんに親しんでいただくような拠点施設になるように活用していただきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 各公共施設の使命や役割を果たすように、しっかりした活動をしていくというお話でした。また、地域に開かれた施設にするよう考えていくということでしたけれど、例えば、公民館は、以前は館長さんがおられました。非常勤ですけど、館長さんがおられて、それを中心に、いろんな事業を組み立てて、この地域の課題は何だろうかとか、その、人を集めて、この課題についてみんなで取り組もうとかいう、公民館事業を結構やっておられました。いろんな行革のあおりで、館長さんは全体でお一人に今はなっていっちゃいます。

その館長さんが、また、復帰してもらおうのが一番かなという思いもあるんですけど、各公民館には職員さんがいらっしゃいます。今、この職員さんの位置といいますか、どういった位置にいらっしゃるのか。例えば、そういった、人と人を集めてかなめとして、いろんな事業をコーディネートするという役割とか、この地域にはここが抜けてるから、これをやっていこうっていうような、そういったマネジメントの能力を最大限に生かせるような位置にはいらっしゃらないような気がします。

どういった位置に、今、職員を置いているのかというあたりと、それから住民に開かれたもの

にする、地域に開かれたものにするとなると、今、施設によって、結構使ってる施設、使ってない施設、いろいろあります。その施設を有効に活用するためには、ここの施設が今空いています、この時間帯と、この場所が空いてますっていうことを、住民にまず知らせめないといけない。そういった情報公開のシステムと、それから、ここはこういう課題があるから、こういったボランティアとか、こういった人たちが使用してくれて、そのあたりのところをカバーしてくれるといいなという思いというか、そちらのほうへ誘導していくというか、そういったものも必要だと思います。公共施設がそういった役割もできるのではと思いますが、そのあたりのことを、町長どういうふうにお考えでしょうか。お願いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 今、公民館の関係が最初ございましたが、今、町内9館、公民館がございます。そのうちで、中央公民館と大野、曾根、佐賀、それぞれ公民館主事を配置をさせていただいております。

この公民館の果たす役割と申しますか、公民館、コミュニティ施設共通でありますけれども、公民館は社会教育法で、社会教育施設ということで定義をされております。そこに社会教育施設プラス、ひとつのコミュニティセンター的な、町民センター的な機能を持たして、社会教育とまちづくりを融合させていくような方向が考えられないかということが、1つの大きな、私自身にとってもテーマになっております。

したがって、以前に山田私案というのを示させていただきましたけれども、今、平生町として、これからのまちづくりを考える場合に、それぞれ地域に配置をされている公民館、コミュニティ施設、改めてその役割というものを考えていこうということで、今、平生町は、既に御承知のように、まちづくり条例の制定に向けて、今、取り組みを始めております。

その中で、こうした公民館の位置づけをしっかりとしていきたいと。あり方についても、十分教育委員会等とも協議をしながら、この公民館の役割と申しますか、その果たしていける機能、こういうものも、場合によっては福祉、健康づくり、あるいは防犯・防災、こういった機能も含めて、一緒にその地域で一つの拠点として生かしていくことはできないかというようなことを含めて、まちづくりにつなげていくようなあり方にしていきたいという思いもありまして、今、まちづくり条例の制定に取り組んでいきたいというふうに考えております。

やっぱり、本町の場合も、これから高齢化社会がどんどん進んでいきますし、そういう中であって、地域でお互いに共助、お互いに助け合い、支え合っていく、そのやっぱり拠点、防災・防犯の拠点、こういったことも念頭に置きながら、こうした公共施設のあり方についても検討は進めていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 今、公民館は社会教育施設だからというお話もございました。確かに、生涯学習の拠点が公民館の役割、その大きな役割があるんですけど、今、例えば、田布施の図書館に喫茶部があるように、お茶が飲めるように。そして、この前、梶原に行ってきたんですけど、そこは、庁舎の中にJAがあったり、議事堂が議会だけではなくて、ほかのことにも使えるようになったり、かなり柔軟に皆さん対応していらっしゃると思いますので、ぜひ、社会教育施設プラス、先ほど町長がおっしゃったように、町民センター的な形で公民館の運営も、今からまちづくり条例もできますので、そういった視野を入れて公民館も使っていただきたいですし、ほかの公共施設ございますよね。それぞれが、どうしたら住民が積極的に、いろんなことに動けて、自分たちのクラブとか、そういった楽しみを追求しながら、また、地域の課題もその中で取り組めるような、そういった流れをつくっていただきたいと思います。

公民館にしる、その青少年ホームにしる、体育館にしる、図書館にしる、趣味のサークルが集まって、その人たちだけ利益を享受しているように見える場合もあります。そうではなくって、そこで、その目的に応じた方たちが、もっといろんな社会的な活動が、地域の福祉に利するような活動ができるような形に、町のほうも応援していく。そういったことも入れられたらいいんじゃないかなと思います。ぜひ、いい町をつくるために、いろんな物を総動員して、今からやっていただきたいと思います。

さっきの公民館の館長のお話なんですけれど、そういったお考えは、もうないですかね。もしくは、職員をもっといろんな権限を与えて、住民の後押しができるようにする、そういった環境を職員に持たせる。そして、いろんな施設の中で、人が交流するように、人が集まれるような、いろんな仕掛けをしていく。今でも、例えば、健康相談を保健センターのほうから行ったり、いろんな健康体操をしたりしてますけれど、すごく積極的にやってた時期と、そうでもない時期とが、それぞれのところにあります。

ハートピアセンターでも、今、本当に利用が低迷しておりますけれど、初期のころは、すごい、あそこでお祭りしたり、いろいろ使っておりましたよね。そういった、人の思いっていうのが、かなり活動に影響していくと思います。そういったところはどのようにお考えでしょうか。これが最後の質問でございます。お願いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 先ほどから申し上げておりますように、公民館なり、コミュニティ施設なり、今は館長さんというのは、立場上は1人という形に、今なっておりますが、それぞれ主事を配置をしておるわけでありましてけれども、おのずから、その公民館の位置づけ、役割、機能、こういうものがある程度明らかになれば、当然そこで町とのかかわりというのが出てまいります。それは、今の配置でいいのか。人材的にそこら辺の地域との、またパイプ役といたしますか、

そういう役割、使命を担った職員を配置をしていくのか。いろんな、その、選択肢が出てくると
思います。やっぱり、そこら辺を本当に重視をしてやっていくということになれば、それなりの
やっぱり職員を配置をして、そこにどれだけの権限と執行権を与えていくかというようなことを、
当然考えていくことになりますから、十分その辺も含めて、先ほど言いましたような公民館の位
置づけというものをしっかりしていきたいというふうに思っております。

.....
議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） それでは、通告どおり質問させていただきます。

まず、学校での教育方針について、少しお聞きいたしたいと思います。先日、広川町へ、学力
向上の取り組みについて視察に行っていました。そこでは、子供たちが変化の激しいこれか
らの社会を生きるために、確かな学力、豊かな人間性、健康、体力の知・徳・体をバランスよく
育てて、生きる力をはぐくむことを目指し、町と学校教育のもとで育てられていることに感銘い
たしました。

そこで、平生町においても、地域教育ネットへの取り組みを通し、子供たちの育ちを地域ぐる
みで見守られておりますが、子供たちもよく成長していると思います。そこで、平生町の教育方
針としての子供たちの成長目標はどのようなのか、お伺いいたします。また、それらの活動の発
表する場はあるのでしょうか、しておられるのか、お尋ねいたします。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、産業文教常任委員会が、子供たちの学力向上を目的に、研修視察をしていただき
ましたこと、本当に心からお礼を申し上げたいというふうに思います。また、先ほど伺います
か、けさほど研修の報告書がございましたけど、これをまた十分参考にさせていただいて、本町
の教育の振興に取り組んでまいりたいというふうに思います。

学校での教育方針としての、子供たちの成長目標ということでございますが、御承知のように、
文部科学省においては、全国どこの地域でも、学校でも、同じ、一定の教育水準の教育を受けら
れるように確保していくという意味で、学習指導要領というものを定めております。小学校では、
今年から新しい改定になった学習指導要領のもとでスタートしておりますし、中学校においては、
来年度からというような状況でございます。

今回の改定のポイントとして挙げられるのが4点ありまして、学校で学ぶ内容が充実すること、
授業の時間数が増加するということが、子供たちの生きる力をはぐくむということ。その生きる力
をはぐくむためには、学校、家庭、地域の連携・協力が必要であることということ、国のほう
も言っておるものでございます。こういう方針のもとで、山口県教育委員会としても、5つの基

本的方向と、10にわたる重点プロジェクトを掲げ推進すると。そういった、国と県の方針、取り組みをもとに、本町といたしましても、平生町の教育として、学校教育、社会教育の基本方針を定めるといことになっております。

学校教育に限って申し上げますと、今年度の主な努力点といたしましては、平生町の教育というパンフレットの物をつくっておるわけでございますけど、こういうものを年度当初にお配りをさせていただいたと思いますが、幼稚園・小学校・中学校の連携を重視して、確かな生きる力を育成すると。2点目に、安全安心な教育環境を保障し、学校、地域を愛する心を育てる。3点目に、家庭、地域とつながり、信頼される学校をつくるという、3つの大きな柱を掲げて、個々の施策に取り組んでおるところでございます。

こういった、町の教育委員会の方針をもとに、学校長、3校ありますけど、小学校2校、中学校1校の校長においては、自分の責任のもとで学校の経営概要というものを、毎年定めておまして、それに基づいた学校経営をしておると。そこに、子供たちの成長目標という言葉が掲げてありますので、その学校ごと違いますが、それをちょっと御紹介を申し上げたいと思います。

まず、佐賀小学校におきましては、「自分らしさを発揮して、夢や願いを実現しようとするたくましさを持った児童を育成する」、平生小学校では、「人間性豊かで創造性に富んだ、心身ともにたくましい実践力のある児童の育成」、平生中学校では、「かしこく、優しく、たくましい生徒を育成する」、こういった大きなテーマ、スローガンを掲げて、その年度、その1年の教育に当たっておるといことでございます。

教育委員会としましても、そういう学校の支援はもちろんでありますけど、教育委員会としてできることをしている。その内容といたしましては、今、社会教育のほうでも、学校を含めた教育、地域と学校と家庭が一体となった教育を進めていこうということで、いろんな事業を実施をしておると。これは、教育基本法にも追加をされた経緯がございます。学校、地域、家庭、この3者が一体となった教育を、社会総がかりで取り組んでいくんだというのが、もととなる教育基本法の中にうたい込まれておるわけでございます。

学力向上ということも喫緊の課題といいますが、永久的な課題であろうとも思っておりますが、そういう意味では、「ひらお学力向上プロジェクト」というものを立ち上げまして、学力向上検証委員会を設置し、幼稚園から小学校、中学校の連携を図る。あるいはまた、児童生徒の家庭に啓発パンフレットの配布も、今年させていただきました。「家庭学習のススメ」と、こういうものでございますけど、それぞれ子供たちに生活習慣なり、学習習慣をつけるという意味で、家庭の存在といいますが、役割が非常に大きなものがある。家庭における家庭学習の時間を、このパンフレットの中に、それぞれ小学校1年生から中学校3年生まで、この程度は家庭で学習してくださいというようなものを示して、家庭あるいは保護者の協力を得ておるといのが、教育委員

会として大きな取り組みの1つであろうというふうに思います。

まだ、多々取り組みといいますが、これからも考えてやっていこうと思っておりますので、ほんとに子供たちの成長というものを、地域全体で見えていただきたいというふうに思っております。
議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） 大変取り組みはすばらしく組み立てられていると思います。子供は家庭の宝でもあるし、同時にこれからの社会を担う一員としての宝でもありますので、大事に育てなければなりません。

そこで、大人の見守りも必要ですが、地域見守りも必要。でも、これは生きる力として、自立できるためにも、やはり子供たちみずから問題意識を持って追究したことと、友達の意見との関連を考えて、自分の生活と実社会とのつながりがあることに気づくような、また生徒主導での学習の取り組みも必要だと思いますが、その点はどのように思われるでしょうか。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 確かに、子供たちを取り巻く環境がすばらしいものになっても、子供自身がそういう意識を持たなければ、全く意味のないものになるというのは、私も同意見でございます。

そういったことじゃなくて、やはり、子供たちに主体性を持たせるという意味では、当然、学校サイドでの子供たちの自立ということも含めた、いろんな教育をしておりますし、私どもも、昨年あたりから考えて進めておるのが、実際の、例えば、スポーツにしても、芸術にしても、生のもの、実物を見せたい。それを見せて感動をする。それが夢となって、自分が努力する。そういったものは、家庭でもできないことはないんですけど、町として、教育委員会として、そういった環境はつくってやりたいというふうに考えております。

国のほうの補助事業といいますが、国の事業ではあるんですけど、昨年から、プロのスポーツ選手の派遣をもって、子供たちの体力向上ということ考えた授業がございます。昨年は、平生小学校に、元プロ野球選手、オリックスにいた小林敦美、山口県出身の選手なんですけど、彼が来て、子供たちに簡単な実技指導と、実際に自分が、40代後半ぐらいの年代だったと思えますけど、まだ140キロは投げれるというような形で、子供たちに話をしておりました。今年は、佐賀小学校に、プロのサッカー選手、ジェフユナイテッド市原で、今、千葉なんですけど、J2に落ちてますけど、そこで活躍した中西永輔、日本代表になった選手なんですけど、彼が今月下旬にそういった指導でやってまいります。さらに、私の同級生でもありましたけど、プロ野球で活躍した鍵谷康司選手なんですけど、彼にも今年帰ってもらって、中学校で講演と野球部の実技指導。そういった生や、夢をかなえた人たちの話、実技等を見ることで、子供たちの自立性を養っていきたいというふうにも考えておるとこなんです。

1 1月に入りますと、これも日本陸連の事業なのですが、キッズアスリートといいまして、陸上のトップの選手を全国各地へ派遣するという事業がございます。この事業にも乗りまして、山口県で初めてになります。平生小学校に3人から5人ぐらいのトッププロが、陸上選手やってまいります。こういった取り組みを含めて、子供たちの夢の実現というものを教えていきたいし、自立を促していきたいというふうに思います。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） ぜひ、魅力ある学校づくりといいますか、町内の児童生徒が町外の学校に行くようなのではなくて、町外から平生に住んでいただいて、入学してもらえ、魅力ある学校づくりをしていただきたいと思います。以上、今のところについては終わらせていただきます。

次の質問に移りたいと思います。2番目の町の指名業者のあり方についてお伺いいたします。指名業者は、経営分析審査を受け、合格した業者が指名願いを出し、許可を得て、指名業者となることができます。その業者は経営努力され頑張っておられるのだから、町の工事は町内の企業でという考えで、地元業者の育成、地元経済の振興といった観点からも、不信・不満が出ないように、業者の皆さんが納得されるような入札、努力されるべきではないかと考えます。

そこで、次の2点をお伺いいたします。今年2月、工事入札に関する陳情書を7社の連名で提出された折、1社のみが3カ月の指名業者停止を受けられたが、その停止された理由は何だったのでしょうか。また、その権限はだれにあるのでしょうか。2点目は、19年度のくじ引き方式をやめられた理由は何だったのでしょうか、お伺いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 工事入札に関する指名業者のあり方ということで質問をいただきました。御承知のように、今年の2月に議長あてに、議会に陳情書が出されております。これは、工事入札に関する陳情書。陳情者は、平生町土木建築協同組合代表理事の名前でこの陳情書が提出されたのは、御承知のとおりです。

この平生町土木建築協同組合、これについては、法務局で確認をいたしました。4名で構成をされた団体で、法人登記がされております。当然、したがって、今回の処分の対象になるのは構成する4社になるわけでありましたが、実態を確認をしますと、1社は営業停止、営業をやめておられる状態。2社については、この件については、一切関与していない。聞き取りで判明をいたしております。したがって、処分対象業者は1社ということになったわけでありまして。

指名停止の理由であります。本町では、県に準じまして、平生町建設工事等の請負契約にかかわる指名停止措置要綱、要綱を定めております。この要綱に基づいて処分をしたわけでありまして、内容は、あの陳情書を見られたと思いますけれども、中身にありますように、「最低価格の

漏えいが疑われます」とか、あるいは「疑惑の係る入札」こういったような表現が、あの中で使われております。

これは、当然、行政の信頼に関わる問題、看過するわけにいかない。こういう立場から極めて行政の信頼を損ねる不穏当で不適切な表現が、いうふうに我々も判断をいたしております。したがって、この要綱に定める指名停止要件、指名停止措置の要件、不正または不誠実な行為に該当するということで処分を決定をさせていただきました。指名停止の決定に当たりましては、当然指名審査会を開催をして決定をしますが、最終的な権限というのは、指名権者である町長、私の権限となっております。

その前のもう1点、くじ引き方式、この入札に関しては今までいろんな取り組みをやってきております。一つは御指摘がありましたように、地元業者を育成すると。もう一つは、公正な入札を実施をする。こういう二つの観点から方式についてもいろいろとどうすればお互いのそういった気持ちもくみ上げながらやっていけるかと、しかも公正にやっていけるかというようなことで実施をしてまいりましたが、こうした方々、特に業者のほうからくじ引きについては、せっかく、それまではそうじゃなかったんですが、くじ引きにして公平性を期そうと。そういうことになると、今度は逆に一生懸命やって、その経営努力をして、こういうふうには積算能力を高めて、せっかく積算をしてもくじ引きじゃだめじゃないかと、こういうこれまた業者のほうから話がありまして、何とかこれは制度を改善してほしいということで、そういうことも踏まえながら改善をさせていただいたと。そしたら、またこっち、またもとに戻してくれんかというような、これはもういろいろやっぱり立場、立場でそれぞれの望まれることがあると思うんです。しかし、どうすれば一番公正でかつそういった地元、一生懸命努力をされる業者が育っていくのかということの観点から、町としては努力をさせていただいておるのが現状であります。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） 平生町としては指名停止基準というのは策定されておられるのでしょうか。こういうことになれば停止になるという。以前は何かこういう問題が起きたときには、出したほうも、双方は皆停止になったことがあるというのはちょっと聞いたことがありますけど、それは違いますでしょうか。私の聞き違いでしょうか。こういう停止基準というのは定められておられるのでしょうか。平生町として。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 先ほど申し上げましたように、この建設工事等の請負にかかわる指名停止措置の要綱を定めております。その要綱の中に措置要件というのがありまして、不正または不誠実な行為と、不誠実な行為等があった場合は、あるいはまた相手方、契約の相手方として不適当であると認められた場合は、認定をした日から1カ月以上9カ月以内、こういう期間を設定

をして指名停止をかけるんですよというこの基準が設けられております。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） いろいろ問題があるのでしょうか、皆さんに不信不満をなくす入札のためにも、ぜひ納得いく方法を考え出していただきたいと思います。以上、終わります。

議長（福田 洋明君） 要望で結構ですか。

議員（12番 岩本ひろ子さん） はい。

.....
議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 済みません。最初に初めて、一言ちょっと済みません、私は初めて質問するので、皆さんも御存知のように、言葉遣いも悪いし、また自分なりに調べてきましたので、質問の内容にもちょっとまとまりがないと思いますけど、人それぞれ考えや手段、そういう取り組みが違ふと思いますけど、目的は皆さんと同じで、平生町をよくしようという目的は皆さんと同じと思います。だから私自身この町議に立候補するときに、平生町のマンネリ化を改善し、それと、ものが言える、実行力があるという言い方で私は町議になりました。そういうことで、新しい平生町をつくるためにも、小さいことでも一つ一つ見直しながら活動をしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

ということで、本日の質問をする内容はごく簡単なことです。当たり前のことで、すぐ実行できると思っています、はっきり言って。また、それらは実行できなければ、平生町のあすや未来は私自身ないと思っています。だから内容にもし間違いがありましたら、その都度適切な指摘をよろしくお願ひいたします。

ということで、第1項目の「各種委員の選任について」ということで、その中の町議会、審議会・委員会の実態についてということでもちょっと質問しますけど、その審議会・委員会の委員は、僕も昔ずっとかかわってきたんですけど、皆さんも御存知だろうと思ひます。はっきり言って公共団体の人がほとんどだと思ひます。だから、どの委員会に行っても半数以上はもう同じ委員で構成されています。これは平生町の実態だろうと思ひます。

そして、実際に例として、この平生町総合計画の審議委員という格好で募集されましたのをちょっと例を挙げてみますけど、私自身は、この平生町の審議会の委員30人以内をもって組織するというのがありますよね。その中に、1番目には、公共団体の代表者、それで2番目には、学識経験者を有する人。それで3番目に、平生町内に住所を有する町民一般公募ということを書いています。単純に、私自身この30人やったら、これは10名ずつかなという感じがしたんですよ。それでこれの委員の名簿を見たら、大体26人前後はもう公共団体の横滑りですね、はっ

きり言って。それでせっかく応募された方が6人おるんですね。それで6人の方で採用されたのが4人、それでその人らには一応レポートが何かちょっと課題があったと思いますけど、それで横滑りの人は全然何もなしでただ横滑り。だからそういうそのやり方というか。

そして、実際この前、月曜日ですか、こういう何とか都市計画マイプランというのがあったんですよ。山口県からと柳井の土木、そして、平生町の建設課の人もおらして十何人いました。それでこれに説明会に来ている人はたった4人ですよ。その中でも知り合いといったら、僕と松本君と3人おったら、もう1人なんですよ。だからはっきり言って、こういうのを10カ年計画つくった審議委員なれた方が、1人でも僕は参加来てるかと初め思ったんですよ。だからそういう一つのそういう今後の10カ年計画、こういうのをつくって、それでこういうマイプラン、その都市計画にも一つも来ん、単純に横滑りで肩書きだけの、悪く言ったら、言葉は悪いけどごめんなさい、そういうあれかと思って。それで、町長の意見を今後どうするか、ちょっと町長の意見を率直な意見を聞きたいと思います。

それと、第2に、総務課が何とか、人材の発掘どうじゃこうじゃで施策が、政策の45で書かれております。各自治会におけるリーダー候補を発掘し、各種研修事項を推進しますとありますが、ただどうということをするんか。そして、この自治会というのもね、ちょっと言い忘れましたけど、この審議会でも現在平生町は7地区あるんですよ、7地区。御存知でしょうけど7地区あると思います。その中で、ほとんどの数、何か一つか二つの地域の人間が半分以上を占めておるんですよ。そして、それに対して地方自治というのがこれちょっと前へ行きますけど、住民自治というのがあるんですよ。その中で5人おるけど、大野地区と曾根地区、そして、極端に言ったらその住民自治で、曾根と佐賀はその部落長の代表というのが出てきておるのですね。そういうグループのメンバーが入っているんですよ。その住民自治に入っていないけどそういうのがきてるのですね。そしたら、宇佐木コミュニティも豎ヶ浜コミュニティも、その部落長の集まりで、その運営委員長がなっとるのですね。純たる部落、自治会の連合会という、見た感じがそうなんですよ。だから何でそういう人らが入っておらんのか。単純に行政が簡単な、努力もせん、ただ単純に横滑り、こうかと。そういう努力を僕はしてもらいたい、はっきり言って。それでこれをやるからには、予算や金は恐らく僕はかからないと思います、はっきり言って。だからそういうことであるんな審議会、委員会を立ち上げて、その平生のことを皆さんと話し合っ、それが本当に実現できるのかと。また、この前来たけど、またあんな来たんという感じで、最初の恐らくあいさつもそうなると思います。だから、そういうこれはもう昔からの僕の思いですので、町長ストレートにちょっと町長の考えだけ先よろしくお願ひいたします。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を2時10分からいたします。

午後1時56分休憩

午後2時10分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） 各種審議会・委員会等における委員の選任のあり方について、今議員のほうから質問いただきました。今町内でこの審議会のあり方、常に私自身もこれは機会あるごとに見直しの努力はさせていただいておりますが、各種町内の会議等々協議会等も見ておりますと、二つ性格的に審議会等があるんですが、一つは、行政執行をしていく前提として、その会議そのものが意思決定を行う審議会等の附属機関と、意見やいろんな情報などを提供いただいて行政執行を行う際の補助を行う懇談会・協議会、こういう2種類に分かれておりますが、審議会等の附属機関が今26機関、懇談会や協議会等が今13機関というふうにつかんでおります。

このメンバーのあり方でありますが、どうしても先ほど言いましたように、意思決定をするというような一つの審議会等となると、どうしてもやっぱり委員会・審議会等の性格上からも、一定の組織団体の代表者とか、専門的な技術的な一つの経験といいますか、そういうものが求められたりというようなケースもありますから、いろんな複数の委員会を掛け持ちで担当するとか、往々にして長くそこの組織の団体の長等をやっておられれば、そのまま長く兼務をされておるといようなケースもあることは重々承知をいたしております。

しかし、これらのやっぱり一つの町の活性化ということ考えた場合に、まずはこういった審議会・協議会等は活性化していくと。そのためには、やっぱりさまざまな意見を持つ委員の皆さんが参加をしていただくということが一つの大きな大前提にもなろうかと思えます。したがって、その辺のバランスをやっぱりうまくとっていかなければいけないだろうというふうに思っております。

同時に、公募の委員さんについても、ひとつそれぞれ審議会等が協議会とかというのは規約を持ってあって、そこにはいろんな代表者をはめ込んでいくというような格好になっておりますが、最近はいろんな形で公募委員を募集をして、できるだけ町民の方にもむしろ参加意識を持っていただいて、そこに参画をいただくというケースもふえてきております。そういった形で常にこの見直しをしていきたいというのが全体としては私自身の考え方でありまして。

先ほどありました第四次総合計画の策定に関する審議会の選定等につきましては、総合政策課長のほうから答弁をさせていただきます。

議長（福田 洋明君） 角田総合政策課長。

総合政策課長（角田 光弘君） それではお答えいたしたいと思えます。

第四次の総合計画の策定に当たりまして、総合計画審議会を立ち上げまして、その中で御審議

をいただきましたが、総合計画審議会の設置条例の第3条におきまして、久保議員さん言われたように、委員30人以内をもって組織し、公共的団体の代表、学識経験を有する者、一般公募に応じたもののうち町長が任命したもので構成するとされております。

このたび一般公募についてでございますが、5名以内ということで要綱をつくりまして募集をかけました。6名の方から応募がありまして、4名の方を委員として任命をいたしております。応募者全員を任命となっておりますのは、1名は団体の代表者として既に委員就任をお願いしていた方でありまして、もう1名は、参画をお願いしていた団体の役員をされている方のため、このたび決めました応募要件を満たしていないことから、実質的に応募された方全員に公募委員として参画をいただき、審議会で熱心に御審議をいただいたところでございます。以上でございます。

それと、自治会連合会でございますが、現在連合会でできておりますのは、佐賀地区と曾根地区の2地区でございます。その中で総合計画審議会のほうの委員として御参画をいただいているところでございます。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 2件目をちょっと、人材発掘の件で。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 大変失礼いたしました。リーダーの各種研修についてでございます。

やっぱりまちづくりは、当然やっぱり人がかかわってくる部分が大変大きいわけで、人材といえますか、まさに人が一つの地域資源として生かされているところ、あるいは、またそういう生かされているところは地域が元気だというふうにとめております。そういった意味で地域のリーダーといえますか、その役割が大きいだけに、リーダー研修というものもしっかりやっていきたいというふうに思っております。

去年、おととしからちょっと御紹介申し上げますと、21年には「中山間地域元気創出アドバイザー派遣事業」、これ県のほうから講師の派遣をいただいて、これは自治会連合会などで、対象は自治会の皆さんに集まっていただいて、佐賀地区の自治会連合会でこの派遣事業を活用して研修を行っております。昨年は、「中山間地域元気創出支援事業」、これもいわゆる出前講座的な県の派遣をいただいておりますし、逆に、「山口県中山間地域づくりリーダー研修会」、あるいは「自主防災リーダー研修会」、こういったところにそれぞれ各自治会のそれぞれ代表の方々に参加をいただいて取り組みを進めておるということで、こういった講師を招聘してやったり、あるいは、またいろんなそういったリーダーの育成につながるような研修会に参加をしたり、そういうしっかり取り組みを進めていながら、その研修をしていただくというふうに思っております。その取り組みはこれからも引き続いてやっていきたいというふうに思っております。

おります。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 一応町長の意見はわかりましたけど、今の審議委員と委員会の代表の横滑りですね、町長の御意見のとおりかもしれませんが、僕としたら、極端に言ったらその会がありますよね。その会があったら、この人を次の会の代表にしようと思うからこの人を代表にしよう。単純に皆さんの指導が会の代表というから、あくまでも会の代表が来るんじゃないですかね。だから、会からそういう人を適任者を出してくださいと、そういうことをしたら極端に言ったら、君はこういうのが得意やから、こっちの部や委員会やるからちょっと行ってみかんと。だから、そういう細かい配慮がほしいんですよ。

それで、先ほど審議員のことをそうは言われましたけど、曾根と佐賀は自治会連合会があると。それで僕もくどいようにね、豎ヶ浜と宇佐木の準自治会連合と同じようなものですよ、はっきり言って。自治会のトップが集まっておるんじゃないから。だから、そういう人の、細かいね、お宅らで細かく管理して、やはり総合計画は平生町7地区全体が集まってやるんよという意欲がなからんばね、結局もうこれ前に進まんのです、はっきり言って。だからいつも同じメンバー同じあれで、こういう計画どんどん進めても意味がないんですよ、はっきり言って。だからそういう細かい配慮が僕はほしいんですよ。

それと、2番目の人材発掘のあれにしても、地域によってはものすごいバランスがあるんですね。はっきり言って大野、曾根地区はわりかし優秀な人材がおられます。そして、町長笑わんで。それで僕らとしたらね、僕らの年代で会社を定年退職して、ある程度やる気のある人がおるんですよ。ただ単純にお宅らが、いや行政が、ある人、付き合いじゃなしにそういう会社勤めで、それで帰って来て地元で今から頑張ろうという人がいろいろおるんじゃないから、そういう人をターゲットでどんどん教育してもらって、次のリーダーというかね。だから今、平生町でもいろいろ活躍している人は、もう80前後あれになっとるんですよ。だから僕らの年代の60代、若い人はあれかもわからんけど、僕らの60代の人を、おまけにそういう定年退職した人をターゲットするような、そういう細かい配慮をやってもらいたいんですよ。

そういうことで、今後ともそういうあれで審議会、委員会にしても、町長さっき言われたように、努力して、そういうように何というか、代表の横滑りじゃなしに、代表のグループの中からそういう人材ね、適材適所で委員を配置するというのを御指導をよろしくお願いして、もうこの件は一応終わります。

それで、2件目で、公共施設の維持管理についてということで、一つには、平生町道路の現状について、ちょっと僕なりに見たことを一応説明いたします。

私自身、昔は、会社永大に勤めとって帰りに乗用車で今のパイロット道路をずっと通ってカブ

トを捕って帰りよったんですよ、子供のために。それで今はもう軽トラでも通れん状態なんですよ。そういう状況なんです、はっきり言って。そして、ときどき回るときに、建設課の方もいろいろ道路管理あれでね、ときどき2名の人とときどきすれ違います。しかし、今現状がもうめちゃくちゃから、いたちごっこというか、もうやったらやったすぐ、そういう状況なんです、はっきり言って。

それと、皆さんも御存知のように、般若寺入り口に室津半島スカイラインというのが書いてありますよね、大きな看板が。それには柳井市、平生町、それで上関て書いてあるんですよ。それで、この前柳井に行ってちょろっと聞いたんですけど、柳井のあれはもう室津半島スカイラインというあれはないんですね。単純にもう林道という考えなんですよ。柳井の担当課は。そして、はっきり言って柳井は維持管理はしていない状態、僕自身が聞いた時点では。それで、いろいろ平生町に聞いても、極端に言ったら、こっからここは柳井の管轄、ここは平生の管轄と言われますけど、私自身は最初から大星山で行く、何ですか風力発電所がありますね、横にずっと。もう平生町の道路と思ってたんですよ、はっきり言って。それでいろいろ言いよったら、いやこっからここまでは柳井で、そっからここまではあれですという言い方されました。だから、この前柳井に行ったのも、そりやお宅らもな、柳井の管轄はわかるように柳井市と書けと。そしたら、平生だけはきれいにすると。それで柳井だけはあれやから、お宅らはやらんならやらんでもいいから、とりあえず柳井と看板をぶら下げてくださいと。そして、言われたのは、柳井市さんは、いやそれ予算どうじゃこうじゃ言われましたので、それはわかりましたと、そりや僕が板に書いて、こっから柳井市と書いてええかと、いやそれは困りますと。じゃ困るあれじゃろ、それやったらね、もう平生町が金出して整備しても、お宅らがやらんやったら車通れんよと、今の状態やったら。

そして、僕自身ときどき大星山にもいろいろ行ったときに、この前の9月の初めの台風の後でも、徳島のナンバーがおったんですね。それでその人らに聞いたら、道がやはりわからないと。それで車が傷つくかという感じで来たというわけね。そして、一応ナビがあるから、ナビで来たたと。ナビであるのかなと聞いたら、そして、ほかの人に聞いたら、ナビでも道があちこちあるから今度はわけがわからんと。実際僕らもあそこに行くのに立て看板はありますよ、はっきり言って。あるけど、立て看板というのは、皆さんね、どう思います。目に見えるのが立て看板でしょう。今の現状といたらもう草ぼうぼう、木ぼうぼうで、もう立て看板があるかないかわからん状態なんですよ、はっきり言って。だからそういう状況なんですよ。山の道は今。

それに対してね、それは維持管理の金がありませんと言われたらね、極端には今その大野に大規模農道か何かつくられていますね。あれも県の補助、町ので一応やられると思いますけど、極端に言ったら、それもできたら今度は維持管理せんばいかなのでしょ、はっきり言って。だからそういう維持管理をできない、今の現状を維持管理できないのにね、あえて何でまた道路をつ

くったりするかと思って。だから、それをやる前に、何で現状の道路を維持管理せんかと。そして、あくまでも大星山、あそこは観光施設のような格好で皆さん行かれるんです、はっきり言って。風車もあるから。それで、この前のあれでも言われたのは、道が初め迷ったのかなと思ったと、やぶの中を走ったから。そして、あそこの上に行って初めて景色がよかったから、間違っていないなど。だからこういう状況なんです、道路の状況は。だから僕としたらその道路の状況を何でもそうですよ、もとの姿に戻してもらいたいんですね。道路というのはね、やっぱり両サイドがね、ガードレールが見えて白線が見えるのが道路なんです。ガードレールも白線も見えないような道路じゃないです、はっきり言って。それやったらもうスカイラインという名前をもう大規模農道と変えることですね、はっきり言って。だからそういうつもりでやはり、何でもそうですけど、今この総合計画いろいろたわれていますが、土台がしっかりせんことには何もできるんですよ。土台もガタガタでいいこと上へどんどん重ねていっても、結局積み木と一緒に下がらばらと崩れるのと一緒なんです。だからそういう感じで、そういう細かいことをやはり一つ一つやってもらいたいんです、はっきり言って。

それと、もう一つの観光施設は、公園現状についてですよ。大星山・箕山観光施設ずっと回ったんですけど、皆さんもこういう言葉は聞いておられると思います。極端に言ったら、私のおふくろから昔言われたのは、「家に行ってトイレがきれいかったら、その家はきれいに掃除しとるよ」と。だからそういう隅々からきちっとやるということなんですね。だから観光施設全部トイレはもうめっちゃくちゃ、もうはっきり言ってね。箕山にはもうトイレの中に木が来とるとし、周りは草ぼうぼう、どうしようもないんですよ。

それで、これちょっと読んでみますけど、皆さんこれどう思います。大星山の展望台にね、平生町観光協会が63年5月15日に掲げた看板があるんですよ。これにはね、箕山と神武様の目の前の山は標高400メートルの箕山ですと。目の前の山はと書いてあるんですよ。あれ看板見て目の前一つも見えんわけ、草ぼうぼうで。それで、その看板が堂々と63年からできて、これも色あせたような看板が今あるんですよ。それで、それと箕山、またそこには平生平野を一望できる展望台も箕山にね、箕山に神武天皇を祭ったほこらがあります。また、そこには平生町平野を一望できる展望台もつくってありますと。箕山から、行ってみてくださいよ、あの石の上に乗っても平生平野は見えんよ、今。草ぼうぼうで。竹と草で。あんなのぶち切ればよう見えると思う、切れば、はっきり言って。だから、こういうのをうとうと、そして、ぜひ箕山に来てください。大星山から、これから遊歩道で約5分、または車で箕山に行けますと。僕はそこへ遊歩道あるのかなと。そこも一つの疑問感じました。これは63年の5月15日の平生観光協会出してるんですよ。それで、この看板ももう字はあせた状態で、大星山の横あるんですよ。ということは、平生観光協会にもある程度補助金を出してると思いますよ。だから一応立て看板63年につけた、

つくったままで放ったらかしという状態です、はっきり言ってね。だから、そういう細かい管理がね。

それと、もう一つは、あそこに「サザンセトロケーション」という看板がきれいな看板があります。その中には大星山展望台と丸山海浜パークと神花山古墳の写真がずっと載ってます。現状と比べたら月とすっぽん、はっきり言って。だから、その姿に少しでも持って行こうという努力がはっきりあるのかということです、実際僕聞きたいんですよ。

そして、上関側からその室津半島スカイラインを車で、こっち向いて来よったら、そこには平生町という看板が一応あります。そこに平生町を紹介した立て看板があります。それも草ぼうぼう、何も見えない、はっきり言って。僕も近づいてその草を分けてよいよわかる状態。だから実際にね、ただつくってね、結局施設をつくりました、放ったらかしね、そういう現状なんです、はっきり言って。

それと、そのスポレクゾーン、あの公園、あの公園に関しても、利用者というのが恐らく余りないだろうと僕は実際思います、はっきり言って。だから、僕ここんとこ週に二、三回ちょくちょく行くんですけど、夏休みはしょっちゅうそこへ行ったんですけど、単純にあそこで遭遇したのは今まで5人なんです。そのうち3人は犬の散歩。だから僕が行ったら犬が、うおっとほえてくるわけ。それであと2人の方は、下の何というかキャンプ地の水道で下半身裸で何かこうふきよる。そういう人。だから、そういう状態で子供連れてああいう公園に行けるかということですよ、はっきり言って。だから、極端に言って公園の利用者がなかったら、なぜ皆さんがこういうことしたら利用できるという、その利用する方法を考えんかということですよ。

だから、実際に、あれを利用しようと思ったら、僕はあそこへ車をとめて歩いて行って、そして、1周して帰ってきよったら、そして、あの上り坂を上るといったらものすごいらいんですよ。だから広いあれがあるんじゃから、車の中に入れるぐらいの、要するにそういうんでいるんな細かい管理をして、皆さんが利用する方法を一応考えてもらいたいわけ、はっきり言って。

そして、夜行ってももう真っ暗、極端に言ったら。そして、皆さん側で涼しいとき夜子供らを連れてもし行ったとする。したら、グラウンドの中を街灯が四つか五つありますよ。それで車をこっち側の道路の反対側の雑草地にとめとった場合は、そっからはもう真っ暗なんです。何も。そういう状況でそりゃだれも行きません、はっきり言って。だから行かんや行かんで、やっぱり行けるような、皆さんが努力をして、それでその努力した結果、どうしようもない言ったら、結局だんだん考えを180度変えて、次の3問で一応また質問するんですけど、人口増加のためにあそこを宅地にするんです、はっきり言って。そしたら、宅地にしたら高く土地が売れて、極端に言ったら人口もふえる。いや、そういうもう自分の考えを切りかえるような思い切ったことを一回やってみんことにはどうしようもないんですよ。だから僕自身が言いたいのは、

道路、公園、観光施設、すべてもとの姿に戻して、土台をきちっとして、それから先へ進めるようなことをやってもらいたいんですよ。これに対して町長の意見を聞きたいと思うんですが、よろしくをお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 本当にいろいろ気づきを提言をいただいてありがとうございます。まずお礼を申し上げたいと思います。

いや、私も年に二、三回は大体一通りやっぱり立場歩いております。ただ夏場はどうしても、今御指摘のあったように、もうばんばん草が伸びてきますんで、大変、後手後手にいつもなっております。室津半島スカイラインから始まって、いろんな箕山の話、それから、スポレクの話等々を今していただきましたが、本当にそれぞれ年に今2回から3回のいわゆるシルバーさんとか業者さんとか森林組合とか委託をして今やっていたいておると。たまたま国の緊急雇用対策事業等もこの前ありましたから、それを活用してやっておりますが、まだまだとてもじゃないが手が回らないというのが現状です。率直に言って今感じておられるようなことを思っておられる方はたくさんあるのではないかと考えております。できるだけ環境の整備、ああいった施設の維持管理、これも大変やっぱり町としても大きな課題であります。我々としても何とかやれるだけのことはやりたいと思いますが、少し町の今道路作業員さんあたりも2名でやっていたいておるんですが、間に合わんということですから、この辺も時期的な季節的な要因もありますが、この辺の体制の整備もしていかなきゃいけないだろうというふうに思っておりますし、特にスカイラインの話もありましたが、大星からあそこを中心に今風車もできております。観光的にもいろいろ活用をされておりますんで、先般から日本風力開発のほうにもぜひこの環境維持整備に協力してほしいということで、少し負担金を出してくれという話を今させていただいております、それらを除草作業の少しは足しにしていきたいというような形も今とったり、やりながらやっておりますが、まだまだ、とてもじゃないが行き足りないというのが現状です。

今、本当に道路の現状、観光施設、公園等の現状、しっかり我々も担当課のほうにもこういう問題意識を持って整備に当たるように、しっかりこれからも指導していきたいし、ぜひそういう本当に自然の豊かな平生ということになっておりますから、そういうものが本当にみんなに実感していただけるような取り組みをこれからもしていきたいというふうに考えておりますので、少し時間がかかるかもしれませんが、少しずつ整備をしていきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 一応やられるということで。それで、それにちょっともう一つ、極端に言ったら室津半島スカイラインですか、光輝病院から向こうまではきれいにしておりますよね、伐採で、土場張りで。あれは極端に言ったら、これ僕が間違うとったら失礼なんですけど、

光輝病院の要請でバスが通らんからということでやられたんか。それやったら、極端に言ったら般若寺も、般若寺あそこ大星山、室津スカイライン拠点という看板がありますよ。あそこも火祭りでいろいろバス上がります、はっきり言って。あそこはもう全然もう伐採、上していないわけ、はっきり言って。それで単純に、間違いがあるか知らんけど、光輝病院から言われたからか知らんけど、向こう側はもうきれいに伐採してあるんですよ。光輝病院から尾国側は。

だから、ああいうのを一回思い切りやったら、今町長の言われたように、人が足らんというのは言い訳なんです、はっきり言って。そりゃ人が足らんのはわかりますよ。現状のやり方をするから人が足らんわけ。そういうの思い切ったことを一回やったら、あとは本当草刈りだけでいいわけ、はっきり言って。だから草刈りだけを今の状態でやるからいつまでたっても同じ状態になる。だから、それを一回思い切りやるんです、はっきり言って。それで予算の関係もそりゃあるかわからん、いろんなことを見ながら、そういう、それで今いう何というか風力発電所も言われましたよね。風力発電所も恐らく7基あったら、7基である程度固定資産でも恐らく入るはずですよ。だから、そういうものを半分回すような考えも僕はあってもいいと思うわけ、はっきり言って。だから、そういう考えでも思い切りやってもらうて、そして、あとは建設課が管理せいや、どこどこ管理せいと、それやったらできるんですよ、2人でも。

それで、これの極端に言ったらね、10力年のこのあれでもね、町長はうたわれておりますよね。本町の観光資源の知名度は低く、大型バスが通りにくい道路状況の観光といろいろ書いてあるんですよ。それやったら、あんだけの上やったらバスが通るんじゃから、やはり僕らでもそうよね。乗用車が行きよって、上に木がばさばさ当たったらやっぱり嫌な顔するのと、やっぱりバスの運転手も余りいい気持ちはせんと思いますよ。それがバスが真ん中ばかり通りよって、下から下って来よったらまた事故が起こるんですからね。だから人が足らんなら足らんなりに、そういう思い切ったことを一回やってみて、それで一回もとの姿にしたら、恐らく10年か20年ぐらいそのままの状態で済むわけ。

そして、今大星山の何というか草刈りも、この前ちょっと9月の初め日曜日に業者さんがやっていました。そして、聞いたら、7月と9月の2回にやるんやった、2回。年に2回。それも7月と9月。それ9月の初めにやられてました。もう後はやらないんだろうと僕自身思ったわけ。そして、あれを見ておったらほとんど機械なんですね。草刈り機の機械、機械ですね。だから人が歩く階段や木の植え込みやあんなのが、手作業というのが一つもないわけ、はっきり言って。だから一応業者に任せましたよ、任せたら業者さんはほとんど機械を持ってやるわけ。そしたら、そういう階段やその植え込みやトイレの周り、横やあんなのはね、手でむしるようなところは絶対やらんわけ。だからそういう細かい管理をしてもらいたいわけ。

そして、今これちょっと今思いついたんだけど、今、新人さんがここへ今傍聴へ来ておられま

すね。だから極端に言ったらね、箕山と大星山は、あそこへ上がって整備したら、平生平野は見えるし、それで向こうへ行ったら瀬戸内海、平生も全部見えるわけ。そういうのを新人教育という格好で、ああいう手作業の格好も、そりゃ平生の歴史をいろいろ勉強させるのもひとついいことだと思いますよ。だから、そういうのを後々やって、要するにもう細かい管理から、そういうように。ただ業者に任せとったら、そりゃね、任せてどういう状態でやってるか、そこまで把握して。極端に言ったら、自分らが機械が入るところだけやって、それで人間が歩くとこといったら、機械が入らんのか、はっきり言って。そういうのはもう絶対放ったらかしなんですよ。だからそういう細かい管理から、もう一度再度考えてよろしくお願ひいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 今おっしゃったようにですね、一度思い切ってぱっきりやれということで、私もやっぱりせつかくあれできたところで、眺望のいいところあるんですよ。ここをスポットにして写真を撮ったらちょうどいい場所じゃがのという話をしたこともある。ただ、もう今はそれこそあれができてもう大分たちますから、前もあったように、木がどんどん伸びてきて前が見えんようになってます。これを伐採の今、あれを切らしてもらおうように話をつけてこいということですが、なかなかこれまたその所有者との許可をもらって木を切らんにやいけんのですが、すんなりオッケーということにならんケースがあるんです。これ今ちょっと少しまだ我々も努力しますが、特におっしゃったように、箕山からこちら側というのは、本当に眺望のいいところで、我々もあそこから見下ろすのは大変気持ちがすっきりしてよかったんですけど、なかなかそういったやっぱり木を、ただこっちがいても前あれじゃから、うっとおしいから切りゃあええがと思っておっても、やっぱり所有者の許可を得なきゃいけないということがあって、なかなかそれがすんなりじゃあどうぞどうぞということならいいんですが、案外そうでもないケースが現実にありますんで、これは言いわけになりますから言いませんけれども、しっかり努力をしていきたいというふうに考えております。

それから、般若寺側とこっち側の光輝病院のほうとの話がありましたから、建設課長のほうから答弁をさせます。

議長（福田 洋明君） 安村建設課長。

建設課長（安村 和之君） ただいまの室津半島スカイラインの草とか雑木の関係でございますが、光輝病院から尾国側につきましては、昨年度、緊急雇用対策事業で伐採をいたしまして、それなりに整備されておると思いますが、般若寺側につきましては、昨年やっております。ただ、今年については、緊急雇用のほうで草刈りは行きますが、雑木のほうについては対応がまだできておりませんので、ちょっと現地を確認させていただいて、検討させていただきたいと思っております。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） それでは、よろしくをお願いします。

ちょっとつけ加えたいんですけど、町長、先ほど箕山や大星山と言われましたけど、木をどうじゃとか言われましたけど、あれは公園内じゃから竹やからもう恐らく町の管轄で切れると思います、はっきり言って。

それと、そしてああいう道路に関しても、私警察に私らが聞きに行ったら、道路管理者の判断で切ってもいいようなことを警察が言われました。それはどこまでかははっきりわかりませんが、そういうあれは聞いてます。だから箕山と大星山も町のあれで竹を伐採したら、平生平野や、そして、箕山もきれいに見えるようになりますので、よろしく願いいたします。これで終わります。もう1個か。

済みません、次に3件目で、これは単純に町長の意見を聞きたいんですけど、第四次平生町総合計画とありますよね。それで、ここにも最初に、平生町の将来人口についてということで、こういう何とか対策をやって、極端に言ったら、住みよさを実感できるようなまちづくりで、10年後も人口を維持できると書いてありますけど、予測では1,530人ぐらい減るんですよ。だから、こういう住みよさを感じる、そういう単純なことで維持できるんか。

それと2番目に、政策が52項目あるんですよ、あの中に。それでその中にいろいろな取り組みというのが266あるんですよ、取り組みがね。継続や新規というのもね。それを本当に10年間でやれるもんかね。それを今度は5年後には、124件というの極端に実績を出さんにかいかんのですよ。だから、それが本当に、そりゃできると言われたらそれまでなのですけど。

それと、第三次の総合計画のそのやられたときの政策ですね、あれは大体何%やったのか、今後それ以上のことを考えるし、それで、それを第三次総合政策の計画のやった時点の何とか悪いとこいいとこを取り組んで、今後これに入れておると。そういうことがありましたら、町長の意見をちょっとお聞かせください。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 第四次平生町総合計画に関連をして、一つは、平生町の将来人口について、予測では、これはコーホート要因法というふうに言われておりますが、国勢調査の全人口をもとに推計をしておる中で、平成32年には、1万2,173人と予測が出されております。しかし、本町のこの総合計画では、目標人口、定住人口1万3,500人、ほぼ現状を何とか維持をしたいということで、この計画を策定をさせていただいております。

もちろん、日本全体が今人口減少傾向に入っておるわけでありまして、これを現状維持するということだけでも大変なやっぱり努力が私は要るんじゃないかというふうに思いますし、その意味でも、この総合計画をとにかくそれぞれ具体的な数値目標の設定をしながら取り組んでいくこ

とによって、住みよさが実感できるまちづくりにつなげていって、定住人口を確保していきたいということで、こういった政策努力目標も含めての人口の設定をさせていただいております。そういった意味で、今回のこの今ありました次の52項目のうち、266件取り組みがあって、そのうち5年間で124件ということが今指摘をされましたが、実際には数はもっとふえると思います。これは主な事業がここに列記してありますから、それだけ大変だけでも、もうしっかりいろんな事務事業サービスの展開については取り組んでいきたいというふうに思っております。

特に実施計画等見直しをしながら、この説明をさせていただいておりますように、毎年度点検をしながら、この政策を進めていきたいというふうに考えておりますので、ぜひこの具体的な、これらの課題が年々の各課の取り組み目標を設定しますけれども、それらと連動していくような形でやるように、今私のほうからも指示をさせていただいております。

それから、第三次総合計画の達成度ということでございますが、第三次の総合計画のときは、今回は第四次総合計画ということでいろんな数値目標、達成目標数値を定めさせていただいておりますが、第三次のときはそういう形で取り組んでおりません。そういう設定をしておりませんので、何%ということがなかなかつかむのは難しいのでありますけれども、ただ、いずれにしても第三次の点検、四次総合計画をつくるときに、第三次の一応全部フォローアップをやって、どこが到達できた、どこが課題だということで、そのことについては実績書というのを、これは議会のほうにも去年の6月に、これをつくるときに、第三次平生町総合計画の実績書ということで全員協議会にも示させていただいたんですが、一応やっぱり第三次の総括をやって、その上に立って第四次の総合計画をつくらうと。特に今回は、そういった意味で数値目標を設定をして取り組もうと。そうしてやらないと、どれがどれだけ進捗したというのがなかなかつかめないという、これは第三次の反省に基づいてそういう形で今回は設定をさせていただいております。

したがって、具体的に第三次のが何%ということは、ようお示しできませんけれども、そこで課題になったことや実績等については、それを踏まえて第四次の総合計画につなげていったということになっておりますので、御理解をお願い申し上げたいと思います。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 済みません。私、これ僕のちょっとあれなんですけど、定住人口ね、この前産業文教で行った広川町は人口がずっとふえてるんですよ、ずっと広川。それでいろいろ聞いたら、やっぱりベッドタウンなんですよ、久留米の。ということは、平生町も極端に言ったら、ベッドタウンというかそういう感じでいくんか、それとも工業をやるんかね、やはり何か思い切ったことをやらんと人口はふえんと思う。

それで、その工業を誘致しようと思っても、はっきり言って、この前僕が初めて田布施の水道局へ行ったときに、工業用水ってものすごい高いんですね、平生は。だからそれに対して工業が

来るんかと。極端に言ったら、周南のような20円のほうへ行ったほうが僕は安いと思う。工場を誘致しよったら。だから単純にその四次あれで人口がそりゃ維持できるかもわからんけど、そういうようにベッドタウン化をする工場を誘致するんかね。だからそれに対してそういう、よそとの不利、水道料金にしても、そりゃ来たら四、五年は町の補助金でどうにかするわと。だから、そういうようにするか。

それと、今2番目の政策についても、毎年度見直してありますね。その見直しというのは、その各課で見直すのか、そして、極端に言ったら、今何というか大規模農道というような農免道路ができていましたよね。あれ10人が10人聞いて何であんなのが必要なのかという人がおるんですよ。それであれもこれを見たら、政策の中に入ってるんですよ。だからそういうのを実際に皆さんが見直したのかね。それで、そういうことがあそこ大規模農道にしても、極端に言ったら、3年間で8,000万円ぐらいつぎ込んだのかな。だから、そういう金があったらほかのことはできるわけですね、はっきり言って。だから、あそこまでで3年、道路をあそこまでつくったらつくったでいいんじゃないけど、それから極端にその先は民間の土地開発に任せてベッドタウンというか宅地にするような格好でね。極端に言ったら、今曽根から道もあるし、ちょっとこれも間違いかもわからんけど、僕が聞いたのは、あそこは光輝病院に抜ける道のためにつくったようなことをちょろとこう、うわさか本当か知りませんよ、そういう話もされました。だから今はもうこっちからあるんじゃないから、あれをあのまま曽根までね、僕自身抜ける必要ないし、あれやったらあそこまでとめて、あれから先を民間にでも委託して、極端に言ったらベッドタウン化にして宅地にしたら人口もふえるし、それで予算もむだなこんな8,000万円もずっとつぎ込んでいいし、いいことづくめと僕は思いますけど、町長の考え、よろしくお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 大変貴重な御意見として承らせていただきます。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） どうもありがとうございました。そして、これからも細かいこと一つ一つ行きますので、よろしくお願いします。

.....

議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） それでは、通告どおり大きく2点について質問をさせていただきます。

まず、防災対策についてお尋ねします。昼前の平岡議員さんのほうからの質問で、かなり重なる部分がありますので、平岡議員が大きな平生の重要な防災対策全体のことで尋ねられましたので、数点だけ細くなるんですけど質問をさせていただきます。

町長のきょうのお話の中で、台風12号のときに大雨が降った、これはもう今はどこで起きても、日本のどこに起きてもおかしくないんだという話がありましたが、数年前までなら異常気象と言われていたような大粒の強い通り雨、近ごろのようなゲリラ豪雨、ピンポイント豪雨に比べると、その集中豪雨はにわか雨のように思えるほど気象が今変化してきました。そこで、これまで町内で大雨が降ったときに、水害が発生する場所はほぼ特定されると思いますが、いかがでしょうか。どのように把握されていますか。

また、現在までのそれぞれの場所を、水害が発生する場所についての対策では、解決できていない状況にあるのではないかと考えますが、どのようにお考えでしょうか。2点、よろしくお願いいたします。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を3時10分からいたします。

午後2時56分休憩

.....
午後3時10分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） 防災対策に関連をして、大雨がもう発生する、あるいはまた大雨による水害が発生する場所は、ほぼ特定をされておると。現在までの対策と今後の考え方ということでございます。

御指摘がありますように、町内では、言えばもう常襲地帯といいますが、その下横、野島から水越、西浜、裏町の大体そういったところかなというふうに思いますが、今、大内川、熊川の狭窄部分の改修工事が徐々に進んでおりますんで、徐々に改善されていくとは思いますが、抜本的にはやっぱり雨水の下水処理といいますが、これをきちっと本当はやっていかなきゃいけないんですが、今、下水道、汚水の対策ということで進めさせていただいております。当面する対応としては、やっぱりあそこの今のポンプによる強制的な排水処理によって能力を少し高めて対応していくということになるかと思えます。したがって、ポンプの増設、または新設等々、あるいはまた、大雨のときにおける対応マニュアル等も準備をさせていただいておりますから、その辺のいわゆるソフトとハードと両方の対応が求められているであろうというふうに思いまして、少し当面の対応についても考えていかなければいけないというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） 今の御答弁で河川改修に改善されるんでないかというお話がありましたけれども、その大きな川へ入る前のところでたまってることも何カ所かあると思うんです。だから大きな、先ほどの平岡議員の質問でも大きな平生町全体でなく、平生町独自で、ま

たピンポイントで独自の対策、そして、そのきめ細やかな対策の連携をすることが有効な対策になるのではないかと考えています。

例えば、僕は第1分団に所属していますから、地元の話になって申しわけないんですけども、下横土手の水道屋さんのあたりの話なんですけど、あの前の道は大雨になるとあれ川に変身するんですね。先日、1分団の若手で周辺を歩いてみました。すると、この道の周りには、側溝はもちろん水路があったり、昔からの水路があったり、対策は見る限り十分してあるように見えるんですけども、それがうまく機能してないのかなという思いがあったり、今あるものを工夫次第で何とかなるんじゃないかなと話し合いをしました。でも結論が出なかったんです。1分団には防災士もいますし、いろんな専門な知識を持った方が若手もふえてきたので、いろんな話をしたんですけど結論が出ない。それは何でだろう、そう考えてみると、例えば、その水路、その水路のことがわからないわけなんですよね。知らないというほうが正しいかもしれないんですけども、その水路がどこから始まって、どこを通過してどこへ流れる、その幅、深さ、本来の深さ、現在の形、水草があったりして、どこが底かもわからない。この水路にしても地形の特色や歴史、水路の本来の形、本来の能力などをしっかり知って連携させていくことが重要だと感じたんです。もちろん職員の方はよく知っていらっしゃると思いますが、その知っていることの裏づけのためにも、どうでしょうか、一度平生町が持つ本来の排水能力を徹底的に調査してみたいかがでしょうか。お尋ねします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） その川に流れ出る農業用水路、用水路を含めたそこら辺の水路の機能が、本来の機能が発揮できるようにしていかなければいけないという話だろうと思います。改めて、町内全部それぞれ皆各地域でありますけれども、特に今言われておるような、もう必ず浸かるようなところについては、やっぱりそこら辺の水路の基本的なあり方について、地域の方々も含めて協力をいただいて、その辺の対応策を考えていかなければいけないと。そこら辺の維持管理の面も含めて協議をするということも大事だろうというふうに思っておりますので、この辺は当面、大体そういうところが決まっておりますから、その辺については、しっかり対応していきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） そうですね、当面今の現状を続けて、調査等を並行して続けていかれるということですけども、やっぱりそこに住んでいらっしゃる方は、雨がどっと降るときにやっぱり不安になって、不安な日を過ごさなければいけないという状況がやっぱりあると思います。解決をさせないから同じ場所を何度も同じことを繰り返すということが起きているんじゃないかと思います。午前の答弁の中で、実践で使えるマニュアル、防災マニュアルにしていく

という答えがありましたので、そのためには実態を詳しく調査をしていく必要があると考えますので、できるだけ早い段階で、地域、もちろん地域が、僕らもう消防団も地域を守っていくという志の者が皆集まっていますからあれですけど、やはり行政のほうでまず旗を最初の旗をふってもらえるとすごく動きやすいので、その辺も含めて御検討をよろしくお願いします。

続いて、2つ目の質問ですが、これからの平生町政についてお尋ねします。現在の日本、この国の国難は今に始まったことではありませんが、東日本大震災や全国で発生している自然災害が追い打ちをかけています。そのような危機的状況の中、町長は町民の生命と財産をどのように守り、そして、日々の生活を守っていくのかお尋ねします。お願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） かなり大きくりの大局的な質問になっております。基本的にはきょうも午前中から出ておりますように、防災対策というのが、町民の生命・財産を守っていく上でまず基本になります。そういった意味でも、ありましたように地域防災計画をしっかりと見直して、より充実したものにしていくと、防災に関連をして、ありましたように、防災のこういった取り組みと実践的な訓練を含めて、そういうもの。

それから、計画そのものをきょうそれぞれマニュアル等も一遍全部統合させていくというような話もしましたので、ハード、ソフトにわたっての、こういった取り組みをやっていながら、防災の能力、地域防災力を高めていくと、これがまず第一だろうというふうに思っております。

2つ目には、きょうも先ほど総合計画の話が出ておりましたけれども、第四次の総合計画、これに基づいて、いわゆる自助・共助・公助、こういうものが機能していく地域社会、こういうものをぜひ目指していく。まずはそういうまちづくりということを当面する大きな課題として取り組んでいかなければいけないだろうというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） 再質問させていただきます。

第1に防災力を第2に総合計画の自助・共助・公助、こういうものを大切にやっていくということですけども、やっぱりその、さっきの質問ともちょっとかぶるかもしれないんですけども、まず、やっぱり自分の持つて自分の平生町の持つてるポテンシャルを調べるというかですね、その考えに至ったのは、このたびの行政視察、総務厚生常任委員会での一つに、高知県の梶原町へ、きょう細田議員の質問の中にも中身が大分詳しくお話がありましたので、端折りますけれども、山間部の自然豊かな、本当自然の中の山の中の町というイメージでした。行く道中、ずっと上り坂だったように感じるような場所です。標高約1,400メートル、人口も約3,800人、総面積の91%が森林で、自然豊かな町です。前町長がなかなかのすご腕の方で、細田議員のお話の中であったこと、いろんなことをされてきたんですけども、その成果が今ど

んどんあらわれてきていて、現在全国から視察が、本当にたくさんあるそうです。

平生町にも風力発電がありますが、ここにも町が運営する風車が2台設置されています。それに加えて水力発電もあります。その設置のきっかけとなるデータがあります、梶原町に。そのデータというのは、町内のあらゆるものをあらゆる角度で、町独自の目線で調査分析をした、そういうデータなんですね。例えば四国カルストで風が吹いている、じゃあ風力発電つくろうとか、いつも見ている町内を流れる川があるんですけど、それを見て段差があったと、流れにですね。その段差を見て、落差を見て、昭和44年の河川改修の際にできた落差だったんですけども、それを利用して水力で発電、電気つくってみたらどうだろうか。発電した電気は、昼間は中学校で使って、夜は街路灯に使えるんじゃないかなと。こんなふうにもいつもそこにあるものに注目をして、いろんなアイデアを出し合う。また、病院から遠いお年寄りが、最終バスに乗り遅れたときとかは、安価で宿泊できる公営の施設があったり、冬の雪深いころには、安心して暮らせる場所に設置してある施設、合宿所みたいなところに移り住んだり、そんなふうにして町全体を見直した結果、本当に町民が必要な策が本当にたくさん可能になっています。最初の防災の質問にも共通するんですけども、いつもあるものの本質を知ること、町内の課題が解決できるのではないのでしょうか。

きょう朝の行政、執行部からの話もありましたけれども、平生町の65歳以上の高齢化率、30.7%、この数字だけを見ると、お年寄りが多い町なんだなあということはわかりますけれども、視点を変えれば、それだけ多くの知識と経験を持った方が本当にたくさんいるということです。きょうは研修でいらっしゃってますけど、僕たち入れてもらえるかわかりませんが、若い世代ですね、私たちが机上でいろんな参考書なりを積み上げて読んで、一生懸命考えてもわからない解決法をお年寄りは知ってるかもしれない。平生町の人、土地、技巧、存在するすべてを含めた潜在能力をすることをしてみてはいかがでしょうか。そのことが今後の平生町のことにつながっていくと思うんですけども、町長の考えをお尋ねします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 今、梶原町の話为例に引きながら、これからの地域、まちづくりに向けての考え方ということで、今、披歴があったと思います。それぞれ町の持つるポテンシャルをということで、一番それは何の場合でも観光であろうと何であろうと、その地域のよさというものをどう引き出していくのかと、これはもう地域の活性化に不可欠であると思います。だから、やっぱり地域の力をどう引き出していって発揮ができるか。そのために、それをある程度誘導していけるような政策をどうとっていくのかと。それが我々に課せられた課題だというふうに思っております。きょうの場合は、この今国民の生命と財産を守り、どう日々の生活を守っていくかという大くくりの質問をいただいておりますから、また、そういう観点からまちづくりの地域の

そういった力を発揮できるようなまちづくりの議論というのは、また改めてできようかと思っておりますが、概略としては、そんな感じを持っております。

議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） 最後の質問をさせていただきます。十数年前、細田議員の町長の答弁にもありましたけれども、山田私案なるものを出されていますが、時間が十数年たった今、これをよくよく見てみると、本当に今の平生町にとって重要なこと、必要な形がここに書かれていると、本当に僕は思うんですよ。なのでまたこれを進化させて、この平生町のポテンシャル、いろんなものを潜在能力を本当に平生町の見方で分析をされて、それをここにまたつけ足した進化版を新山田私案を出されてはいかがでしょうか。最後の質問です、お願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） ちょっとおことわりをしますが、山田私案は十数年前ではありませんで、五、六年前、6年前でございます。きょうも言いましたように、地域のそういうコミュニティをしっかりとよみがえらせていくと。互いの地域のそういった支え合う、助け合う状況をつくり上げていこうということで、申し上げましたように、今からまちづくり条例を今視野に入れて、きょう、今職員も来ておりますが、若い、いわゆる職員のアイデアも出してもらおうと。今の総合計画作りしましたが、きょうさっきやりましたけれども、あの総合計画も審議会のメンバーとしてつくってもらって、つくりっ放しということではなしに、あのつくったメンバーは、これからのまちづくり協議会という協議会の中で、せっかく生んだ子供をしっかりと後成長するように、フォローアップをしてくださいよということで、まちづくり協議会にして、このメンバーの皆さんにも年に二、三回、その進捗状況を点検をしてもらおうということも今まで第三次のときからやっていますのですが、これもやっていく。そういう町内の一般の方の目、町内のいわゆる役場内のそういう目、こういうものも大事にしながら一つのまちづくりにつなげていけるような、公民館等の、きょうもありましたように、この機能をしっかりと発揮できるような融合施設に持って行くことができればというふうに思っておりますので、それを今からの大きな柱にしていきたいというふうに思っておりますので、今御指摘のあったような、新しい一つの形として実を結んでいくように努力をしていきたいと考えております。

議長（福田 洋明君） ここで平岡正一議員から発言の訂正の申し出がありますので、これを許します。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 大変皆様方には御迷惑をかけます。私の一般質問の1、防災対策についての5、「平生町での大雨による災害の教訓は生かされているか」の項の中で、上関の方が1名亡くなられたと発言をいたしました。町内の方が3名重軽傷を負われたと訂正をさせていただきますと思います。取り扱いをよろしく願いをいたします。大変御迷惑をかけまし

た。

議長（福田 洋明君） これをもって一般質問を終了いたします。

議長（福田 洋明君） これより行政報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） それでは2点ほどお尋ねをいたします。

まず、1点目には、曽根公民館、2点目に図書館のホームページの開設をされたということでありましたので、この2点のことについて少しお話をさせていただければと思います。

まず、1点目の曽根公民館の件なんですけども、まずこの9月で建てかえ関連予算として解体費が計上されております。それはそれとして、私現状と将来地域の拠点としてどうあるべきか、地域の中でですね、そのことを考えた場合に、果たして建てかえがどうなのかな、その辺の政策的判断は、原課において、非常に苦労をされて協議会等たびたび開催をされて、それぞれ愛着があるとか、その地元の方々のそういうお気持ちというのは確かにわかります。それを超えるところがまちづくり、いわゆる地域全体を見回したときに、どういう拠点の場である公民館をつくり上げていくか、非常に試されてるんじゃないかなというふうに思いますので、少しお話をさせていただきます。

まず、思いますのが、単純に、借上地にある公民館で、その目の前にはいわゆる遊休地、町の所有の曽根小跡地がございますですね。まず、単純に考えてぱっと思うのが、何で曽根小跡地じゃいけないのだろうかというふうに。土地の形状等いろいろのさまざまな問題は確かにあるかと思いますが。残された曽根小の跡地は間口が狭くて奥に長い、記念碑とかが動かされるかどうかもありますけれども、それと隣に物流の倉庫、割とこれ土地の形状からいっても、そんなに離れたところには建てられないとは思んですけど、やはりそれは土地の活用、遊休地の活用という面で考えれば、それは避けては通れない問題だと思いますので、政策決定の段階において、どのようにそのことは選択をされたのか。この経緯をまずお尋ねをしておきたいと思います。

それと、現状と将来を見渡した場合、あそこは保育園の施設もありますし、中学校もあります。また、その奥に行けば専門学校もあるということで、文化ゾーンといってもいいと思うんですけども、中学校で通う子供たち、いわゆるあそこのバス停でありまして、県道を横断して、公民館の前を渡って行きます。そのときに狭い箇所が曽根の公民館の正門を渡ったところ、ちょっと狭隘なところがあります。これ普通車が離合もちょっとできなくて、ちょっと待つような感じで上がっていかなくちゃ。これは借上地のままであると、あそこの拡幅とかも含めた公民館の前の整備、周辺地域の整備という面でも、私ずっと前学校の役員をしておるとき、ここしたらいいなとは思ってはいたんですけども、なかなかあそこフェンスと立ち木ですか、があります。それで借上地

という問題もありますので、いろいろとちょっと難しい面がございます。まず1点目に、周辺のことを考えれば、あそこを少し全体を含めて整備をしていく。そのためには今の借上地では難しいのではないかと、当然町の土地として所有されているもとの曾根小のほうに建てられるべきじゃないかなというふうに、まず1点目に思いました。

2点目に、ほかの公民館の中を見てますと、消防団の機庫が併設されてる場合がある。これいわゆる緊急時にたくさんの団員の皆様方がそこに集って出勤されていくということで、かなりいわゆる車のスペースが必要だから多分そうなるんじゃないかなというふうに私なりに理解をいたしました。曾根のとはどこかなと思うと、岩花商店さんの前、物流倉庫、バス停の上関側にありますですね。これ今現状ですと、一つだけ空き地がないみたいです。奥にはありますし、周辺もちょっと道路が広がってますけども、これ緊急時の場合に路上駐車になっておるんじゃないでしょうか。それちょっとわかりませんが、私見たことないですけど。そういうことも兼ね合わせたものが検討されたのかどうなのか。

3点目に、いわゆるバス停があそこ併設されてます。これバス停にバスが行くと、とまっているとあその県道が少し上関の方面から上り線はストップをして、よく確認して、対向車がない限りは追い越していくという形になりますけれども、あその県道筋をもう少し上がっていきますと、少し拡幅の計画がされているんじゃないかなというふうに思える箇所が、それぞれ家のバックしているような、1メートルぐらい。これ今後どうなるの、あの辺。ですから、そのことも含めてあの辺を整備される必要が、地域の拠点と言われるには、安心・安全、そして、やっぱりそこに通って集って、防災の拠点でもならなければならないと思うんですけども、そういうことはこのたび検討されたのかどうなのか。ということでお尋ね、政策判断で町長のほうにお尋ねをいたしたいと思います。

それと、2点目の図書館のホームページの開設なんですけれども、アクセス数を御報告いただきました。これいわゆる携帯端末とか、いわゆる携帯電話等のアクセスからも図書館の予約等のシステムは整備されてるのかどうなのか。以上、2点ほどお尋ねをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 曾根公民館に関連をして、政策判断ということで、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

一つは、町有地が御指摘のように、今、熊南の診療所のあったところの向こうにあります。公園になって、そしてまた、広場として今活用されておると。ここの維持管理は、確かに町有地ではありますが、地元のきずなの会の皆さんが、しっかり手入れをしながら、年に何回か清掃もされて、その皆さんが維持管理をされてきたと。その皆さんからぜひここは大事にこれからもしていきたいと、思い出の場所であるから、これはこれでぜひよろしくお願ひしますという申し入れ

を私もいただいております。

いずれにしても、今の借り上げているところは、これはこれでぜひ現地で建てかえをしてほしいと。特に曾根の場合も地形上、御承知のように、いわゆる向井原からあの地域は、当然これでもできれば、仮に町有地ということになれば、そっちを要するに県道を横断しなきゃいけないと。こういうような話もありまして、今の現地でぜひ建てかえの要望をしたいということで、利用者協議会の方々からも、そういう意向を私も承っております、当初いろいろな検討をさせていただきました、私も。あちらではどうかなということも含めて検討しましたが、やっぱりそういった今までは維持管理をしてきていただいて、これ全部皆さんがボランティアでやっていただいております。もうええから、あと今度は町がここは使いますよということにも、なかなか今までの経緯からいけば、皆さんもやっぱり期待をしておられるという、大事にその地域をしたいという思いもあるようでございます。大変強い思い入れがあるようなので、そのことについては、私もそのまま受けとめさせていただいて、現地建てかえということで、今準備をさせていただいておるといってございます。

それから、今の県道のちょっと拡幅のことについても、これはこの前委員会でもちょっと御指摘をいただいたところもありまして、この辺も十分踏まえてこれからの対応はしていかなきゃいけないという、何かそういう計画も以前にあったような話も指摘をいただいておりますので、これはこれで踏まえて対応していきたいというふうに考えております。以上です。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 図書館のホームページのアクセスの件でございますが、大変私自身そういったとこまで自分でしたこともございませんので、実際にできるかどうか確認をしております。後ほど時間がございましたら報告をさせていただきたいと思っております。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） 消防機庫の辺の絡みというのはどうですかね、総務課長さん。それを聞いてもう一回最後にさせていただきます。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） ただいまの消防機庫の車のスペース、空き地がないということで、いざそういった災害等で団員等が集まって消防車を出すわけですが、そのときに駐車場はどうなのかというようなことだと思います。当然その機庫については、御存知のとおり、県道のすぐ横で、駐車場のスペースはございません。ということで、その道路の中に、ずっとその奥がJAの駐車場とか、またその辺の空き地がありますので、そちらに置いて、いざそういった災害対応をしておるといのが今の現状でございます。この辺については、今から内部では協議しておるんですが、今の機庫の移転等も、この公民館等というのではなくて、そ

の辺の移転についても、今ちょっと内部では検討をしておりますが、公民館との関連での検討はいたしておりません。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） 確かに町長さんが言われるように、地元の皆さん方が大切に思っている土地だから、そのことを尊重したいというのはわかるんですけども、それではまちづくりはできないんじゃないかなというふうに思うんです。私の自治会でも広場がございました。そこに老人憩いの家、すったもんだの末に、最初は尾国のコミュニティセンターが来るというような話で、その後に、一転、それが計画が変更になって、憩いの家がすったもんだの、老人憩いの、作業所ですね、作業所ができました。そういうこともありますので、やはり一番大事なのは地元のこともありますが、周辺地域を含めたまちづくりには、やはり当然強力なリーダーシップをぜひとも働かせていただきたい。あの土地はたしか一部40年ごろには進出された企業さんも使われていらっしやったですよ。それで、その後に記念碑がたしかできてたんじゃないかと思うんですけども。そういう歴史的経緯も踏まえて、そういうお考えをしていただければと思います。これは私の個人的に考えているということに受けとめていただいてもいいですけども、全体を見渡して、ひとつせっかくつくるわけですから、52万円というのがたしか年間あそこの借上料としてお支払いをされているんじゃないですかね。40年間、トータルで考えても、52万円掛ける40は2,080万円ということですよ。40年間というものですから、一概には比較はできませんけども、そういう経費がかかるということは、やはり理解をしておかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。もう私は言いつ放しで結構です。これで終わります。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 大変失礼をいたしました。図書館のホームページにつきましては、広報の表紙に一番下にございますように、パソコン版と携帯電話版ということで、使用可能ということでございますので、どうぞ皆さん、お使いをいただきたいと思います。（96ページに訂正発言あり）

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 行政報告の第1番に、いわゆる地デジの報告がございましたが、このことによってケーブルテレビへつながれた方が大分ふえてきたんだと思うんですね、進められておったというふうに。この状況はどうです、やっぱりつかんでおられればちょっとお聞きしておきたいです。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 総務課長のほうから答弁させていただきます。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） ただいまの御質問でございますが、ケーブルテレビの加入率につきましては、全体で申し上げますと、8月末現在で、平生町の世帯について24%の加入率がございます。数にして1,258でございます。8月末でございますので、まだその辺の追跡調査はいたしておりませんが、以前は20%ぐらいございましたので、かなりやはりこの辺でケーブルに入られた方がいらっしゃるんじゃないかなと思います。

それと、ケーブルだけではなくて、暫定措置として、御存知のとおり、BSに一時的に加入とか、いろんな対策を今国のほうはとっております。そういったことで、新たな難視とか地デジのデジデジ混信といいまして、地デジ同士の混信、佐賀地区なんですけど、そういったことで、まだまだ新聞にも載ってございましたけど、山口県下、全国でもそうなんですけど、かなりのそういった世帯があるということで、引き続きその辺の対応をしていきたいと思っております。以上です。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありますか。河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） 今のデジタル放送の関連なんですけれども、難視地区が町内どれぐらいあって、何世帯ぐらいに大体おおよそでいいんですけども。その対応の衛星の対応ですけども、平生町内全域そのBSの対応のエリアになっているんですか。お願いします。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） ただいまの新たな難視地区につきましては、正式な最終といいますか、最近のものはまだデジサポのほうからいただいてませんけど、この間新聞には、たしか7月の24日の完全移行前の1カ月前の新聞に、新聞で国のほうからの情報提供で新聞に掲載された数値で言いましたら、たしか平生町では約300世帯、新たな難視ですね。それと、地区は21カ所だったと思うんですけど、載ってございました。これたしか5月末現在だと思うんですけど。

それと、これは新たな難視ということで、それ以外に、以前から議会でも御質問ございました。全部で大体600ぐらいの世帯があるというふうな話もございましたが、これは新たな難視地区で300ということで、あと佐賀地区の、いわゆる先ほど言いましたデジデジ混信、この分はこの新たな難視じゃなくて、そういった地デジの難視聴ということの世帯がまた二つあるということで、基本的には、以前御質問がございましたとおり、約600。そのうち先ほど言いましたように、ケーブルテレビに入られたり、また暫定的なBSに入られたり、そういった世帯もかなりあるというふうには聞いております。まだちょっと全体的な集約までしておりませんので、その辺また報告を国のほうから受けましたら、また報告をさせていただけたらと思っております。以上です。

BSは今の衛星といいますか、上からの電波でございますので、基本的に上に影とか、そうい

った障害物がなければ、どこでもB Sは対応できるというふうに思っています。

議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

議員（1番 松本 武士君） 済みません、河内山議員に続いて、曾根公民館についてなんですけど、河内山議員と同意見なんですけど、曾根小跡地に愛着がある方がいらっしゃって、あそこを手入れされていることがある。行って私も聞いてはいるんですが、河内山議員と同じことを言うんですけど、その方たちが愛着があるから、ここに建てちゃいけないのかと言われると、その方たちを優先して、曾根公民館の立地条件を決めるのかと思っちゃうんです、単純に。曾根公民館はだれのために建てるのですかね。重要なことだと思うんですが、その点について町長のお考えをお聞きしたいです。

また、第四次平生町総合計画の中に、136ページの中に、現状と課題、基本政策協働のまちづくりの中に、住民と協働の推進というところがあるんですね。その中に、現状と課題の中に、「地域コミュニティにおいては、近隣関係や地域のつながりが希薄化しており、ふれあいの機会や場の提供が求められています」とあります。私こういうのを今つくっております。曾根小学校跡地に建てたらどうかと、大きさを書いてちょっとラフなスケッチなんですけど、桜があって、横に児童公園があって、和田川がすぐそばで、もと休日診療所がありますよね。ここも駐車スペースにしたら車もとめられるし、県道沿いなので、もし催しものではといたら、のぼりを立てたらみんな、よその人も県道を通して、何かやってる、寄っていかうかという話になるのかとか、いろいろ現地行ったりして測ったりしていろいろ考えているんですが、どう考えても今の現状よりこっちに建てたほうが魅力的なんですよ。もし散歩してきた人が、この公園で、子供が公園で遊んで、それでちょっと公民館がちょっと喫茶店というか、お茶でも出してくれるんだしたら、そこでちょっと休んで。そのときにだれかが公民館の利用者と一緒にふれあう。そういう場をつくるんじゃないですか、公民館って。ふれあいの機会や場の提供を求める、求められていますと書いてあるじゃないですか。今その現状の場所でそういう機会が与えられるのですかね。そこら辺について、済みませんが、町長のお考えをお願いします。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を4時10分からといたします。

午後3時52分休憩

.....
午後4時10分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） けさも行政報告で申し上げましたように、現地建てかえということで、6月以降議会とも相談しながら諸準備を進めさせていただいたところであります。そして、地

元との協議を経た上で、地元というのは、今言いましたように、曾根の公民館を利用されておる方々の意向をまず尊重するということが一つ。それから、同時に、その地域で環境美化に取り組んでいただいております皆さんの意向が特にあの広場を中心に、強い思い入れがあるという中で、今日まであそこを町有地であります、みずから維持管理をしていただいた皆さんの気持ち、こういうものも踏まえて今回の判断をさせていただいたということで、この議会に関連予算を計上させていただいております。

議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

議員（1番 松本 武士君） 御答弁ありがとうございます。済みません、ちょっといろいろ私が現地へ行ったりして調べて、何というか思いが強くなって、皆さんに議会のルールをちょっと逸脱したところがあったことがあると御指摘を受けたところがあるので、済みません、少し謝ります、申しわけございません。ただ、公民館を柱としてやっていくという町長のお言葉がございました。公民館というのは地域のかなめだと本当に私も思います。その公民館をよくしたいという私の思いをよろしくお願いします。ありがとうございました。済みません。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 済みません、今松本議員のあれでちょっと僕も一言述べさせていただきます。

9月の初め、全員協議会が一応ありました。そのとき一応説明会がありました。それでその時点で僕もずっと曾根公民館にちょっと毎日、夕方でもこう行って、団体、利用しておる人に聞いたんです。それで利用しておる人に最初聞いたことは、曾根地区に議員がおらんから、本当に建てかえてくれるんじゃないかというような言い方もされました。あんなら、今ごろ地域の代表という議員要らんのぞと、そういうことを言うてあれしたんですけど、本当に久保さん建てかえてくれるのと、うん、建てかえるって今そういう議会で話になってますよ。

そして、いろいろ話されたときに、極端に言ったら、今の現地の、現地というか、曾根地区の人は、利用される人に僕は聞いたんですけど、山側の人は人口が人が多いと。そして、わざわざこっちに少ないとこに建てて道路を渡るより、今までのほうがいいんじゃないかと。それとそういう何というか避難場所やったら、こっちはちょっと何か低いんですよね向こうね。それで低いのを建てかえたり、いろんなどうじゃこうじゃ埋め立てするよりは現状でやってくれたほうがいいんですけど。そして、昼間行ったときは、子ども会の役員が10人ほど話をされたんです。そのときに、その人らにも聞いたら、今からそういう子ども会を立ち上げると。それで、そういう子供らが遊べる広場だけは残してくださいと。もし下につくるなら、極端に言ったらあそこ全部舗装するんですかと、そういうことも言われていました。だから、地元の人はずっと建てかえを1日でも早くやってくれというような感じなんです。それで、ただ心配されてるのは、そうい

うふうに議員がおらんからというのを心配を本当されていましたが、みんな。だから、僕は曾根の地域一人一人聞いたわけじゃありません、一応。ただ単純にあそこを利用する人の意見を聞いて、ちょっと今述べさせてもらいました。ということで、曾根地域の人は、1日も早く建てかえてくださいということです。だから現状というか、今の使い道でいいような僕が聞いた28人ぐらい聞きましたけど、そういう答えが戻りましたので、一応御報告いたします。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） これをもって行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第1号平成23年度平生町一般会計補正予算から議案第6号平成23年度平生町介護保険事業特別会計補正予算までの件について、質疑を行います。

質疑はありませんか。久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 済みません、単純な質問なんですけど、補正予算をさっき説明されましたけど、あの修繕やあんなのはっきりわかるんですね。突発ということは。突発は絶対補正予算組まないと恐らくできません。僕らも工場へ勤めてそれはわかります。ただ単純にその補助金や負担金が何で補正予算に入るのかですね、単にそれを疑問感じたんですよ。たまたま予算を組んだ後に補助金や負担金が発生したのか。ということは、単純に今回だけの補助金か、それともずっと続くのか。補助金や負担金というのは毎年大体同じじゃないかなと、そういう単純な疑問です。よろしくをお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 総合政策課長からお答えいたします。

議長（福田 洋明君） 角田総合政策課長。

総合政策課長（角田 光弘君） それでは、お答えいたしたいと思います。

予算調整課として補助金、負担金、今歳出のほうですが、総論的にお答えいたしたいと思います。このたび9月補正予算で、補助金なりの追加をいたしております。通常、当初予算計上する場合には、当該年度の見込みを立てまして、その予算を編成いたしております。このたびは、例えば交通安全対策費でいきますと、街路灯設置費補助金を追加補正いたしております。この場合は、当初、例えばある件数を見込んでおりましたが、それを上回る補助申請が出て、早急に対応しなければならないと、そういう場合がありましたら、こういうふうに9月補正で追加計上すればなりますし、環境衛生費でありました、ごみ集積箇所の補助金にいたしましても、年度途中で既に当初予算を計上したものを消化するべくスピードで申請が出てまいりましたので、今後の申請を見込んで追加する、そういう場合がございます。ですから、今後も9月補正なり12月でそ

ういう追加補正する場合がありますので、よろしくお願いたしたいと思います。以上です。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） はい、わかりました。どうもありがとうございました。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） 済みません。債務負担行為が計上なされてますけど、これ24年度から34年度まで11年間ですね、単純に今までの話を総合して私考えると、リース物件に対しての債務負担行為と単純に考えてたんですけども、それ以外のものがこれにいろいろ該当してるんじゃないでしょうか。その辺の中身というのをちょっと教えていただくわけにはいきませんか。どうして24年度からになるのか。23年度の予算で今、どういう理由で24年からになるのかということをお尋ねします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 総合政策課長のほうから答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 角田総合政策課長。

総合政策課長（角田 光弘君） それではお答えいたしたいと思います。

補正予算書の5ページに債務負担行為の補正ということで、曽根公民館改築事業の債務負担行為を計上いたしております。限度額が1億3,000万円以内ということで、期間を平成24年度から34年度といたしております。今年度23年度着手いたしまして、24年度の下期からリース料の負担が支払いが発生します。終わりますのが34年度の前半上期に支払いが終了いたしますので、こういうふうな24年度から34年度というふうになるものでございます。

それと、これすべて建築費からもろもろ含めたもので計上いたしたものでございます。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第7号平生町暴力団排除条例について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第8号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑はありませんか。河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） ちょっと具体例を挙げてお尋ねをいたします。

生計を一にするというのは、私ということなのか。というのが、私身障の父親をずっと長いこと扶養しておりました。それが社会保険事務所も10年ぐらい前から変わって、あんた別居じゃけだめよと。それ生計を以前僕が扶養してたんですね。僕が入院費とかいろいろ払ってたんで

すけどね。じゃけどですね、それが証明できないことには、あなたは養子に行ったからだめだということで、健康保険から外されまして、私の扶養から。生計を一にするというのがいろいろなそういう役所で解釈がちょっと混乱してた時期があるんです。今はどうかあるか知らないんです。町においては、この生計を同じくしていたということはどういうことで証明をされている予定なのかということを一応お尋ねをしておきます。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 健康福祉課長のほうから答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 弘中健康福祉課長。

健康福祉課長（弘中 賢治君） 今回の災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正する条例、これ法律の改正に伴ってこういうふうな改正になったわけでございます。いわゆる支給範囲、対象者が広がったと、いわゆる大震災の関係で。いわゆる死亡された方と同居し、または生計を同じくしていたものも支給対象に加えますよということで、生計を一、というのが生計を一かという御質問でございます。ちょっと私が思いますに、いわゆる生活の根拠、生活費を一つにして生活していたというか、そういうものが生計を一にしていたという判断をしたらいいのではないかなというふうに思っております。

また、今きちんとした答弁になりませんので、またよく調べて答弁させていただきたいというふうに思います。済みません。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、承認第1号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の事項の承認についての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 専決処分されたこと自身には何も異論はないわけですが、このその税条例の一部を改正することによって、どういう影響が生じるのか。具体的なちょっと影響があれば説明していただき、中身を説明していただきたいんですが。

議長（福田 洋明君） 洲山税務課長。

税務課長兼徴収対策室長（洲山 和久君） 今回の主な改正につきまして御報告いたします。

まず、町税の罰則の見直しでございます。これは納税義務者が町税の申告を正当な理由がなくて提出しなかった場合、町税の罰則規定が、これが3万円から10万円にふえるということで、これは町にとって罰則規定で7万円がふえるということでございます。

そして、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例につきましては、これは町民税に限り申告書に肉用牛の売却に係る事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、当該事業所得に係る

町民税の所得を免除することができるということがありますので、この免除規定が3年間延長されることとなりますので、これは納税者側に得ということになります。

そして、もう一つは、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例につきまして、これは町民税の所得割の納税者が、上場株式の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得に対して課する町民税の所得税の額は、上場株式に係る課税所得等の金額の3%、これが通常であれば5%でございます。これが3%、これをまた2年延長するというところでございますので、これも納税者のほうの得ということになります。以上です。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 条例の解説はわかったんですが、これをするによって、例えば具体的に町税の本来入るべきものがどれだけ入らなくなるとか、どれだけ入るようになるとか、その影響をちょっと教えてほしいですが。

議長（福田 洋明君） 洲山税務課長。

税務課長兼徴収対策室長（洲山 和久君） 町税の申告をしないという3万円から10万円ということになりますけど、当然その今の申告しなかった人を探していたわけではございません。これは国税のほうに何かあれば調査するという形になってくると思います。国税のほうに入れば、通常であれば5年間さかのぼってということやってまいりますし、悪質なことになれば7年間という感じになってきますんで、今までは過料をかけたという例はございません。

肉用牛につきましても、今までどおりということで、農業所得に入れてないということでございますので、町内で3戸の方ですか、肉用牛飼ってらっしゃるのが、ということありますので、それにも出てこないということがあります。上場株式等につきましても、どれだけというのは計算してないんですが、またよく計算して、またお知らせしたいというふうに思っております。以上です。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、決算の認定について、一般会計につきましては、歳入は一括、歳出は款ごとに質疑を行い、特別会計につきましては、会計ごとに質疑を行います。

まず、認定第1号平成22年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。歳入に入る前に、決算全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、歳入について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出について質疑を行います。

まず、議会費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、総務費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、民生費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、衛生費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、労働費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、農林水産業費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、商工費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、土木費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、消防費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、教育費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、災害復旧費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、公債費、諸支出金、予備費について一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第2号平成22年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を行います。質疑はありませんか。淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） 国保の歳入ですが、この歳入が21年度と比べて、未済額が200万円ふえてるわけなんですよ。問題はこの金額じゃなしに、これに対して短期の保険証、また資格証明書の発行ができるということなんですよね。ここが問題なんですよ。だからその未済額の増加に対して、短期保険証と資格証明書の発行はどうなっているか。

もう1点、今これだけ不景気の中で、この未済額がどんどんふえていくんじゃないかという懸念がされます。これに対する対策はどのように考えておられるか、お伺いをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 町民課長のほうから答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 中本町民課長。

町民課長（中本 羊次君） それでは、お答えさせていただきます。

国民健康保険の資格証明書の交付につきましては、保険税の収納確保において、被保険者間の負担の公平性を図るという観点から、平成12年度の法改正により義務化されているところでございます。本町においても、その法に沿って資格証明書の交付を実施しております。

資格証明書の交付の状況につきましては、現時点で、対象世帯数は10世帯となっております。

また、もう一つ言われました短期被保険者証につきましては、66世帯となっております。国民健康保険税の未収納額につきましては、毎年の調定額が異なるため、前年度対比で増額や減額になっておりますが、収納率につきましては、若干ではあります、0.3%程度下がっているのが現状でございます。

また、滞納対策に係る資格証明書の交付につきましては、関係課と連携し、滞納者との接触機会をふやすなど、滞納相談や状況に応じた分納誓約の取りつけ等、相互の事情をくむことで短期被保険者証の発行にとどめ、できる限り被保険者証の返還及び資格証明書の交付にならないように折衝交渉に努めているところでございます。以上でございます。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第3号平成22年度平生町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を行います。質疑はありませんか。久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） これもちょっと単純な質問なんですけど、平生町簡易水道もあと25年度どうじゃこうじゃ言われましたよね。それで今これ一般会計の中の歳入の中の極端に言ったら55%は、一般歳入繰入金ということは、そういうことはこれは補助金ですよ。間違っちゃたらごめんなさい。ということは、これは極端に言ったらあと二、三年後に田布施・平生水道企業団になった場合は、これがこのまま残るんか、それともこれがゼロなるか、それともまたふえるんか、その補助金が。ちょっと一言よろしくお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 建設課長のほうから答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 安村建設課長。

建設課長（安村 和之君） 簡易水道の統合計画につきましては、日向平を除くこの地区につきましては、平成25年4月を一応予定いたしております、日向平につきましては、施設の改修がありますということで、2年遅れの27年の4月という予定にいたしております。当然現在繰入金につきましては、基準外繰入れがかなりございますので、どういたしますか、どうしても向こう行けば負担金等も出てきますが、詳細にまだ確認はいたしてはおりませんが、若干はそりゃ人件費等が減ってきますので、繰入金については、若干減るんじゃないかならうかと思っております。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） どうもありがとうございました。繰入金が減るということですね、少しは。はい、わかりました。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第4号平成22年度平生町老人医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第5号平成22年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を行います。質疑はありませんか。久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 済みません、これも単純な質問です。

歳入のこれ70%は、今言うように、一般繰入金と町債というのは補助金ですよ。それで今、先ほど言われた下水道は、五十何%かね、それで極端に言ったら、ほとんどが今これ補助金なんですよ、7割と言ったら。ということは、なるべく早く全町民に利用できるような方策をどんどん今後町政に反映してください。やっぱり同じ税金を払っておって、下水道の来てない人の分も、極端に言ったらこれ7割近くは補助金と町債というのは、ほとんど補助金、あれですので、やはり町民平等という感じでよろしくお願いたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） かなり下水道整備については、今までもそうですが、これからも着実に整備をしていかなければいけないというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 期待して待っていますので、よろしくお願いたします。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第6号平成22年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第7号平成22年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第8号平成22年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第9号平成22年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第10号平成22年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、報告について一括質疑を行います。質疑はありませんか。久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 済みません、一括して聞きたいんですけど、この自然エネルギーの何か100万円という、1,000万円かな、何か基金がありますよね。あの基金というのは補助金ですか、それとも町自体の金で出してるんですか。

地域温暖化対策推進基金というのは、積立金で1,000万円あるんですね。これ補助金でやられたのか、それとも町の積み立てでやられたのか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 総合政策課長のほうから答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 角田総合政策課長。

総合政策課長（角田 光弘君） それでは、お答えいたしたいと思います。

地球温暖化対策推進基金でございますが、これは平成22年度に新たに設けました基金でございます。町の一般財源を使って1,000万円ほど基金に積み立てを行うというものでありまして、そのうちから22年度に太陽光発電設備の設置補助金として430万6,000円使用しておりまして、その残額が22年度末の基金として残っているという状況でございます。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） ということは、一応町の補助金で積み立てて、最終的にはこれがゼロになったらこれで終わりということですか。それでまたゼロになったらまた積み立てるんですか。今これ1,000万円から大分減ってますね、半分に。ということは、だんだんだんだん減っていくんでしょう。それでこれが最終的にゼロになった時点で、この地球環境対策というのは、一応事業は取りやめということですか。

議長（福田 洋明君） 角田総合政策課長。

総合政策課長（角田 光弘君） 町の一般財源から1,000万円を基金に積んだと申し上げましたが、その1,000万円といえますのは、風力発電施設の固定資産税のおおむね1%（同ページに訂正発言あり）ということで、この地球温暖化対策推進基金としては、3,000万円程度を目途としております。ですから、今後も積み立てをする予定といたしております。用途につきましては、現在は太陽光発電の設置補助金でございますが、今後これに関連する地球温暖化対策に関連する用途が出てくれば、当然この基金を使うようになると思われま。以上です。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 今申し上げましたように、風力は7基稼働して、初めて固定資産税が町に入ってくると。向こう17年、3億円程度入ってまいりますので、そうするとその約1割程

度基金に積んでいこうということで考えております。したがって、その辺の固定資産税、これだんだん償却資産ですから、下がってまいりますから、この辺も見ながら判断をしていきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 角田総合政策課長。

総合政策課長（角田 光弘君） 訂正させていただきます。私1%と申し上げましたが、10%の誤りでございます。失礼いたしました。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 済みません、予想が当たりましたけど、この地域温暖化対策そういう太陽光やいろんな、これやったら一部の人ですね、はっきり言ってね。だからこういう今言われたように、風力発電所の固定資産税と言われましたけど、一部。だからそういうのを使ってあそこの山の観光地を少しでもそれやってくださいということを最後に提案して、一応意見を終わりますので、わざわざ風力発電所あるんですから、そのための固定資産税もろうてるんやったら、その半分をそういう観光の上の見学道路いろいろありますので、きちっと整備よろしくお願いします。一応終わります。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって提出議案に対する質疑を終了いたします。

ここで日程の変更についてお諮りいたします。

一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑が終了いたしましたので、9月15日の本会議は休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。したがって、本日の議事日程に日程第37、委員会付託を追加いたします。

日程第37.委員会付託

議長（福田 洋明君） 日程第37、お諮りいたします。議案第1号平成23年度平生町一般会計補正予算から議案第8号災害甲慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例までの件並びに承認第1号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認について及び認定第1号平成22年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第10号平成22年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの件については、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託し

たいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 1 号から議案第 8 号までの件並びに承認第 1 号の件及び認定第 1 号から認定第 1 0 号までの件については、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

・

議長（福田 洋明君） 本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、9月22日午前10時から開会いたします。

午後4時52分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 河内山 宏 充

署名議員 平 岡 正 一

平成23年 第7回(定例)平生町議会会議録(第2日)

平成23年9月22日(木曜日)

議事日程(第2号)

平成23年9月22日 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平成23年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第2号 平成23年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第3号 平成23年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第4号 平成23年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第6 議案第5号 平成23年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第7 議案第6号 平成23年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第7号 平生町暴力団排除条例
- 日程第9 議案第8号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 承認第1号 専決処分事項の承認について(平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例)
- 日程第11 認定第1号 平成22年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第2号 平成22年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第3号 平成22年度平生町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第4号 平成22年度平生町老人医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第5号 平成22年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第6号 平成22年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第7号 平成22年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第8号 平成22年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第9号 平成22年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて

- 日程第20 認定第10号 平成22年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 日程第21 同意第1号 平生町教育委員会委員の任命について
- 日程第22 意見書案第1号 「離島振興法」の改正・延長を求める意見書
- 日程第23 議員派遣の件
- 日程第24 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

本日の会議に付した事件

- 日程第2 議案第1号 平成23年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第2号 平成23年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第3号 平成23年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第4号 平成23年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第6 議案第5号 平成23年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第7 議案第6号 平成23年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第7号 平生町暴力団排除条例
- 日程第9 議案第8号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 承認第1号 専決処分事項の承認について（平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例）
- 日程第11 認定第1号 平成22年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第2号 平成22年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第3号 平成22年度平生町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第4号 平成22年度平生町老人医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第5号 平成22年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第6号 平成22年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第7号 平成22年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第8号 平成22年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について

定について

日程第19 認定第9号 平成22年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第20 認定第10号 平成22年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第21 同意第1号 平生町教育委員会委員の任命について

日程第22 意見書案第1号 「離島振興法」の改正・延長を求める意見書

日程第23 議員派遣の件

日程第24 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

出席議員（12名）

1番 松本 武士君	2番 村中 仁司君
3番 久保 俊一君	5番 中川 裕之君
6番 河藤 泰明君	7番 淵上 正博君
8番 細田留美子さん	9番 柳井 靖雄君
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 岩本ひろ子さん	13番 福田 洋明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 羽山 敦紀君 書記 岩井 浩治君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	副町長	佐竹 秀道君
教育長	高木 哲夫君	会計管理者	藤田 衛君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			吉賀 康宏君
総合政策課長	角田 光弘君	町民課長	中本 羊次君
税務課長兼徴収対策室長			洲山 和久君
健康福祉課長			弘中 賢治君

経済課長兼農業委員会事務局長	岩見 求嗣君	
建設課長	安村 和之君 佐賀出張所長	山本 俊明君
教育次長兼学校教育課長	福本 達弥君	
社会教育課長	小島 康司君	
総合政策課長補佐兼財務班長	石杉 功作君	

午前10時00分開議

議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において岩本ひろ子議員、松本武士議員を指名いたします。

ここで、高木教育長から9月14日の発言の訂正の申し出がありますのでこれを許します。高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） おはようございます。発言の訂正とおわびを申し上げます。

14日の本会議におきまして、河内山議員さんから行政報告に対する質問をいただきました。図書館のホームページに携帯電話でアクセスできるかという内容でございます。そのとき、できるといふふうにお答えをいたしましたが、実は、普通の携帯電話ではホームページの図書館の画面を開くまではできるということでございますが、検索あるいは予約等の機能はできないということでございますので。ただ、スマートフォンといいますか、高機能、多機能の携帯電話であればできるということでございます。発言の訂正をさせていただくとともに、おわびを申し上げたいと思います。どうも本当に貴重な時間ありがとうございました。

議長（福田 洋明君） ここで、洲山税務課長より発言の申し出がありますのでこれを許します。洲山税務課長。

税務課長兼徴収対策室長（洲山 和久君） おはようございます。本会議におきまして、平生町税賦課徴収条例の改正による本町への影響額がどのくらいかという平岡議員さんからのお尋ねでございました。平成23年度の例をもとに結果を申し上げます。平成23年度の町民税の個人所得の予算は約4億3,000万円でございます。その中で、関係者約20名の方が上場株式の配当所得及び譲渡所得につきまして約10万1,000円の影響額となります。以上でございます。

す。

日程第 2 . 議案第 1 号

日程第 3 . 議案第 2 号

日程第 4 . 議案第 3 号

日程第 5 . 議案第 4 号

日程第 6 . 議案第 5 号

日程第 7 . 議案第 6 号

日程第 8 . 議案第 7 号

日程第 9 . 議案第 8 号

日程第 1 0 . 承認第 1 号

日程第 1 1 . 認定第 1 号

日程第 1 2 . 認定第 2 号

日程第 1 3 . 認定第 3 号

日程第 1 4 . 認定第 4 号

日程第 1 5 . 認定第 5 号

日程第 1 6 . 認定第 6 号

日程第 1 7 . 認定第 7 号

日程第 1 8 . 認定第 8 号

日程第 1 9 . 認定第 9 号

日程第 2 0 . 認定第 1 0 号

議長（福田 洋明君） 日程第 2、議案第 1 号平成 2 3 年度平生町一般会計補正予算から日程第 9、議案第 8 号災害甲慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例、並びに日程第 1 0、承認第 1 号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、及び日程第 1 1、認定第 1 号平成 2 2 年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第 2 0、認定第 1 0 号平成 2 2 年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの件を一括議題といたします。

本件に関し、9 月 1 4 日の本会議において、関係常任委員会に付託いたしました議案につき、委員長の報告を求めます。河藤泰明総務厚生常任委員長。

総務厚生常任委員長（河藤 泰明君） 総務厚生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成 2 3 年 9 月 1 4 日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第 1 号中歳入全般並びに歳出のうち平生町議会委員会条例第 2 条の規定に基づく所管事項、地方債、以下「所

管事項」と言わせていただきます。議案第2号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、承認第1号、並びに認定第1号中平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、以下「所管事項」と言わせていただきます。認定第2号、認定第4号、認定第8号、認定第9号及び認定第10号につきまして、9月16日、委員会室において、町長以下、所管課職員の出席を得て慎重に審議いたしました。その結果と主だった審議経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第1号中所管事項、議案第2号、議案第6号、議案第7号、議案第8号及び承認第1号については、すべて全会一致で承認。認定第1号中所管事項、認定第2号、認定第4号、認定第8号、認定第9号及び認定第10号につきましても、すべて全会一致で認定することにいたしました。

次に、それぞれの主だった審議経過を報告いたします。

まず、議案第1号中歳入全般では、質疑はありませんでした。

歳出では、中央児童館運営費の修繕料について、原因は何かとの質問があり、屋根材の継ぎ目の腐食によるものであるとの説明がありました。加えて、町全体の公共施設の維持管理についての質問があり、基本的にはそれぞれの主管課が管理を行い、専門的なものについては建設課が関与しているとの説明がありました。

環境衛生費では、ごみ集積箇所の環境衛生整備事業費補助金は、どの程度を見込んで当初予算を計上しているのかとの質問があり、今年度は前年度を踏まえ10件分を予算計上したが、6月で申請件数が10件あったことから、今後の申請を見込んで補正をお願いするものであるとの説明がありました。

議案第2号については、一般被保険者第三者行為による賠償金について質問があり、このたびの補正は、交通事故による治療費を国民健康保険で立てかえたものについて、被害者と加害者の負担割合に基づく賠償金が、国民健康保険会計に入ってくるものであるとの説明がありました。

議案第6号については、介護給付費準備基金積立金の基金残高はいくらか。また、基金への積立は補正でないといけないのかとの質問があり、基金残高は、22年度末で3,827万7,920円で、積立時期については、過年度分の交付金等、22年度の確定に伴い歳入歳出を差し引きして、9月補正により残高を基金に積み立てるものであるとの説明がありました。

議案第7号については、第2条(3)に「暴力団員または暴力団員でなくなった日」とあるが、どのように基準を決めるのかとの質問があり、警察との連携を密にして情報を得ながら対応していくとの説明がありました。

議案第8号については、まず、執行部から、一部改正条例の「生計を同じくしていた者」の定義についての補足説明がありました。その後、このたびの改正は、東日本大震災による特定の者が適用になるのかとの質問があり、自然災害すべてにおいて適用されるものであるとの説明があ

りました。

承認第1号については、まず、執行部から、このたびの条例改正における本町の影響額について補足説明がありました。その後、土地保有税はどのくらい払っているのかとの質問があり、本町では例がないが、国の法改正に伴い改正するものであるとの説明がありました。

次に、認定第1号中所管事項のうち歳入では、固定資産税滞納繰越分の不納欠損は何件分かとの質問があり、41件分であるとの説明がありました。加えて、固定資産税の不納欠損について、今後の対応はどうするのかとの質問があり、固定資産の実態調査を実施していきたいとの説明がありました。

歳出では、障害者福祉費の相談支援機能強化事業の内容について質問があり、障害者・保護者からの相談に応じて必要な情報や助言を行うほか、福祉サービスの利用援助に関する業務、カウンセリングを行っているとの説明がありました。

非常備消防費について、町内の住宅用火災警報器はどの程度設置されているのかとの質問があり、現時点では把握はしていないが、今後、調査したいとの説明がありました。

認定第2号、及び認定第4号については、質疑はありませんでした。

認定第8号については、借上料のパソコンは何台分かとの質問があり、審査会の構成町である平生町・田布施町・上関町の計3台分であるとの説明がありました。

認定第9号については、高齢者数の増加により今後も介護給付費が増加すると思われるが、どのように対応していくのかとの質問があり、介護予防に力を入れていくとの説明がありました。また、滞納繰越分の不納欠損について、行政としてどのように対応しているのかとの質問があり、介護保険料の時効は2年となっており、未納の方は、介護サービスを受ける際に負担がふえる仕組みになっている。今後も、滞納が発生しないように努力をしていきたいとの説明がありました。

認定第10号については、質疑はありませんでした。

以上が、総務厚生常任委員会での付託を受けました議案の審議結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願い申し上げまして、委員長報告を終わります。

議長（福田 洋明君） 淵上正博産業文教常任委員長。

産業文教常任委員長（淵上 正博君） 産業文教常任委員会の委員長報告をいたします。

平成23年9月14日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第1号中歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、債務負担行為、以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第3号、議案第4号、議案第5号並びに認定第1号中平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、以下「所管事項」と言わせていただきます。認定第3号、認定第5号、認定第6号及び認定第7号につきまして、9月20日、委員会室において、

町長以下、所管課職員の出席を得て慎重に審議いたしました。その結果と主だった審議経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第1号中所管事項については、賛成多数で承認することにいたしました。議案第3号、議案第4号、議案第5号については、すべて全会一致で承認。認定第1号中所管事項、認定第3号、認定第5号、認定第6号及び認定第7号につきましても、すべて全会一致で認定することにいたしました。

次に、それぞれの主だった審議経過を報告いたします。

まず、議案第1号中所管事項については、農林水産業費で、わな猟狩猟免許取得事業の補助金について、免許取得後に猟友会に加入する理由と、免許なしに自己所有地にわなを設置してはいけない理由は何かとの質問があり、猟友会への加入は義務ではないが、安全に猟を行っていただくために保険への加入が好ましく、全国猟友会の共済保険の加入をお願いしている。また、有害鳥獣の駆除は法に基づいて町が許可を出しており、自衛わなを特例措置でやることは可能だが、自己責任となるとの説明を受けました。

教育費の公民館費では、曾根公民館解体の坪単価はいくらかとの質問があり、工事請負費の予算は、外溝やフェンスの解体、舗装の撤去などを含むもので、建物本体では約6万6,000円との説明を受けました。

債務負担行為では、曾根公民館の建てかえの説明会において、現状と同規模程度の150坪としているとの説明だが、その根拠は何か、また、曾根地区の将来人口を勘案しているのかとの質問があり、地元協議に入るときの入り口の議論として、同規模ということを上げたが、地元の意見を聞いたうえで、どれくらいの面積になるかは、これからになる。将来人口の動態も考慮しなければいけないが、利用者が快適に、機能的に利用できる一定の広さや形状が必要であり、公民館の設置基準もある。曾根地区のまちづくりの拠点として、避難所の位置づけなども考えて、現状の面積程度を確保したいことから提案しているとの説明を受けました。

議案第3号については、時間外勤務の補正理由について質問があり、蔭平・日向平の飲料水供給施設の漏水対応と、検針員の辞職により職員が対応したことによるものであるとの説明を受けました。

議案第4号については、過誤納付還付金について、当初予算に、ある程度の幅をもって予算計上しておくことはできなかったのかとの質問があり、予算査定の際に、そういう議論もあった。金額は小さいが、過誤納であるので、きちんと予算書に示して補正をお願いするものであるとの説明を受けました。

議案第5号については、消費税の補正理由について質問があり、22年度の消費税額の確定により、不足分の補正をお願いするものであるとの説明を受けました。

認定第1号中所管事項の歳入については、不納欠損額を少なくするよう努力してもらいたいとの要望がありました。

歳出については、農業費では、ジャンボタニシの駆除の効果は上がっているのかとの質問があり、21年度から対策を実施しており、豎ヶ浜地区に薬剤散布し、参考圃場では高い効果が見受けられ、効果が上がっていると考えているとの説明がありました。

商工費では、観光協会の補助金について、観光協会が設置した看板等の維持管理の指導をしているのかとの質問があり、観光協会では、施設整備費の予算の中で維持管理をしておられ、今後指導していきたいとの説明がありました。

教育費では、小・中学校のプールの水質管理についての質問があり、プールには循環器があり、塩素滅菌をしている。酸性雨の影響については、ペーハーの検査もしているので、ペーハーの調整はできると考えているとの説明がありました。

諸支出金では、田布施・平生水道企業団への負担金は、県の補助金が入っているのか、また、町の一般会計から出しているのかとの質問があり、この負担金は、水道管の配管に伴うもので、町が5割負担している。県からの補助は水道料金低減対策事業の補助金の中に入っているとの説明を受けました。加えて、県補助がなくなった場合、町が同額を補助することになるのかとの質問があり、県の高料金対策の補助については、次年度以降の見通しがなく、補助制度導入の要望活動をしているが、今後の動向は、推移をみながら対応していきたいとの説明がありました。

討論では、賛成討論があり、委員会で委員から出された要望や意見等を今後加味するようにお願いしたいとの要望がありました。

認定第3号については、水道料金計算業務は、上水道と一本化できないのかとの質問があり、簡易水道の統合化の作業を進めており、整備していくようになるとの説明を受けました。

認定第5号については、歳入は、他会計繰入金と町債で約7割を占めているが、今後の町民の受益負担はどうなるのか。また、今後の整備に、あと何年くらいかかるのかとの質問があり、他会計繰入金は一般会計からの繰り入れで、基準外繰り入れが約2,700万円あるが、下水道区域外には、合併浄化槽等の補助制度等もある。現在の計画は、あと20年くらいを想定しているとの説明がありました。

認定第6号については、質疑はありませんでした。

認定第7号については、汚泥処理費の削減対策について質問があり、汚泥の削減方法については、今年度方向を決め、来年度には予算化をして取り組んでいきたいとの説明を受けました。

以上が、産業文教常任委員会での付託を受けました議案の審議結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

議長（福田 洋明君） 以上で委員長報告を終わります。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） では、反対討論をさせていただきます。

平成23年第7回平生町議会定例会議案に対して、認定第1号平成22年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定、認定第2号平成22年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定、認定第10号平成22年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対をいたします。それぞれの認定について理由を述べたいと思います。

平成22年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、本会議で質問を申し上げましたが、10件の資格証明書発行の問題です。資格証明書では、医者、病院にかかっても医療費を10割支払わなければなりません。国保税が払えない人が医者、病院にかかれるわけがありません。これは命の問題だと思います。資格証明書は発行すべきではないと思います。

次に、平成22年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、予算議会、決算議会ではいつも申し上げておりますが、年齢による差別医療である後期高齢者医療制度、私はこの制度そのものを廃止すべきだと今考えております。

この認定に反対することにより、認定第1号平成22年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定は、繰入金の関係で反対をいたします。議員の皆様方におかれましては、慎重にお考えの上、御同意くださいますようお願いをいたしまして、反対討論を終わります。

議長（福田 洋明君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 賛成討論なしと認めます。次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入りますが、分割して採決をいたします。

まず、議案第1号平成23年度平生町一般会計補正予算の件を起立により採決いたします。議案第1号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成23年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算の件から、議案第6号平成23年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算までの件を一括起立により採決いたします。

議案第2号から議案第6号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第2号から議案第6号までの件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平生町暴力団排除条例の件を起立により採決いたします。議案第7号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第7号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。議案第8号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第8号の件は原案のとおり可決されました。

次に、承認第1号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認についての件を起立により採決いたします。承認第1号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、承認第1号の件は原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号平成22年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を起立により採決いたします。認定第1号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、認定第1号の件は原案のとおり可決されました。

次に、認定第2号平成22年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についての件を起立により採決いたします。認定第2号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、認定第2号の件は原案のとおり可決されました。

次に、認定第3号平成22年度平生町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第9号平成22年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの件を一括起立により採決いたします。認定第3号から認定第9号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、認定第3号から認定第9号までの件は原案のとおり可決されました。

次に、認定第10号平成22年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を起立により採決いたします。認定第10号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、認定第10号の件は原案のとおり可決されました。

日程第21、同意第1号

議長（福田 洋明君） 日程第21、同意第1号平生町教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さんおはようございます。去る9月14日に御提案申し上げました数多くの議案につきまして、本会議並びに各常任委員会におきまして慎重に御審議賜りましたこと、まずもって厚くお礼を申し上げます。そしてただいまは、予算6件、条例2件、承認1件、認定10件につきまして御議決並びに御承認を賜りまして誠にありがとうございました。

今後、間もなく下半期に入りますが、事務事業の進捗にも十分注意を払いますとともに、行政の適正な執行に努め、住民生活の向上に全力を挙げて取り組んでまいりたい所存でございますので、

議員の皆様方におかれましても、よろしく御指導いただきますようお願いを申し上げます。

また、本会議でも災害対応が大きなテーマとなりましたが、近年の災害は過去の経験からだけでは防げない災害となっているだけに、他市町の災害事例等にも学びながら、危機意識を十分持って、引き続き災害への備えをしてまいりたいと考えているところであります。

さて、本日御提案申し上げますのは、人事案件1件でございます。それでは、同意第1号平生町教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。来月19日で任期が到来いたしますのは、現在教育委員長をお務めの鳥枝達典氏でございます。

鳥枝委員長におかれましては、4年前の平成19年10月20日から教育委員として御活躍いただいております、平成22年11月1日から教育委員長に就任されておられます。教育委員就任後の4年間は、学校、社会教育行事はもとより、町の行事などにも積極的に参加され、「地域に根差した活動」を続けられるとともに、教員在職中から持ち続けておられる「教育とは人づくりである」との理念のもと、地域における人づくりにも積極的に関与されてこられました。

また、教育委員長として、教育委員会会議では新たな問題に対して積極的に協議を行い、教育委員会の活性化を図るとともに、教科書採択のため行われる熊毛郡教科用図書研究調査協議会では、これまでの御識見、御経験から貴重な意見を出されるとともに、的確に意見集約されるなどその取りまとめに大きく寄与されているところであります。健康面におきましても大変お元気で十分職責を全うしていただけるものと考え、再度任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、町議会の御同意をお願いいたすものであります。

なお、主な経歴につきましては議案の裏面に添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと存じます。

以上をもちまして、同意第1号の提案理由説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えいたしたいと存じますので、よろしく御審議いただきまして御同意賜りますようお願いを申し上げます。

議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については討論を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、本案については討論を省略することに決しました。

これより採決に入ります。同意第1号平生町教育委員会委員の任命についての件を起立により

採決いたします。本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、同意第1号の件は原案のとおり同意されました。

日程第22・意見書案第1号

議長（福田 洋明君） 日程第22、意見書案第1号「離島振興法」の改正・延長を求める意見書の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） それでは、御提案いたしております、意見書案第1号「離島振興法」の改正・延長を求める意見書につきまして、御説明申し上げます。

「離島振興法」につきましては、昭和28年に制定されて以来、全国の離島において離島振興事業が進められ、離島の生活条件が改善されてきたところであります。しかしながら、本町の佐合島においてもみられますように、離島では高齢化が進み、日常生活はもとより、災害時や緊急時の対応等についても、依然として厳しい状況が続いています。このような厳しい生活環境の離島を有する全国の市町村にとって、「離島振興法」は、離島の生活条件や産業基盤の整備のために必要な法律であります。平成25年3月31日限りで、その効力を失うこととなります。よって、本町議会は、国に対しまして、離島の現状を十分理解し、離島を有する自治体が、自主・自立性を発揮して、離島振興を進めることができるよう、離島振興策の見直しと、「離島振興法」の期限延長を強く要望するものであります。以上、「離島振興法」の改正・延長を求める意見書につきまして5名の提出者を代表して、提案いたすものであります。

議員の皆様方におかれましては、経過と趣旨を御理解の上、適切なる御判断を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第1号「離島振興法」の改正・延長を求める意見書の件を起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・

日程第23．議員派遣の件

議長（福田 洋明君） 日程第23、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配布の文書のとおりといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件についてはお手元に配布の文書のとおりとすることに決しました。

・

日程第24．常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

議長（福田 洋明君） 日程第24、常任委員会の閉会中の所管事務等の調査の件を議題といたします。

会議規則第67条第1項の規定によって、総務厚生常任委員長及び産業文教常任委員長から、お手元に配布のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

・

議長（福田 洋明君） 以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成23年第7回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前10時42分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 岩 本 ひろ子

署名議員 松 本 武 士